

平成 19 年多賀城市議会予算特別委員会会議記録（第 4 日目）

平成 19 年 3 月 6 日（火曜日）

◎出席委員（20 名）

委員長 昌浦 泰己

副委員長 佐藤 恵子

委員

伊藤 功一郎 委員

伊澤 貞夫 委員

金野 次男 委員

森 長一郎 委員

寺澤 正志 委員

板橋 恵一 委員

伊藤 一郎 委員

相澤 耀司 委員

藤原 益栄 委員

小林 立雄 委員

中村 善吉 委員

吉田 瑞生 委員

石橋 源一 委員

松村 敬子 委員

根本 朝栄 委員

小嶋 廣司 委員

竹谷 英昭 委員

阿部 五一 委員

◎欠席委員（なし）

◎説明員

市長 菊地 健次郎

助役 後藤 敏郎

収入役 菊池 健一

監査委員 高橋 弘

総務部長 平塚 訓章

市民経済部長 菊池 三雄

保健福祉部長 板橋 正晃

建設部長 後藤 孝

総務部次長(兼)総務課長 佐藤 利夫

総務部次長(財政担当) (兼)財政課長 鈴木 明広

市民経済部次長(兼)生活環境課長 福岡 新

市民経済部次長(兼)農政課長(兼)農業委員会事務局長 板宮 徳行

保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 相澤 明

建設部次長(兼)都市計画課長 大石 實

建設部次長(兼)多賀城駅周辺整備課長 佐藤 正雄

副理事(兼)企画課長 内海 啓二

副理事(兼)納税課長 澁谷 大司

副理事(兼)介護福祉課長 松戸 信博

介護支援室長 鈴木 健太郎

副理事(兼)国保年金課長 鈴木 真

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育部長 菊池 光信

教育部次長(兼)教育総務課長 伊藤 敏

上下水道部長 鈴木 建治

上下水道部次長(兼)管理課長 中村 武夫

工務課長 長田 幹

管理課長補佐 櫻井 友巳

管理課副主幹 丸山 隆

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 熊谷 一典

参事(兼)局長補佐 佐藤 敏夫

主事 藤澤 香湖

---

午前9時58分 開議

○昌浦委員長

皆さん、おはようございます。

開会前ではございますが、皆さんおそろいのようにございますので、これより開会させていただきます。

きょうは第4日目、特別会計それから企業会計の審議に入らせていただきますが、委員の皆様方の特段の御協力のもとに、慎重にかつスムーズに運営していきたいとかように思いますので、どうか御協力のほどをお願いいたします。

ただいまの出席委員は20名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の委員会を開きます。

- 議案第30号 平成19年度多賀城市国民健康保険特別会計予算

○昌浦委員長

初めに、議案第30号 平成19年度多賀城市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

- 歳入歳出一括説明

○昌浦委員長

それでは、歳入歳出一括説明を求めます。

○鈴木国保年金課長

それでは、資料9の44ページをお願いいたします。

平成19年度国民健康保険特別会計予算策定資料に基づいて御説明申し上げます。

初めに、医療費の推計方法でございますが、平成16年度、17年度及び18年度上期は、実績から平均値を算出しております。18年度上期は前2カ年度の上期と下期の伸び率から推計し、19年度は前3カ年度の平均値から推計してしております。以上の推計方法をあらかじめ御承知いただきたいと思います。

それでは、まず、1、一般被保険者医療費の推計、若人でございます。表の19年度の欄で申し上げます。被保険者数の年平均が1万1,248人、被保険者1人当たりの診療費用額、入院が6万8,449.2円、入院外が6万1,738.4円、歯科が1万6,817円、計が14万7,004.6円、診療費総額C1が16億5,350万7,741円で、診療費総額伸び率は0.9710であります。

なお、平成18年度の入院と入院外に増加傾向が見受けられますので、19年度の推計に当たりましては、1.5%の上乗せ調整を行わせていただいております。

次に、前期高齢者でございます。これも19年度の欄で申し上げます。被保険者数の年平均が817人、被保険者1人当たりの診療費用額計が34万7,791.4円、診療費総額C2が、2億8,414万5,574円で、診療費総額伸び率は1.1250であります。

次の表が、平成19年度推計でございます。ただいま御説明申し上げました若人と前期高齢者の合計であります。表の左側から順に合計の欄で申し上げます。診療費総額C欄が19億3,765万4,000円です。薬剤支給額D欄は4億894万2,000円でございます。これは診療費総額に薬剤支給率0.21105を乗じたものであります。療養の給付費支給

額 E 欄が 23 億 4,659 万 6,000 円でございますが、これは診療費総額に薬剤支給額をプラスしたものであります。次の公費負担額はありませぬので、同額が医療費 G 欄になります。療養費 H 欄が 4,416 万 3,000 円で、これは医療費に療養費割合 0.01882 を乗じたものであります。保険者負担額 I 欄が 18 億 9,948 万 2,000 円で、これは医療費と療養費の計に保険者負担率 0.79451 を乗じたもので、これが一般被保険者に係る保険者給付費総額であります。

次に、歳出（保険者負担額）の内訳でございますが、ただいま申し上げました一般被保険者に係る保険給付費総額の内訳になるものであります。一般被保険者療養給付費は、E 欄療養の給付費支給額に実質給付率 0.72728 を乗じたもので、17 億 663 万 2,000 円であります。なお、財源内訳は右側の記載のとおりでございます。

次のページをお願いいたします。

一般被保険者療養費は、H 欄療養費に実質給付率 0.72728 を乗じたもので、3,211 万 9,000 円であります。

一般被保険者高額療養費は、E 欄と H 欄をプラスした金額に実質給付率 0.06723 を乗じたもので、1 億 6,073 万 1,000 円であります。

一般被保険者移送費は 1,000 円の科目設定であります。

次の、療養給付費負担金ですが、これは一般被保険者に係る歳入でありまして、国からの負担金であります。算出式を申し上げますと、保険者負担額から保険基盤安定繰入金医療分の税軽減分と支援分をプラスした金額の 2 分の 1 を差し引いた 100 分の 34 でございますが、6 億 1,181 万 9,000 円であります。

次に、2、退職被保険者等医療費の推計でございます。

若人は、19 年度の欄の診療費総額 C1 欄が 6 億 9,491 万 9,189 円あります。

その下の表の、前期高齢者の 19 年度の診療費総額 C2 欄が、5 億 1,234 万 2,532 円あります。

次の 46 ページをお願いいたします。

この表が、退職被保険者等の平成 19 年度推計でございますが、先ほどと同様に、若人と前期高齢者の合計であります。表の右側の保険者負担額 I 欄の合計が 12 億 6,033 万 1,000 円あります。

次に、歳出（保険者負担額）の内訳でございますが、これも先ほどと同じく、それぞれの金額に実質給付率等に乗じて求めたものでありまして、退職被保険者等療養給付費が 11 億 6,503 万 6,000 円、療養費が 1,121 万 9,000 円、高額療養費が 8,407 万 6,000 円あります。移送費は 1,000 円の科目設定であります。

次の、療養給付費交付金は退職被保険者等に係る歳入であります。算出式を申し上げますと、退職分歳出予算額から退職分歳入予算額をマイナスし、それに退職被保険者等に係る老人保健医療費拠出金相当額をプラスして求めたものでございまして、10 億 9,301 万 7,000 円あります。

次のページをお願いいたします。

3、老人保健医療費拠出金の算出でございます。

まず、(1)医療費拠出金の算出であります。これは平成 19 年度の前期と後期をプラスした概算医療費拠出金の合計金額 8 億 7,087 万 5,395 円から平成 17 年度概算医療費拠出金と平成 17 年度確定医療費拠出金の差額に調整金額を加えた金額を差し引いて求めたものでございまして、9 億 9,727 万 2,000 円であります。

(2)事務費拠出金は、基金事務費と基金支払事務費をプラスして求めたものでございまして、1,418 万 3,000 円であります。

(3)老人保健医療費拠出金負担金は、老人医療費拠出金に対する国庫負担金でございます。これは医療費拠出金から退職被保険者等に係る老人医療費拠出金相当額を差し引いた金額の 100 分の 34 で、2 億 7,224 万 5,000 円であります。

次に、4、介護納付金の算出でございます。これは、平成 19 年度概算介護納付金から平成 17 年度概算介護納付金と平成 17 年度確定介護納付金の差額に調整金額を加えた金額を差し引いて求めたものでございまして、2 億 6,822 万 2,000 円であります。

介護納付金負担金（歳入）は、ただいま御説明申し上げました介護納付金の国庫負担金でございます。9,119 万 5,000 円でございます。

次の、48 ページをお願いいたします。

5、高額医療費共同事業医療費拠出金の算出でございます。この金額は、国保連合会から示されたものでございまして、拠出金総額に対しまして宮城県内分と本市分の割合で算出いたしますと、8,992 万 8,000 円でございます。

なお、(2)になります。この高額医療費共同事業につきましては、国、県とも 4 分の 1 ずつの負担制度がございまして、金額はそれぞれ 2,248 万 1,000 円でございます。

6、保険財政共同安定化事業拠出金の算出でございます。この金額も、国保連合会から示されたものでございまして、拠出金総額に対しまして宮城県内分と本市分の割合で算出いたしますと、4 億 369 万 8,000 円でございます。

以上で予算策定資料の説明を終わります。

次に、予算書の御説明を申し上げます。

資料 8 の 13 ページをお願いいたします。

歳出から御説明申し上げます。

1 款 1 項 1 目一般管理費で 1,609 万円の計上でございます。これは、国保事務に要する経費でございまして、レセプト点検に係る非常勤職員 2 名分の人件費と保険証の印刷や郵送に係る経費が主なものであります。

なお、保険証の郵送方法でございますが、被保険者の方々に保険証を確実に届けることと同時に、個人情報保護の観点に基づきまして、平成 19 年度より普通郵便から配達記録郵便に切りかえて保険証を郵送することにしております。

13 節委託料は、電算業務委託料とレセプト点検業務委託料であります。

2 目団体負担金 508 万 4,000 円は、国保団体連合会への一般負担金であります。

次のページをお願いいたします。

2 項 1 目賦課徴収費で 3,553 万 4,000 円の計上でございます。

まず、1、賦課に要する経費 357 万円は、国保税納付書の印刷や郵送に係る経費が主なものであります。

なお、国保税の納付書でございますが、4月からコンビニ収納が始まりますので、納付書にはバーコードを加えまして、様式の変更を行うことにしております。

○澁谷納税課長

2の、徴収に要する経費で 3,196 万 4,000 円ですが、その内容につきましては、一般会計同様、昨年まで臨戸徴収支援システム導入に要する経費が別途項目としてありましたが、平成 19 年度からこの中に含みまして計上しております。

この中で、昨年と異なる部分は、今回から、先ほど国保年金課長も言いましたように、保険証を配達記録郵便で送るということにより、約 46 万円の増と、コンビニ収納を導入することにより、手数料で約 71 万円の増となり、その他はほとんどが経常経費で、昨年同様、臨戸徴収支援システムの保守点検業務委託とシステム借上料が主でございます。

○鈴木国保年金課長

次の、17 ページをお願いいたします。

3 項 1 目運営協議会費 37 万円は、経常経費でございまして、4 回の会議開催を予定しております。

次のページをお願いいたします。

4 項 1 目趣旨普及費 68 万 5,000 円は、窓口業務や保険証の更新時に配布するパンフレット作成に係る経費でございます。

次の、21 ページをお願いいたします。

2 款 1 項 1 目一般被保険者療養給付費から 4 目退職被保険者等療養費までは、先ほどの資料で御説明申し上げましたので、省略させていただきます。

5 目審査支払手数料 989 万 2,000 円は、国保団体連合会に対するレセプト審査支払事務委託料でございます。前年度に比較しての増額は、レセプト件数の増加と審査単価の改定によるものであります。

次のページをお願いいたします。

2 項 1 目一般被保険者高額療養費と 2 目退職被保険者等高額療養費は、先ほどの資料で御説明申し上げましたので、省略させていただきます。

なお、この高額療養費でございますが、平成 19 年 4 月から、限度額適用認定の申請を行い、限度額適用認定証の交付を受けることにより、現物給付化されることになりました。

ただし、この制度は、収納対策等の関係から、国保税の滞納がないことを確認できた場合に限度額適用認定証を交付することになっております。

この制度が適用されますと、非課税世帯の場合には、たとえ幾ら高額な医療費となっても、月額 3 万 5,400 円の支払いで済むようになります。

また、一般世帯の具体例を申し上げますと、医療費月額が 100 万円の場合、これまで医療機関に 30 万円を支払い、約 3 カ月後に 21 万 2,570 円が戻っておりました。それが、4

月からは 30 万円を用立てる必要がなくなり、8 万 7,430 円を支払うだけで済むようになります。

上位所得世帯は、同様のケースの場合ですと、15 万 5,000 円の支払いで済むようになります。

次のページをお願いいたします。

3 項 1 目一般被保険者移送費と 2 目退職被保険者等移送費は科目設定であります。

次のページをお願いいたします。

4 項 1 目出産育児一時金 3,325 万円は、1 件当たり 35 万円で 95 件分を計上しております。

なお、昨年 12 月から開始いたしました出産育児一時金受領委任制度は、2 月末までの 3 カ月間に 13 名の方々が申請を済ませております。そして、その中の 7 名の方々については、35 万円を限度とし、おのおのの实情に即した精算行為を終了しております。

次のページをお願いいたします。

5 項 1 目葬祭費 2,208 万円は、1 件当たり 8 万円で 276 件分を計上しております。

次の、31 ページをお願いいたします。

3 款 1 項 1 目老人保健医療費拠出金と 2 目老人保健事務費拠出金は、先ほどの資料で御説明申し上げましたので省略させていただきます。

次のページをお願いいたします。

4 款 1 項 1 目介護納付金も、先ほどの資料で御説明申し上げましたので省略させていただきます。

次のページをお願いいたします。

5 款 1 項 1 目高額医療費共同事業医療費拠出金も、先ほどの資料で御説明申し上げましたので省略させていただきます。

2 目その他共同事業拠出金 4 万 7,000 円は、高額医療共同事業事務費拠出金でございます。国保連合会から示された金額の計上であります。

3 目保険財政共同安定化事業拠出金は、先ほどの資料で御説明申し上げましたので省略させていただきます。

次の、37 ページをお願いいたします。

6 款 1 項 1 目保健衛生普及費で 2,489 万 7,000 円の計上でございます。

まず、1、保健衛生普及に要する経費で 1,771 万 2,000 円でございます。主なものは、13 節委託料のヘルスアップ事業業務委託 771 万 8,000 円であります。この事業は、保健福祉部健康課とタイアップして実施する新規事業でございます。生活習慣病の予防対策に取り組むものであります。

事業の内容は、検診等により判明した生活習慣病有病者や疾病予備軍の方々を対象に、健康支援プログラムに基づいた各種健康教室や個人のニーズに沿った健康相談を実施するなど、予防対策を目的としたものであります。

19 節負担金、補助及び交付金 882 万 6,000 円は、国保加入者の胃がん検診、大腸がん検診、子宮がん検診、乳がん検診、歯周疾患検診、肺がん検診、喀たん検査に係る負担金でございまして、延べ 5,860 人の自己負担の助成を見込んでおります。

次の、2、医療費通知に要する経費 502 万 5,000 円は、年 6 回、医療費通知を行うための経常経費であります。

3、保健衛生普及に要する経費（検診項目拡大分） 216 万円は、国保加入者の骨粗鬆症検診、前立腺がん検診に係る負担金でありまして、延べ 1,200 人の自己負担分の助成を見込んでおります。

次のページをお願いいたします。

7 款 1 項 1 目基金積立金 90 万円は、財政調整基金の積み立て利子でございまして、増分は預金利率のアップによるものでございます。

次のページをお願いいたします。

8 款 1 項 1 目利子 12 万 4,000 円は、一時借入金が生じた場合の利子でございます。

○澁谷納税課長

43 ページをお開き願いたいと思います。

9 款 1 項 1 目一般被保険者保険税還付金 200 万円、2 目退職被保険者等保険税還付金 50 万円につきましては、いずれも昨年と同様に計上しております。

次に、3 目、4 目、5 目につきましては、いずれも科目設定でございます。

○鈴木国保年金課長

次の 45 ページをお願いいたします。

2 項 1 目一般会計繰出金も科目設定でございます。

次のページをお願いいたします。

10 款 1 項 1 目予備費は 442 万 5,000 円の計上でございます。

以上で歳出の説明を終わります。

次に、5 ページをお願いいたします。

歳入でございます。

初めに、国民健康保険税の課税でございしますが、現年度分は平成 18 年 11 月 1 日現在の調定額に、前年度の実績収納率を乗じて算出したものであります。

滞納繰り越し分は、平成 18 年度末の調定見込額を予想いたしまして、その上に収納率を乗じたものであります。

それでは、順に申し上げます。

1 款 1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税で 13 億 2,716 万 4,000 円の計上でございます。



節ごとに申し上げますと、1 節医療給付費分現年課税分 11 億 7,554 万円は、調定見込額 12 億 9,965 万 8,000 円に対し収納率を 90.45%に見込んでおります。

2 節介護納付金分現年課税分 7,860 万 7,000 円は、調定見込額 8,903 万 3,000 円に対し収納率を 88.29%に見込んでおります。

3 節医療給付費分滞納繰越分 6,799 万 2,000 円は、繰越見込額 4 億 5,662 万 9,000 円に対し収納率を 14.89%に見込んでおります。

4 節介護納付金分滞納繰越分 502 万 5,000 円は、繰越見込額 3,372 万 7,000 円に対し収納率を 14.90%に見込んでおります。

2 目退職被保険者等国民健康保険税 3 億 6,386 万 1,000 円の計上でございます。前年度に比較して 2,989 万 1,000 円の増額でございますが、これは退職被保険者等の加入者の増加が主な要因であります。

節ごとに申し上げますと、1 節医療給付費分現年課税分 3 億 4,216 万 8,000 円、2 節介護納付金分現年課税分 1,854 万 3,000 円、3 節医療給付費分滞納繰越分 290 万 6,000 円、4 節介護納付金分滞納繰越分 24 万 4,000 円は、いずれも 1 目と同様に、調定見込額及び滞納繰越見込額に対してそれぞれの収納率を乗じて算出したものであります。

○澁谷納税課長

2 款 1 項 1 目督促手数料 100 万円ですが、昨年同額で計上をしております。

○鈴木国保年金課長

3 款 1 項 1 目療養給付費等負担金 1 節現年度分で、9 億 7,525 万 9,000 円の計上でございます。

説明欄の 1、国民健康保険法による療養給付費負担金、2、同じく老人保健医療費拠出金負担金、次のページをお願いいたします。3、同じく介護納付金負担金は、先ほどの資料で御説明申し上げましたので省略させていただきます。

2 節過年度分は科目設定であります。

2 目高額医療費共同事業負担金は、先ほどの資料で御説明申し上げましたので省略させていただきます。

2 項 1 目財政調整交付金 1 節普通調整交付金は 2 億 4,207 万 2,000 円でございます。これは前年度の実績額を計上しております。

2 節特別調整交付金は科目設定であります。

4 款 1 項 1 目療養給付費交付金 1 節現年度分は、先ほどの資料で御説明申し上げましたので省略させていただきます。

2 節過年度分は科目設定であります。

5 款 1 項 1 目高額医療費共同事業負担金は、先ほどの資料で御説明申し上げましたので省略させていただきます。

2 項 1 目財政調整交付金は 1 億 7,302 万 1,000 円の計上でございます。これは、県財政調整交付金の導入に伴うものでございまして、まず、1 号交付金といたしまして、次のペー

ジをお願いいたします。療養給付費、老人保健医療費拠出金、介護納付金のそれぞれの基準額に係る 100 分の 6 であります。

2 号交付金 800 万円は、収納率向上特別対策事業分であります。

2 目乳幼児医療費補助金 1 節現年度分で 122 万 1,000 円の計上でございます。これは当該事業に係る 2 分の 1 の補助金であります。

6 款 1 項 1 目 1 節共同事業交付金 8,992 万 7,000 円は、高額医療費に対する国保団体連合会からの交付金でございます。1 件当たりの費用額が 80 万円を超える部分の 100 分の 59 が交付されるものであります。

2 目 1 節保険財政共同安定化事業交付金 4 億 369 万 7,000 円も、高額医療費に対する国保団体連合会からの交付金でございます。1 件当たりの費用額が 30 万円を超えて 80 万円までの金額から、8 万円を控除した金額の 100 分の 59 が交付されるものでございます。

7 款 1 項 1 目利子及び配当金 90 万円は、財政調整基金の利子でございます。増分は預金利率のアップによるものでございます。

8 款 1 項 1 目基金繰入金 1 節財政調整基金繰入金 1 億 857 万 8,000 円は、財源調整のため財政調整基金から繰り入れするものであります。

なお、繰り入れ後の基金残高でございますが、2 億 8,668 万 1,580 円になるものであります。

2 項 1 目一般会計繰入金で 2 億 6,171 万 2,000 円の計上でございます。

まず、1 節保険基盤安定繰入金 2 億 1,328 万 6,000 円は、保険税軽減分と保険者支援分に係るものであります。

2 節職員給与費等繰入金 2,503 万 8,000 円は、歳出 1 款の事務費経費のうち、一般会計負担対象費用分であります。

3 節出産育児一時金繰入金 2,216 万 6,000 円は、歳出 2 款の出産育児一時金の 3 分の 2 であります。

次のページをお願いいたします。

4 節財政安定化支援事業繰入金は科目設定であります。

5 節その他一般会計繰入金 122 万 1,000 円は、県の乳幼児医療費助成事業運営強化補助金と同額であります。

9 款 1 項 1 目療養給付費交付金繰越金と 2 目その他の繰越金は科目設定であります。

○澁谷納税課長

10 款 1 項 1 目一般被保険者延滞金ですが、昨年同様 100 万円を計上しております。

2 目退職被保険者等延滞金は科目設定でございます。

○鈴木国保年金課長

2 項 1 目市預金利子は科目設定であります。

3 項 1 目一般被保険者第三者納付金 100 万円、2 目退職被保険者等第三者納付金 50 万円、3 目一般被保険者返納金 10 万円は、いずれも前年度と同額を計上しております。

4 目退職被保険者等返納金と 5 目雑入は科目設定であります。

以上で説明を終わらせていただきます。

● 歳入歳出一括質疑

○昌浦委員長

これより歳入歳出一括質疑を行います。

○松村委員

国民健康保険証の件なのですけれども、現在、1 世帯に 1 枚ですか、発行になっていると思うのですけれども、市民の中から、3 世代などが同居しているような家族の場合、かなり不便を感じているというお声があるのですけれども、前も質問で出たようにも思いますけれども、1 人に 1 枚もしくは 1 世代に 1 枚というような配付を考えているということはないでしょうか。

○鈴木国保年金課長

ただいまの御質問でございますが、世帯が多くて、その中のどなたかが学校に入っておられる場合は、在学証明書をいただきますとマル学を発行しています。

また、出稼ぎ等が多い方、あるいは都合で旅行する方、そういう方たちには遠隔地保険なるものを発行しております。

そういう形で対応しておりましたが、今、全国的に見ますと、今御質問のように、個人ごとにカードを発行する傾向が強くなってございます。本市におきましても、県内の、特に仙台市とかそういう都市と連携を保ちながら、おくれないように私の方も実施してまいりたいとそのような考えを持っております。

○松村委員

いつごろからそれを実施する予定に考えていますでしょうか。

○鈴木国保年金課長

今現在、宮城県内で実施している市町村はございません。ただ、平成 20 年 4 月になりますと、後期高齢者医療制度が始まります。その際、今、国民健康保険に入っている 75 歳以上の方は国保から抜けるわけです。そのときに国民健康保険証を回収し、その方を抜いたりする作業が伴ってくるわけです。

ですから、それに合わせてやるべきではないかということで、各市町村から事務職員が出た検討部会がございます、国民健康保険事業に係る。そういうところで、今、話題に出され始めているところがございます、いつというのは約束申し上げられませんが、20 年 4 月に向けてやりたいということで、皆、今頑張っているというような状況でございます。

○松村委員

医療保険なのですけれども、ジェネリック薬品というのを、今、テレビなどでもかなりコマーシャルしておりますけれども、これに対して、市としては啓蒙とか PR とか、そういうのはしているのでしょうか。

#### ○鈴木国保年金課長

市独自の PR というのはなかなか難しい面もございまして、私たちが拠出金を負担し、県に拠出金を負担し、また、全国の国保連合会もあるわけでございますが、そちらの方で一括テレビ放映などをしながら、ジェネリック薬品を宣伝しているわけでございます。

そして、ジェネリック薬品でございますが、薬剤を開発するには大変な費用がかかるようでございます。しかしながら、その開発した薬剤におきましても、物によっては 20 年、物によっては 25 年しますと、特許はとれるわけでございます。そうすると、それと全く同じ薬品をほかの業者もつくれるわけでございます。ほかの業者は開発経費がかかってございませんので、半額もしくは安いものですと 8 割軽減された薬が手に入るようになります。

それで、国保の処方せんの中に、お医者さんは、ジェネリック薬品にかえてもいいですという項目欄を設けまして、例えば A という薬剤を処方したのですが、A と全く同じものにかえても構いませんという処方せんを出すことになっています。その中で、本人、薬剤師、薬局の薬剤師が協議して、同じものがあれば、安いのかへかえることも可能なのかと。

ただ、そのジェネリック薬品の普及によりまして、医療費を何とか抑えられないかというふうに従分期待しておりました。ところが、私もそういう傾向があるのですけれども、何か新薬の方が効くかななどと思ったりするようなそんなこともございまして、この間、補正のときに申し上げましたが、医療費の節減には余りつながってきていないと。

あと、もう一つなのですが、お医者さんにとってもちよっとメリットがあるように、お医者さんがジェネリック薬品を処方した場合、お医者さんに少し支払う分、まあ 1 件当たり 20 円なのですけれども、そういうものを加算しまして、お医者さんができるだけジェネリック薬品を最初から処方してくださいと、そのような傾向で今、医療費の支払い、薬剤の支給、そういうものがやられている状況下でございます。

#### ○松村委員

私もその相談を受けまして、課長の方にいろいろ教えていただきまして、教えましたところ、本人もお医者さんに申し出ましたところ、医療費が非常に、やはり毎月 3,000 円、4,000 円と安くなって、教えていただいて大変感謝していますという、そういうお話もいただいたのですけれども、やはり、いろいろ病院にも表示はしてあるようなのですけれども、なかなか一般の方というのは、そういう活用の仕方とか、その辺、どのようにしたらいいかというようなことがちょっとわからないで、私も相談された部分もあったのですけれども、そういう意味からも、やはりもっと積極的に啓蒙ということも大事なのではないかということ、医療費の削減ということから考えますと、思いましたので、もし今後、市としても何らかの啓蒙、啓発ということでやっていくということも、大事ではないかと思えますけれどもいかがでしょうか。

#### ○鈴木国保年金課長

医療費、薬剤費、これに関しては医師会、薬剤師会の絡みもございまして、市が、一つの市だけが積極的にやるのはどうかというのは、ちょっと疑問点もありますが、機会をとらえながら、大きな、何と申しますか、騒動の起こらない範囲内で PR 活動、そういうものをさせていただきたいというふうに思っています。

#### ○伊藤(功)委員

資格証明書の発行について伺います。この件については、国は、「世帯主と親族が病気にかかったり、そうした方が災害や盗難に遭ったり、事業廃止、休止、著しく損失したこう

いった特別な事情がある場合には、資格証明書の発行をしない」としてはいますけれども、これは間違いありませんか。

○澁谷納税課長

それは間違いございません。

○伊藤(功)委員

それで、多賀城の資格証明書の発行状況について、所得階層ごとにどういう現況にあるのか伺いたいと思います。

○澁谷納税課長

所得階層ごとというのは、今現在は個々にはつかんでおりません。正式なものとしてはつかんでおりません。

○伊藤(功)委員

宮城県の社会保障推進協議会が全県キャラバンで、各自治体に申し入れをして、その回答を得ているはずですが、私、手元に持っているのですけれども、ですからあるはずですが、それを明らかにしていただきたいということです。

○澁谷納税課長

今、その資料をちょっと持っていないので、詳しくはお話はできません。

○伊藤(功)委員

市が明らかにした資料に基づいて、この資料を出しているのですけれども、これを読み上げて、当局からのものだとということで確認していいですか。今、手元にないのでは、ちょっと議論ができない。（「私に問うているのですか」「ないということはないでしょう。それがないと議論が進まないのですから、休憩して……」の声あり）休憩をとって、答えられるようにしてください。

○昌浦委員長

それでは、ここで休憩いたします。再開は10時50分です。

午前10時40分 休憩

---

午前10時50分 開議

○昌浦委員長

再開いたします。

納税課長より発言を求められておりますので、これを許可します。

○澁谷納税課長

先ほど伊藤委員の方からあった件なのですけれども、大変申しわけありませんでした。ちょっと私、一身上の都合で休んでいましたので、そのときの資料だったようですので、それが先ほど確認できまして、委員がおっしゃるとおりの数字で、内容をきちんと出しているようでしたので。

数字をお話しすればよろしいですか。所得階層ごとの部分で言いますと、まず、33万円までが35世帯、それから40万円から60万円までが1世帯、60万円から80万円までが1世帯、それから100万円から150万円までが5世帯、それに150万円から200万円までが1世帯、200万円から250万円までが4世帯、250万円から300万円までが1世帯、それと500万円から600万円までが1世帯、合計で49世帯ということになります。

○伊藤(功)委員

それで、今示された中身ですけれども、その軽減されている人たちがいると思うのですけれども、7割減免、5割減免、2割減免されていて、そしてこの現状があるかと思うのですけれども、今報告された中で、その分布はどのようになっていますか。

○鈴木国保年金課長

私からお答え申し上げます。ちょっとだけ時間をいただきたいと思います。

今探している数字でございますが、平成18年度の資料は手元になく、17年度の数値で発表させていただきたいと思います。

それでは申し上げます。7割軽減が2,891世帯、5割軽減が498世帯、2割軽減が1,213世帯、合計4,602世帯、以上でございます。

○伊藤(功)委員

それで、全体像はそうなのですけれども、資格証明書が出されているこの現状の中で、どういう現状かということで、例えば30万円未満の所得の世帯で、35人が資格証明書を発行されているわけですけれども、そこでどうなのか、減免になっている人たちでどうなっているのか。それぞれ今報告された600万円の中で、どういう軽減がされているのかということで伺いたいです。

○鈴木国保年金課長

ただいまの突合は正直やってございません。

それで、この資格証明書の考え方なのでございますが、納税課長が何度も申し上げているはずなのですが、1年以上納入がないどころか、連絡もとれない、どうしようもない。

私の方では、ちょっと話が変わりますけれども、窓口に対応の困った方が見えます。見えて、かくかくしかじかで、何とかならないでしょうかというようなことで見えます。そうした場合、税条例の中に、「特別な事情がある」として減免をさせていただいています。

その中身は、例えば会社を小さくやっていたけれどもつぶれたと。あるいは退職してしまった。あるいは、ちょっと10年、5年、あるところに入っていて、出てこれない人が家族の中に出してしまった。そういったものには逐次対応させていただいております。

話に戻りますが、資格証明書の場合は、連絡がつかない、どうしようもない、それがまず一番先に上げられる理由で、現在の対応となっているとそのように考えております。

○伊藤(功)委員

ちょっと確認したいのですけれども、33万円未満の世帯だと、大体7割軽減の状況になると思うのですけれども、それはどうですか。

○鈴木国保年金課長

そのとおりでございます。

○伊藤(功)委員

そういう制度的に無条件に収入でもって7割軽減になっているところで、35世帯が取り上げられていて、その中身で、連絡がとれないということなのですから、そのところに乳児だとか子供だとか、高齢者だとか、そういう実態もわからないのですね。そういうところまで取り上げていませんか。

○澁谷納税課長

実態がわからないというお話ですけれども、私の方で十分わかっています。そして、私どもの方で何度も訪問して、なかなかお会いできないというのが、何回も言っているように、資格証明書を発行している、その人だけしかいませんから、今、委員がおっしゃるように、収入が少なく、子供がいて、病気になって、それを取り上げているということはありませんので、何回も言うようですが、それと、私どもの方で納税相談も、平成18年度ですと6月、10月、1月とやっておりますから。

それで、「来てください」ということを再三やっております。5月に一度納税相談をやっていますし、2回目を6月にやっています。それから、9月、10月、それで、ことしになってから1月と2月にやっております。これでも連絡がとれないのです。その人に。

今現在ですと、私どもの方は、この資料では49ということですが、資格証明書と言われている人は、今現在では、資格証明書の人35人ですか、これはどうしようもないと思うのですけれども、幾らお邪魔しても会えないし、連絡をしても、「資格証明書になります」と再三文書を出しても、それでも連絡をいただけないのですよ。それをどうしろと言うのですか、それなら。私どもはどうすることもできないと思うのです。ですからそうならないようお願いするというので、文書を差し上げているわけですから、来た方にはきちんと短期保険者証なりを出していますし、納税相談にも応じていますから。

ですから、その辺、もしそういう人がいらっしゃるのでしたら、どうぞ私のところに連れてきてください。懇切丁寧に対応しますから。

○伊藤(功)委員

それで、現状をよくつかんでいるわけですが、その中で、乳児だとか、子供だとか、高齢者だとかいないのですか。

○澁谷納税課長

それは、何回も言うように、いたとしても、自分では困っていないから来ていないと思うのですけれども、困っていないから何も連絡をよこさない。（「困っているかどうかと聞いているのではないのです。実情はわかるのですかと聞いているのです」の声あり）私の方では、住民票を見ればわかることはわかります。わからないといえばわからないですが。

○昌浦委員長

ちょっと待ってください。勝手に委員と答弁者がやりとりされてはだめです。そして、少しお互い冷静な議論をやっていただきたいと思います。（「済みませんでした」の声あり）委員長の方から要望しておきますので、どこから進めたらいいですか。

○伊藤(功)委員

ただいまの発言、失礼いたしました。

それで、私は、要するに、現状をつかんでいるのですねということだったのですけれども、そのことをまず確認したいと思います。

○澁谷納税課長

私どもの方としては、十分現状をつかんでいると思っております。

○伊藤(功)委員

それで、この点では、判断は自治体に任されているということで、これも実態なのですが、それでも、そのときに、子供や乳児、高齢者がいるところについては、やはり「特別の事情」ということの範囲に入れるべきだというふうには私は思うのですけれども、その点はいかがですか。

○澁谷納税課長

私どもの方も十分それを考慮してやっております。それで、そういうことにならないように、資格証明書になりますから、そうならないように納税相談に応じて来てくださると、再三連絡も差し上げております。ですから、そういう部分では何も無いと見ております。

○伊藤(功)委員

対応としては、現状を変えないということが確認できたと思います。

それで、なぜ納められない人たちがいるのかという点については、この間ずっと指摘をしているわけですが、20年前に国の負担が49.8%から34.5%に引き下げられた、国庫負担が減らされた、その中で、最終的には社会保険と比べると、同じ収入でも倍の負担になっているということなのです。

ですから、このときにいろいろな軽減も市独自で考えてきてはいるけれども、限界があると思うのですけれども、こういう状況の中で、市として国にどんな働きかけをしているのか、その点伺いたいと思います。

○鈴木国保年金課長

先ほど申し上げましたが、小さくは2市3町で絶えず勉強会を持っております。それがもう少し大きくなりまして、宮黒、黒川郡が入った状況の中で、またさらに勉強会がございます。さらに、その上に仙台地区、大きい仙台地区の勉強会がございます。

それで、いろいろな、今の件も含めました疑問点は、県全体で吸い上げまして、国民制度改革要望に係る県大会が毎回開催されております。それを今度東北大会に上程します。それをさらに全国に持っていきます。その中で、「国の負担割合が下がったことについては納得できない。上げてほしい」、その要望だけはいつの大会にも組み込まれている中身でございまして、必ずや毎年そのことについては問題視し、取り上げさせていただいていると、そのような状況でございます。

○伊藤(功)委員

市の国保としても、この管内としても、やはり国のそういう事態については、もとに戻せと、本来、老人保健を導入することによって、財政がよくなるのだということで始まった



のですが、実態は違うということで、働きかけているわけですがけれども、それと同時に、やはり最終的に皆保険制度というところに、一番最後の受け皿が国民健康保険ですので、その保険料を納めやすいようにしていく上では、一般会計などからの繰り入れもして、全体を支えるというふうにしていかないと、持たないというふうに思うのですが、この点はどうですか。

○鈴木国保年金課長

もろもろの財政支援制度が発足されておりまして、例えば保険基盤安定繰入金、それがまさに一般会計からも4分の1ですか、加えた状態で入れていただいております、その一般会計繰り入れも部分的には制度化されて、改善も部分的に図られている状況下であります。

○伊藤(功)委員

制度的な繰り入れ等々もあるのでありますが、市独自の軽減をしていくことをしないと、もたないというふうに思うのですが、その認識はどうでしょうか。

○鈴木国保年金課長

市独自のと申しますと、なかなか全庁的に考えても難しいのかと、そのように私は認識しております。

○小林委員

先ほどの資格証明書の関係なのですが、住民の状況というのは、検診などでも各世帯に今アンケートを回していますね。ですから、同じように、その35世帯の中に、例えば乳幼児とか、あるいは、今言われたように高齢者とか、そういう方がいるかどうかは調べることができるわけですね。仕組みからして。その辺はどうですか。

○澁谷納税課長

私の方では住民情報も見られますので、それは十分わかるといえばわかります。

○小林委員

そうでしょう。ですから、それはつかんでいる数字はどうなっていますか、その35世帯、あるいは、35世帯に限らず、49世帯ですか、去年の10月30日時点で、いつでも構わないのですが、仕組みとしてつかんでいるなら、その数字を紹介していただきたいのですが。

○澁谷納税課長

今、委員がおっしゃったその詳細の部分の内訳があるかという、今こちらには持っておりませんし、当時、この状態を調べたときの部分はあったと思うのですが、今詳細については持っておりませんのでお答えできません。

○小林委員

わかりました。そうしましたら、少なくとも、当局の連絡とか、あるいはどうしようもないというように言われる対象の世帯であっても、責任は大人にあっても、子供には責任はないわけですから、そういうところに対しては、私は住民検診の案内が行くのと同じように、私はそこまで配慮していくことが大事だというふうに思うのです。そういう対応をしていただきたいというふうに思っております。これは数字を調べて、きちっとやっていただきたいというふうに思っています。

それから、その資格証明書の問題と、もう一つ、その関係でいくと、窓口に来た人については、特別の事情がありさえすればこれは考慮すると。これはこの言葉どおりに受け取ってよろしいわけですね。

○澁谷納税課長

それにつきましては、きちんに対応しなければならないと思っておりますので、もちろん今現在もそのようにやっておりますので、そのとおりでございます。

○小林委員

それはそうしてください。

それから、国保税の税率の関係で、たしか最後に決めたのが 2003 年・平成 15 年に決めた税率が最後、今の税率だというふうに記憶しているわけですが、それで、この予算書の 6 ページを見ますと、収納率が現年度分が 9 割だと。ほかの市・県民税などと比べて非常に低く見ているわけですね。

それで、これはやはり保険料が、先ほどの資格証明書とか、あるいは短期保険者証を出すことになったということとの関係で言うと、保険料が非常に高いということなので、一般的には社保、健保の 2 倍だというふうに言われているのですが、ちなみに、この高さを象徴する上で、もし生活保護と同じくらいの収入、そういう場合には、生活保護の保護の場合には間違いなく保険料はかかりませんね。それから、医療費 3 割負担分もかからないと。そうすると、生活保護と同じくらいの所得あるいは収入の場合に、保険税はどのくらいになっているか、もし試算があるなら御紹介いただきたいというふうに思うのですがいかがでしょうか。

○鈴木国保年金課長

私が生活保護の保護費基準額を露骨に申し上げるわけにもちょっといかない点もあろうかと思いますが、私なりに調べた数値でお話しさせていただきます。

生活保護の場合、4人世帯、40代の男性、38歳といいますか、30代の女性、それにお子さん2人、それを標準の世帯と言っているようでございます。4人世帯、標準世帯。その世帯が貸家に入っていて、基準額、限度額を超えるような高い家賃に入っていると仮定した場合、その世帯の生活保護費の1年間分が、ちょっと過大に見まして約280万円になるそうであります。

それで、この280万円を持った家庭が国保に入った場合を試算したその数字でお話し申し上げます。

その280万円から、所得に直し、基礎控除をいたしまして、それに今多賀城でやっている税率を掛けて医療分及び介護分、それで年税額をはじきますと、28万円ほどになります。

○小林委員

そうすると、生活保護と同じ収入の場合でも、保険料が1割だと、所得というか収入の1割になるというふうに、大体そういうことですね。

○鈴木国保年金課長

機械的な計算になってしまいますが、今申し上げましたように、1割ぐらいになります。

○小林委員

ちなみに、これは健保の場合には1000分の80何がしですね。1000分の80何がしを使用者と被使用者が折半すると、つまり1000分の40幾つ。ですから、割合で言ったら4%前後、1割にはなりませんね。制度が違うといえば違うのですが、つまり国保と健保の税負担の重さの比較という点ですと、大体2倍くらいになるのではないかと、2倍を超える、所得によっては2倍を超える、そういう負担が国保の人にはかかっているというふうに見ていいのではないかとというふうに思いますが、どうでしょうか。担当課でもいいですし、きのう話題になったしかるべき方、保健福祉部長でも構いません。少なくとも、国保は健保の、今あらわれた数字からいうと、2倍を超える負担になりそうだと。こういう認識でよろしいかどうか、お答えいただきたいのですが。

○鈴木国保年金課長

私、今、国保の係におりまして、国民健康保険は一生懸命勉強させていただいております。しかしながら、社会保険等々はある程度しか勉強しておりません。

その中での回答でございますが、今おっしゃるように2倍になっているのかと、そんなイメージは持っております。

○小林委員

それで、ですからどうかということで、国民健康保険法の冒頭に、国民健康保険は社会保障制度だということをきちんとやっているわけです。それで、いろいろな形で、少なくとも同じ医療保険が、いろいろな事情があって国保にいる人がいたり、あるいは健保だったり、組合だとか、いろいろなところでいろいろな保険制度に入っているわけですが、負担がこれほど違うというのは、同じ市民、あるいは同じ県民、同じ国民として見たときに、いかがなものかというふうに私は思うのです。

それで、ここは市ですから、先ほど伊藤委員も、「何とかならないのか」というふうに話をしました。これは今すぐということではなくて、財政の状況をよく見ながら、やはり考えて、市民の暮らしなどを考えたときに、その税負担の重さというのをよく勘案して、何とか軽減する方法はないものかということを考える余地はないものでしょうか。これは、せっかくですから、私の最後の質問になりますから、ぜひ市長にお答えいただきたいというふうに思います。

○菊地市長

この国民健康保険関係ですが、私も市長になってから、この実態というのは初めてのことなのです。今の実態を聞いて、やはり大変厳しいという思いは持ちましたけれども、全体を考えないと、市長としての答弁はなかなかできないというふうに思っています。

ですから、今、現実を見ましたので、今、それでは変えますとかなどという返事は、私は答弁としては今できない状況ですので、御理解いただきたいと思っております。

○小林委員

確かに即答ではなくて、やはりこういう実態を今後の議論で、議論は今回で終わるわけではありませんから、ぜひ見ながら、こういうひどい実態を何としても、私は今の市長に理解いただきたいというふうに思っています。ぜひ考える材料にさせていただきたいというふうに思います。

○相澤委員

14 ページで、もしかしたら聞き漏らしたら失礼しますけれども、通信運搬費がふえた説明だったと思いますが、あるいは、その次の納税課の方でも同じような説明だったと思いましたが、これはどういうものが対象でしょうか。

○鈴木国保年金課長

今の御質問にお答えします。

先ほど資料説明の中で、私も納税課長も申し上げたのですが、今までは普通郵便でやっておりました。普通郵便ですと 60 円ないし 65 円ぐらいで配送ができます。私、もう少し詳しく申し上げればよかったのですが、その 1 通が配達記録郵便ですと 300 円になります。そのような関係で金額がかなりアップいたしました。

ただ、個人情報保護の観点から、必要だろうという判断をこの平成 19 年度はさせていただいて、このように変えるということでございます。

○相澤委員

個人情報保護法の関係からということですが、具体的には何か事件があったり、事故があって変更したのでしょうか。

○鈴木国保年金課長

具体的にこれによって犯罪に巻き込まれたとか何とかというのは、今、例えば写真がないとかということで、ございません。ただ、県の方で、こういうふうに配達記録の方がふえている中で、多賀城を初め普通郵便の方が少なくなってきたのです。宮城県の中で統一を図った方がいいのではないですかというような県の指導もございました。

また、私たちはアンケート調査をさせていただいたわけですが、アンケートの回答がかなり、15%程度とよくないのですが、その 15%の中でも 9 割の人は、「前のままでいい」と言ったのですが、その残った 1 割の人は、「やはりこういう時代だから、今後どういふことがあるかわからないので、配達記録郵便でやってほしい」という意見がございました。その少数意見の方も今回は取り上げさせていただいて、このように措置をしたということでございます。

○吉田委員

ヘルスアップ事業の推進方について、実際の取り組みについて、考えられている具体的な方策について御紹介ください。

○鈴木国保年金課長

このヘルスアップ事業でございますが、平成 15 年度からモデル事業として、県 1 カ所、ただし全国の 47 都道府県では始まらず、41 カ所で始まったように聞いていますが、モデル事業として始まっておりました。

それが、今、世の中で医療費を考えたときに、医療技術が進歩しまして、今まで治らなかった病気も治るようになる。また、その病気を発見するために高額な機械を買う、そして医療費が高くなると。また、加入者全体が高齢化すると、治りも遅いものですから、また医療費がかかる。では、医療費を抑制するにはどこに着目したらいいかというのが、今非常に話題になったわけです。

そのときに着目したのが生活習慣病を予防して、将来、高血圧、あるいは脂肪肝といいますが、あるいは糖尿病、そういうものを予防していった方がいいのではないかというような考え方に立ったものでございます。

それで、私どもの方の具体例でございますが、何せ県の中では、先ほど言った1市町村が涌谷町でございました。それで、この平成18年、19年度、今、話が非常に膨れてきたわけでございます、なかなか先進地事例というのを見ることができません。その中で、これらについては予防協会とかそういう協会がノウハウを持っているやに聞いていますので、企画書の提出を求めまして、その企画書に基づいて、どの分野でこの多賀城が一番いいのか、私の方、あるいは健康課、あるいは国保運営協議会の委員さん、そういう方と相交えまして、私の方のしかるべき行く道を模索、研究していきたいと。初年度ということで、このような客観的なお話しができませんが、また、内容は詳細が決まり次第、決まった中でまたお話しできるかと思えます。

#### ○吉田委員

もう少し伺いたいのですが、新たに取り組むわけですから、なかなかその対応についても研究、検討されて、どのような形で推進するかというのが苦慮する面もあると思えますし、極めて大事な事業でもあるということで、どの時点から、どんな形でスタートさせようというふうに判断されておられますか。

#### ○鈴木国保年金課長

まず、スタートの話ですけれども、うちの方で検診をやっていますが、その検診の中で、まず検診受診率を高めるところから始めたいと考えております。

その受けた検診の中で、先ほど申し上げましたが、軽いけれど病気にかかっていると、あと放っておけばもっと悪くなると、もしかすると予備軍というような言葉がふさわしいかどうかわかりませんが、そういう方たちに、先ほど健康教室等というふうに申し上げましたが、運動教室や勉強会などをやって、そういう意識を高めていただくこと。

それで、その中で特に少し進行している方については、個別にうちの方の保健師等が対応して、生活改善の指導をしていこうと、そのような形で考えておるものでございます。

#### ○吉田委員

私は、この際、少し広義にとらえて、広く問題意識をとらえて、どういう部署でどうやるかというのは、少し横の関係を連携を図りながら、研究、検討を深めてほしいと思っております。例えばの話ですが、グラウンドゴルフをやるとか、カラオケをやるだとか、いろいろな趣味のサークルで活動されているとか、それぞれの健康維持、体力の保全、そして生きがいの取り組みなどが多彩に取り組まれておられますね。そういうのを総合的に、ある程度とらえて、理論化して、ローカル政策的にも、それから全国の状況なども組み合わせながら、健康維持、管理、生きがいづくりという面にも、この機会に少し考え方を具体的に示しながら、今、住民検診の話がありましたけれども、そういう場面でも、そういう指導、助言というのですか、ことを含めながら、このヘルスアップ事業の推進とあわせながら、この機会に少し広義にとらえた形での対応策について、検討されてはいかがかと思うのですがどうでしょうか。

#### ○鈴木国保年金課長

先ほど、検診でそういう方が見つかった場合、過去にもやっておりました。この平成19年度からは、それをよりもっと踏み込んで、今、委員がおっしゃったような方向にすべく、

このような事業名も設けまして、これからやっていこうというその初年度に当たる、今おっしゃられたような気持ちを含めながら、この事業を進めさせていただきたいとそうように思っております。

○昌浦委員長

ここで、先ほどの小林委員の質問に対して、納税課長から発言を求められておりますので、これを許可します。

○澁谷納税課長

先ほど小林委員の方から、所得階層の33万円までの世帯数が35世帯という、この中には、乳幼児など公的補助を受けている人はいないのかということで、ちょっと手元にないということだったのですけれども、それが来ましたのでお話ししたいと思います。

この35世帯の中には、そういう人は含まれていないということでございます。

○竹谷委員

今の吉田委員の質問にありましたヘルスアップ事業、これは大変重要な事業になってくるのではないかとこのように思っていますが、これは今説明があるように、国保年金課なり健康課とかいろいろあるのですけれども、スポーツ団体も含めた、ありとあらゆる方面でこれらの状況を考えていかなければいけないのではないかと。

もう一つは、今度、建設部長がおりますけれども、城南の公園に設備をしていくのにも、この種のことを考え合わせながら、児童遊園地だけではなく、そういう高齢者もやれるような設備をやるという発想でいるようであります。

そういうことを考えると、1部署ではなく、トータル的にそれぞれの横断的な組織で、多賀城のヘルスアップ事業をこのようにやっていこうというようなことを、やはり系統的に、計画的に進めていくということが大変重要ではないかというように私は思っているのです。ですから、今、団塊の世代で、皆さん高齢者が歩いております。歩いていけば、城南地区なり西部なり東部なり、それぞれの拠点でそういうものを公園に置いておいたり、それからスポーツクラブ等々も活用して、スポーツを通してそういうものをやったり、いろいろな方法があると思いますので、そういう多くの方々と、多分連携されていると思うのですけれども、やはり連携をして、それぞれのもちはもち屋で、その事業に協力する体制をつくっていく、これが今大変重要ではないのかと。

ですから、1部署だけでやるのではなく、横断的にそういうものを全部ひっくるめて、多賀城市の高齢者といいますか、健康保持のためにどうあるべきかという幅広い視野の中で検討することも、大事ではないかと思うのですけれどもいかがでしょうか。

○板橋保健福祉部長

今、竹谷委員がおっしゃること、重々そのとおりだと思いました。私は、「100歳まで元気で生きるまちづくり」云々というのを前にお話しさせていただきましたけれども、まさしく、今言ったように、公園をつくる時、そういうストレッチできるような器具をつくるか、そういうものが私が言いたい分野の一つでございました。

このヘルスアップ事業に関しましても、栄養面から、あるいはウォーキングとかストレッチとか、これはやはり体育館の職員といいますか、クラブの方々にも協力をもらわなければならないだろうし、体育指導員の方にももらわなければならない、こういうやはり総合

的にやって初めて効果というのはあらわれてくるのだらうと思ってございますので、今、お話しされたことを重々肝に銘じてやっていきたいと思ってございます。

○竹谷委員

ありがとうございます。ぜひ計画段階から、それぞれの分野の方々とも、それなりの方々とお話し合いをしながら、ひとつ進めてほしいというふうに思います。

ちょっと小さいことですが、14ページに、平成17年度ではなかったのですが、18年度を調べましたら、レセプト点検の業務委託ということが計上されました。このことによって、多分今まで30時間なりのパートさんといいますが、非常勤職員でやっておったものだと思いますが、どのような効果があるのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○鈴木国保年金課長

まず、1点目の、非常勤職員によるレセプト点検は継続しております。そのほかに委託になったレセプト点検の話でございますが、この委託するレセプト点検の方につきましては、5年以上実務経験のある方に限定した状態で、高度なチェックができる方というような形で確保したいと、そのように考えておるものでございます。

○竹谷委員

そうしますと、これはその人に委託をすると。人に委託をする、会社に委託するのではなく、その人に業務を委託をして、役所に来て、その作業をするという方法なのか。それとも、どこかの会社に委託をして、チェックをしてもらうという仕組みなのか、その仕組みについて教えてください。

○鈴木国保年金課長

平成19年度につきましては、私の方の実務経験の中で5年を過ぎまして、その5年過ぎますと、うちの方にあります非常勤の要綱で、どうしても雇用延長ができない、ところが大変優秀な方で、続けてやっていただきたい。そういうような感じで、この職員を派遣していただくようお願いしながら、会社と業務提携する、そんな形でございます。

○竹谷委員

そうすると、業務は市役所内部でやって、派遣会社といいますが、から人を委託、委託というもおかしいですね、派遣してもらうという仕組みだという、仕組みということになる。

ですから、作業は役所でやりますと。課長の目の届くところでやりますと。ただ、5年という制約があるので、構造的なものがなかなか大変なので、そういう構造的なものについては、A会社の会社に業務委託というのか、派遣ですね、業務委託をして、それを人間はこちらに来てってもらうという仕組みだということですか。そういう解釈でよろしいのですか。

○鈴木国保年金課長

そのとおりでございます。

○根本委員

同じ38ページの、ヘルスアップ事業の業務委託ということで、大変重要な事業だとこのように認識しております。生活習慣病を予防するということと、それから、その下に負担金

がありますけれども、検診をしっかりやって、早期発見、早期治療を行うということは非常に大事な視点だとこのように思います。

それで、私、たびたび国民健康保険の加入者に脳ドック検診の助成制度を設けたらどうだと、そういう検診も必要ではないかということをついたび申し上げてまいりました。昨年の12月議会でも申し上げまして、いろいろ検討するような旨の話があったのですが、国民健康保険の加入者ということに私絞っておりますので、そういう意味では、担当課長、どういった感想をお持ちでしょうか。

○鈴木国保年金課長

脳ドックにつきましては、一般質問でいただき、市長より回答を申し上げておりますが、今、私の方でこの健康対策費として考えているのは、先ほど委員もおっしゃったように、まずヘルスアップ事業から始めさせていただきたい。ヘルスアップ事業もこれもこれもという、どうもいろいろありましようから、まずこのヘルスアップを始め、この事業と並行しながらといいますか、見きわめながら、その次の段階として、またこの脳ドックもあり得るのかというふうなことも考えていまして、ただ、この平成19年度につきましては、先ほど言ったように、肅々とこのヘルスアップ事業から始めさせていただきたいとこのように思います。

○佐藤委員

今、国保証で、個別に配達証明つきのことに変えることに対して、ちょっと相澤委員の方からお話があったようですが、確かに80円から300円ということでは、金額が莫大なものになってきていました。しかし、ここに踏み切ったということでは、大変勇気がいったかと思いますが、受け取る住民にとっては、安心していただけると、送っていただけるということでは、ありがたいことだというふうに思っています。どうもお世話さまでした。

私、これを要求していた者としては、状況的にはアパートとかそういう外に出ている郵便受けのところで、ぽんとその身分証にもなるようなものを放り込んでいいのかという問題意識がありまして、それは私のところに意見を寄せてくれた四、五人の方が、「国保証が送られるころになると、郵便受けをのぞかれたんですよね」という意見が寄せられておりました。

そういうことも含めて、もしそのことに基づいて事件が起きたときには、とんでもないことになるわけで、1人300円の経費を惜しんだために、どなたかがとんでもない影響を受けるということでは遅いと。そういう状況のところがありました。

さらには、県下では、多賀城より小さい町などでももうとっくに配達証明つきを導入して、うちの田舎から来た人が、『何、多賀城でまだ普通郵便で配達しているの。うちの方では配達証明つきでちゃんと配っているのですよ』というようなことを言われたのですよ」と、そういう意見もありましたので、これは大英断ではなかったのかというふうに私は思っております。御苦労さまでございました。

(「質疑なし」の声あり)

○昌浦委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。



(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○昌浦委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第 30 号 平成 19 年度多賀城市国民健康保険特別会計予算を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

○昌浦委員長

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

● 議案第 31 号 平成 19 年度多賀城市老人保健特別会計予算

○昌浦委員長

次に、議案第 31 号 平成 19 年度多賀城市老人保健特別会計予算を議題といたします。

● 歳入歳出一括説明

○昌浦委員長

それでは、歳入歳出一括説明を求めます。

○鈴木国保年金課長

それでは、資料 9 の 49 ページをお願いいたします。

平成 19 年度老人保健特別会計予算資料に基づいて御説明申し上げます。

初めに、1、受給者数(年度平均見込)でございます。国保と社保の合計の欄で申し上げます。75 歳以上が 4,300 人、65 から 74 歳までの障害認定者数が 300 人、合計が 4,600 人であります。

なお、老人保健制度は、平成 14 年 10 月に対象年齢の 5 歳引き上げを実施いたしました。したがって、原則として 5 年間、受給者数の増加はありませんでした。これが平成 19 年 10 月になりますと、各月約 40 人ずつの増加が見込まれるものであります。

そして、これらの方々につきましては、平成 20 年 4 月になりますと、後期高齢者医療制度へ移行することになるものであります。

次に、2、総医療費でございます。これも国保と社保の合計、右端の欄で申し上げます。医療給付費が 41 億 4,280 万円、医療費支給費が 3,260 万円、合計が 41 億 7,540 万円でありまして、昨年度に比較いたしますと約 1.7%の増になっております。

次に、3、総医療費・支弁額に対する負担割合でございます。この表の中段下の合計欄で申し上げます。総医療費(A)が 41 億 7,540 万円であります。一部負担金(B)が 3 億 4,830 万円あります。次に、(A)から(B)を差し引いた支弁予定額(C)が 38 億 2,710 万円で、この金額が歳出 2 款の医療給付費等の金額になるものでございます。

そして、この支弁額に対し、それぞれの負担割合に応じて求めたものが、次の欄からの金額であります。

支払基金交付金が 20 億 5,695 万円、国庫負担金が 11 億 8,010 万円、県負担金と一般会計繰入金と同額の 2 億 9,502 万 5,000 円で、これらの金額が歳入の 1 款から 4 款までの金額になるものでございます。

なお、合計内訳の公費 0 割は、一定所得者に係るもので、この分は支払基金で負担することになっております。

次に、4、審査委託でございます。

まず、ア、審査委託件数は、右端の合計欄で申し上げますと、国保分が 13 万 5,200 件、社保分が 2 万 8,000 件、合計が 16 万 3,200 件であります。

イ、審査支払委託料は、ただいま申し上げました件数に係るもので、1,800 万円であります。

以上で資料の説明を終わりました、次に、予算書の御説明を申し上げます。

資料 8 の 58 ページをお願いいたします。

歳出から御説明申し上げます。

1 款 1 項 1 目一般管理費で 740 万 8,000 円の計上でございます。これは医療の給付事務に要する経費でございまして、主なものはレセプト点検に係る非常勤職員 1 名分の人件費と、13 節委託料は機械共同処理等業務委託料及びレセプト点検業務委託料であります。

次のページをお願いいたします。

2 款 1 項 1 目医療給付費から 4 目審査支払手数料までは、先ほどの資料で御説明申し上げましたので省略させていただきます。

次の 62 ページをお願いいたします。

3 款 1 項 1 目償還金と 2 目還付金は科目設定であります。

次のページをお願いいたします。

2 項 1 目一般会計繰出金も科目設定であります。

次の 66 ページをお願いいたします。

4 款 1 項 1 目予備費は 148 万 9,000 円の計上であります。

次に、54 ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1 款 1 項 1 目医療費交付金から 2 款 1 項 1 目医療費負担金までの 1 節現年度分は、先ほどの資料で御説明申し上げましたので省略させていただきます。

2 節過年度分は 1,000 円の科目設定でございます。

2 項 1 目臨時財政調整補助金 168 万 6,000 円は、老人医療費適正化推進事業補助金でありましてレセプト点検事業等に対する補助基本額の 2 分の 1 の補助分であります。

3 款 1 項 1 目県負担金 1 節現年度分は、先ほどの資料で御説明申し上げましたので省略させていただきます。

2 節過年度分は科目設定であります。

4 款 1 項、次のページをお願いいたします。1 目一般会計繰入金で 3 億 222 万 8,000 円の計上でございます。

1 の、医療給付費等繰入金は、先ほどの資料で御説明申し上げましたので省略させていただきます。

2 の、事務費繰入金 720 万 3,000 円は、歳出の一般管理費等に充てる分であります。

5 款 1 項 1 目繰越金、6 款 1 項 1 目延滞金、2 目加算金、2 項 1 目第三者納付金、2 目返納金、3 目過年度収入、4 目雑入は、いずれも科目設定であります。

以上で説明を終わらせていただきます。

● 歳入歳出一括質疑

○昌浦委員長

委員長よりお伺い申し上げます。質疑予定の方、ちょっと挙手をお願い申し上げます。はいわかりました。

○小林委員

資料 9 の 49 ページでお伺いします。3 のところ、一部負担金がございますが、一部負担金 3 億 4,830 万円、これが高齢者が払う医療費の自己負担分というふうに見てよろしいわけですね。

○鈴木国保年金課長

そのとおりでございます。

○小林委員

これは、今度平成 19 年から、2008 年ですか、そこから後期高齢者ということに移行することになるわけですが、老人医療費の歴史的なことから振り返ってみますと、たしか 1970 年代に老人医療費の無料制度というのが地方自治体にできましたね。そのときは、この金額で言うと、3 億 4,830 万円に当たる部分を県が 2 分の 1 持って、市が 2 分の 1 ずつ負担して、無料制度を実現してきたといういきさつがあったわけです。

その後、老人保健法が導入されまして、3 割分でなくて、いわゆる 2 割分、3 割のうちの、つまり本来の自己負担分の 3 割のうちの 2 割分を国が持って、残りの 1 割分を県と市が折半するという形に移行してきて、それだから老人医療費を軽減することがよりよくなったのではないかということだったのですが、その後どんどん改悪されて、新たに自己負担しなければならない金額がふえてきたと。そして今日に至って、これが今度は 2008 年から後期高齢者になっていくというふうな全体の流れですね。そんなふうに見てよろしいかというふうに思っているのですがいかがですか。

○鈴木国保年金課長

ただいま申し上げられたような流れで進行している、その点は間違いございません。

○小林委員

いろいろ高齢者がふえていくからなのですけれども、しかし、本当は高齢者の暮らしがこれだけでなく、介護保険なども新たな負担になっていくので、いろいろ大変になるのかというふうに思っています。本来なら、社会が進歩するのだったら、こういう部分が、もっと本当は減っていかねばならないのではないのかと。これは私の印象ですし、本来そういうものだというふうに思っております。社会が進歩するということは、社会保障が充実されて、安心して暮らせるようなそういう社会になることだというふうに思っておりますので、それは私の意見ですが、確認できましたので、結構でございます。

○昌浦委員長

ほかに質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○昌浦委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○昌浦委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第 31 号 平成 19 年度多賀城市老人保健特別会計予算を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

○昌浦委員長

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここでお昼の休憩に入ります。再開は午後 1 時といたします。

午前 11 時 48 分 休憩

---

午後 0 時 59 分 開議

○昌浦委員長

再開いたします。

● 議案第 32 号 平成 19 年度多賀城市介護保険特別会計予算

○昌浦委員長

次に、議案第 32 号 平成 19 年度多賀城市介護保険特別会計予算を議題といたします。

● 歳入歳出一括説明

○昌浦委員長

それでは、歳入歳出一括説明を求めます。

○松戸介護福祉課長

それでは、介護保険特別会計の予算について御説明を申し上げます。

資料 9 の 50 ページをお願いいたします。

初めに、平成 19 年度予算の全体の概要を御説明いたします。

平成 19 年度は、第 3 期事業運営期間の 2 年目でございますが、平成 18 年度の介護保険給付費の最終見込みでは、市内の介護療養型医療施設が事業を廃止したことや、4 月に市内に開設した有料老人ホームの入居が見込みほど進まないことなどの影響によって、当初計画からおよそ 1.5%下回る見込みであります。

このことから、平成 19 年度介護保険給付費の予算編成については、18 年度計画の達成状況を考慮して、第 3 期事業計画による給付推計値に対し 92%の額を計上しております。

介護保険会計は、平成 18 年度から介護給付関係の保険事業勘定と介護予防ケアプラン作成事業に関する介護サービス事業勘定に区分し計上しておりますが、本資料では、保険事業勘定について御説明申し上げます。

それでは、資料の 1 の、高齢者人口及び要介護・要支援者数でございますが、この表の 18 年度は最終見込み値を、17 年度は実績値を記載してございます。

まず、(1)の、高齢者数でございますが、19 年度欄で申し上げます。1 万 349 人と推計してございまして、18 年度からは 3.7%の伸びを見込んでおります。内訳としましては、75 歳未満の前期高齢者は 6,004 人と見込んでおり、対前年度約 1.9%の増加であります。75 歳以上の後期高齢者では 4,345 人、6.2%の増加と後期高齢者の伸びが大きくなっております。

(2)の、要介護・要支援者数でございますが、19 年度は総数で 1,536 人と見込んでおり、18 年度より 114 人、8.0%の増加を見込んでおります。19 年度の介護度ごとの認定者数につきましては、要支援 1 が 108 人、要支援 2 が 203 人、要介護 1 が 342 人、要介護 2 が 299 人、要介護 3 が 232 人、要介護 4 が 208 人、要介護 5 が 144 人と推計してございます。

次に、2 の、介護給付状況でございますが、各サービスとも第 3 期介護保険事業計画で推計いたしました見込み量に、平成 18 年度の執行状況を加味いたしまして計上してございます。

まず、(ア)居宅サービスは、訪問介護や訪問入浴に若干の伸びはあるものの、特定施設入所者生活介護及び住宅改修等の給付実績が計画を下回っていることから、19 年度当初予算で 9 億 5,187 万 9,000 円と、前年度より 1.7%の伸びにとどまるものと見込んでおります。

次に、(イ)地域密着型サービスにつきましては、18 年度計画では小規模多機能施設 1 施設の整備を見込んでおりましたが、第 1 回目の募集では応募事業者がおりませんでしたので、2 回目の募集を 19 年度推計分も含めて、小規模多機能施設 2 施設及び小規模特養 1 施設の募集をしたところ、2 月末日、先週でございますが、の締め切りまでに小規模多機能施設に

2 事業者の応募がありましたので、これからこの事業者について審査を行い、事業者指定手続を進めてまいります。また、今後は、今回、応募がなかった小規模特養の整備に積極的に取り組んでまいります。

なお、既存の認知症対応通所介護及び認知症対応型共同生活介護の給付費が、報酬改定の影響などによって、計画を上回って伸びておりまして、18年度最終見込額から0.4%増の1億8,294万4,000円の計上をしております。

(ウ)の、施設サービスでは、7億9,906万6,000円で、前年度最終見込額からは0.4%の増加を見込んでおります。これは介護療養型医療施設では、昨年、施設の廃止があったことから、利用が減少しているものの、老人保健施設で利用が増加している影響によるものでございます。

(エ)の、居宅サービス計画、いわゆるケアプラン作成費でございますが、19年度当初予算1億1,027万2,000円で、要介護認定者等の増加に基づいて、18年度見込みより1.2%増を見込んでおります。

また、(オ)の、審査支払手数料では285万5,000円と、18年度最終見込みより7.0%の減を見込んでおりますが、これは18年度の実績が計画値を下回っていることによるものでございます。

(カ)の、高額介護サービスでは2,783万4,000円で、18年度最終見込みより21.3%の増を見込んでおります。これは一昨年10月の制度改正によって、利用者負担段階2段階の方の負担限度額が引き下げられたことの影響が、計画を上回ってあらわれていることによる伸びでございます。

(キ)の、特定入所者介護サービスは、食費、居住費の自己負担化に伴い、低所得者の負担軽減策として補足給付を行うものでございますが、19年度は6,339万1,000円と18年度見込みより4.9%の伸びを見込んでおります。

以上から、介護給付費合計では21億3,824万1,000円を見込んでおり、18年度見込みより1.4%増加するものと推計をしております。

3の、給付費に係る国庫等歳入状況でございますが、(ア)の、市負担金は2億6,727万2,000円と見込んでおり、前年度より1.4%の増加となっております。

(イ)の、県負担金は3億1,178万5,000円の推計で、対前年度1.1%の増加を見込んでおります。

(ウ)の、国庫負担金は19年度当初で3億8,312万1,000円で、18年度見込みより1.6%の増加を見込んでおります。

(エ)の、財政調整交付金は6,157万9,000円で、対前年度5.4%の増加を見込んでおります。これは19年度交付率を2.88%と見込んでおり、18年度交付率よりも0.11ポイント上がったことによるものでございます。

(オ)の、支払基金交付金、いわゆる第2号被保険者負担分でございますが、6億6,283万5,000円で、18年度見込みより1.4%の増加を見込んでおります。

4の、平成19年度給付費に対する負担割合の表でございますが、これは各サービスごとの給付額を財源ごとにその負担割合で案分した表でございます。

一番上の行で、各財源ごとの負担割合でございますが、Aの市が、給付額の12.5%で、割合は従来どおりでございます。

Bの県は、18年度から(ア)の居宅サービスのうち、特定施設入居者生活介護サービス及び(ウ)の施設サービス、機能特定入所者介護サービスについて、三位一体改革により5%上がりまして、17.5%の負担となっており、これ以外のサービスは12.5%の負担率であることから、給付率全体の構成比では14.6%になっております。

また、Cの国庫も18年度から県の負担が5%引き上げられたことに伴い、同事業について負担割合が15%と、5%引き下げになっており、これ以外のサービスでは20%の負担であることから、全体の構成比では17.9%になっておるものでございます。

また、Dの国庫(財調)の欄でございますが、これは財政調整交付金で5%が基準交付率でございますが、所得階層や後期高齢者の比率によって交付率が調整されるもので、本市の場合は19年度は2.88%と見込んでおります。

Eの支払基金でございますが、これは第2号被保険者の負担分であり、負担率は31%となっております。

次に、Fの保険料は、第1号被保険者の保険料になりますが、基準となる負担率は19%になっております。これに先ほどの財政調整交付金基準交付率の5%と実交付率2.9%の差2.1%分が加わりまして、21.1%の負担率となっております。

次の、51ページの、図1から、次の52ページの、図7は、ただいま御説明いたしました高齢者数の状況及び給付費の予算額と財源の割合等をグラフ化したものでございますので、参考にさせていただきたいと思っております。

○鈴木介護支援室長

続きまして、保険事業勘定の中の地域支援事業費について御説明をいたします。

資料9の53ページをお開きいただきたいと思います。

まず、初めに、地域支援事業費の限度額の考え方について御説明をいたします。

表1の、介護予防事業費の表中、平成19年度の事業費合計欄1,874万4,000円と、その下の表2の、包括的支援事業・任意事業費の表中、平成19年度の事業費合計3,036万9,000円を合算しますと、地域支援事業費の総額は4,911万3,000円となります。この地域支援事業費の増減額の算出方法は、ただいま介護福祉課長が説明いたしました平成19年度介護給付費予算額、これは左の52ページの上段の金額になりますが、この介護給付費予算額21億3,824万1,000円から、ページをお戻りいただきまして、50ページの中段に、2、介護給付状況(オ)審査支払手数料とありますが、この285万5,000円を差し引いた額の2.3%が地域支援事業費の限度額と定められております。

この算出根拠は、政令で定められており、限度額の割合については、平成18年度がただいまのような算出根拠による2%、そして新年度の19年度は2.3%、平成20年度以降は3%になることが決まっております。このような計算方法から、平成19年度の地域支援事業費の限度額は4,911万3,000円となります。限度額目いっぱい介護予防事業に使おうということで計上してございます。

それでは、改めて53ページの、地域支援事業費の内容について御説明いたします。

1、介護予防事業費に対する負担割合でございますが、平成19年度事業費の歳出は、(ア)職員人件費で900万円、(イ)特定高齢者施策事業費で862万3,000円、(ウ)一般高齢者施策事業費で112万1,000円で、合計1,874万4,000円となります。

事業の内容については、後ほど御説明させていただきます。

事業費に対する歳入の内訳でございますが、市の負担金Aの欄、12.5%から、右の方へ、保険料Eの欄、19%までは、先ほど介護福祉課長が説明しました負担割合の考え方と同様でございますので、省略をさせていただきたいと思っております。なお、合計額のそれぞれの負担額が歳入の方に計上されてまいります。

次に、2、包括的支援事業・任意事業費に対する負担割合でございますが、平成19年度事業費の歳出は、(ア)職員人件費で420万3,000円、(イ)地域包括支援センター運営費で2,605万6,000円、(ウ)任意事業費で11万円、計3,036万9,000円となります。

歳入に係る内訳は、市の負担金Aの欄、20.25%から、保険料Dの欄、19%まで、負担割合の考え方につきましては、これまでの説明しました内容と同様ですので、省略をさせていただきます。

1の、介護予防事業費と、2の、包括的支援事業費の大きな違いは、表をごらんになればおわかりのことだと思いますが、支払基金、いわゆる第2号被保険者の歳入充当がないことで、その分の負担は市と県が7.75%、国が15.5%上乗せで案分されております。

ここでお伝えしたいことは、事業の内容に一定の基準があるものの、2の包括的支援事業・任意事業から1の介護予防事業へ事業の組みかえができれば、市の負担が7.75%圧縮されることとなります。そこで、新年度ではサービスの内容を充実させながら、2の(ウ)任意事業でこれまで行っていた「生きがい対応デイサービス事業」を、「元気回復こもらないで事業」として、1の(イ)の特定高齢者施策事業へ組みかえをいたしました。

また、2、(イ)地域包括支援センター運営費で2,400万円の増額になっておりますのは、地域包括支援センターを3分割したことによる東西2カ所分の委託料の増額でございます。

なお、対前年度比の伸び率につきましては、18年度が初年度というふうなこともありまして、ただいまのような事業の組みかえもあったことから、かなりのパーセンテージの伸び率になっているところと、減額といえますが、低くなっているところがございませうけれども、これは表の方をごらんになっていただきたいと思います。

下の円グラフは、ただいま説明いたしました負担割合と負担額をわかりやすく表にしておりますので、ごらんください。

それでは、歳入歳出の詳細について御説明いたしますので、資料8の81ページをお開きいただきたいと思います。

○松戸介護福祉課長

それでは、保険事業勘定の歳出から御説明を申し上げます。

1款1項1目一般管理費1,027万5,000円で、前年度より153万8,000円の減額でございますが、これは昨年度第3期事業計画の策定及び制度改正に伴う介護保険システム改修委託料及びパンフレット印刷費等を計上していたための減でございます。



内訳といたしましては、13 節委託料において、国保連合会への電算処理委託及び介護保険システムの保守点検委託等で 406 万 1,000 円、14 節使用料及び賃借料で 368 万 2,000 円でございます。

次のページをお願いいたします。

2 項 1 目賦課徴収費で 218 万 2,000 円でございますが、その主なものは、11 節需用費で印刷製本費に 76 万 4,000 円は、納入通知書等の印刷代でございます。12 節役務費の通信運搬費 141 万 8,000 円は、納入通知書及び督促状等の郵送代でございます。

なお、8 月より実施いたしますコンビニ収納につきましては、1,000 件程度の 5 万 8,000 円の手数料を見込んでおります。

次のページをお願いいたします。

3 項 1 目介護認定審査会費 3,075 万 3,000 円でございますが、主なものは認定審査会に要する経費で、19 節負担金、補助及び交付金 3,057 万 3,000 円、塩釜地区消防事務組合介護認定審査事業負担金でございます。

次のページをお願いいたします。

4 項 1 目運営協議会費で 39 万円でございます。これは介護保険運営協議会委員 10 名で、5 回分の報酬でございます。

次のページをお願いいたします。

2 款 1 項 1 目居宅介護サービス等給付費から 5 目審査支払手数料までは、先ほどの資料で御説明いたしましたとおりでございますので、省略させていただきます。

次のページをお願いいたします。

2 項 1 目高額介護サービス費につきましても、先ほどの資料で御説明いたしましたとおりでございますので、省略させていただきます。

次のページをお願いいたします。

3 項 1 目特定入所者介護サービス等給付費につきましても、同様に資料で御説明いたしましたとおりでございますので、省略いたします。

次のページをお願いいたします。

3 款 1 項 1 目財政安定化基金拠出金 45 万 1,000 円でございます。これは 3 年間の標準給付費の 0.02%を、国、県、市町村がそれぞれ 3 分の 1 ずつ、3 年間同額を拠出するものでございます。

○鈴木介護支援室長

次のページをお開きください。

4 款 1 項 1 目特定高齢者施策事業費で 2,415 万 2,000 円でございますが、職員人件費については省略させていただきます。

2 の、特定高齢者施策事業に要する経費で、その主なものは、8 節報償費で 332 万 4,000 円ですが、特定高齢者を対象にした転倒予防教室、水中ウォーキング教室、脳生き生き教

室のほか、栄養改善事業では、ひとり暮らしの高齢者を対象に、男の料理教室を実施する予定であります。このような教室や講座に係る講師への謝金等でございます。

13節委託料では、先ほどちょっと御説明いたしました、これまでの「生きがい対応デイサービス事業」を、利用対象者の枠を特定高齢者まで拡大し、新たに「元気回復こもらないで事業」として実施いたします。

2目一般高齢者施策事業費で112万1,000円でございますが、その主なものは、8節報償費で95万4,000円です。これまで任意事業として行っていた講演会や元気な一般高齢者を対象にして行う転倒予防教室など、または今年度から新たに行う介護予防サポーター育成事業に係る講師謝金等でございます。

次のページをお開きください。

2項1目包括的支援事業費で5,829万円でございますが、職員人件費については省略をさせていただきます。

2、地域包括支援センター運営に要する経費で、その主なものは、13節委託料で高齢者台帳システム及び地域包括支援センター運営システムの保守点検料で71万5,000円、包括的支援事業業務委託で2,400万円です。包括支援センター業務委託につきましては、既に御説明しておりますが、市内を3分割し、東西2カ所の地域包括支援センターに包括的支援事業を委託するための予算措置でございます。現在は4月1日の開設に向け、随時打ち合わせ会議を開催し、担当者レベルでの事務引き継ぎを行っているところでございます。

2目任意事業費で11万円でございますが、これは家族介護慰労金を支給するためのものがございます。前年度からの事業費減額の主な理由は、講演会や生きがい対応デイサービス事業を組みかえたことによるものがございます。

#### ○松戸介護福祉課長

次のページをお願いいたします。

5款1項1目基金積立金で3,721万9,000円でございます。介護保険財政調整基金の元金及び利子積み立てでございます。

次のページをお願いいたします。

6款1項1目利子でございますが、一時借入金利子として科目設定でございます。

次のページをお願いいたします。

7款1項1目第1号被保険者保険料還付金27万1,000円でございますが、転出、死亡等による還付金でございます。

2目償還金1,000円でございますが、科目設定でございます。

次のページをお願いいたします。

2項1目他会計繰出金1,000円でございますが、これも科目設定でございます。

2目介護サービス事業勘定繰出金1,000円でございますが、これも科目設定でございます。

次のページをお願いいたします。

8款1項1目予備費53万7,000円でございますが、各科目に不足が生じた場合に充当するものでございます。

以上で歳出の説明を終わります。

次に、歳入を御説明いたします。

73ページをお願いいたします。

それでは、1款1項1目第1号被保険者保険料で4億9,843万9,000円でございます。

1節現年度分で4億9,440万1,000円でございますが、調定見込額の98%を見込んでおります。

2節滞納繰越分403万8,000円でございますが、調定見込額の21%を見込んでおります。

次に、2款1項1目督促手数料8万9,000円でございます。

次、3款1項1目介護給付費負担金及び、次の、2項1目調整交付金につきましては、先ほどの資料で御説明しておりますので、省略させていただきます。

○鈴木介護支援室長

同じく、2目地域支援事業交付金（介護予防事業）及び3目（包括的支援事業・任意事業）は、先ほど資料で御説明しておりますので、省略いたします。

○松戸介護福祉課長

次のページをお願いいたします。

4目事業費補助金は予算額ゼロでございます。

4款1項1目介護給付費交付金につきましても、先ほどの資料で御説明いたしましたとおりでございますので、省略させていただきます。

○鈴木介護支援室長

同じく、2目地域支援事業支援交付金も説明済みでございますので、省略いたします。

○松戸介護福祉課長

5款1項1目介護給付費負担金につきましても、資料で御説明したとおりでございます。

2項1目財政安定化基金交付金1,000円は科目設定でございます。

○鈴木介護支援室長

3項1目地域支援事業交付金（介護予防事業）、次のページをお開きください。2目（包括的支援事業・任意事業）につきましては、先ほどで説明済みですので省略させていただきます。

○松戸介護福祉課長

6款1項1目利子及び配当金48万1,000円でございます。これは介護保険事業財政調整基金の利子積立金でございます。

7款1項1目一般会計繰入金3億5,187万2,000円でございます。

1 節介護給付費繰入金は、先ほどの資料で御説明いたしましたとおりでございます。

○鈴木介護支援室長

2 節地域支援事業繰入金（介護予防事業）及び 3 節（包括的支援事業・任意事業）につきましても、説明済みですので省略いたします。

4 節その他繰入金で、職員給与費等繰入金 3,206 万円は、地域包括支援センターの職員給与に充当するための繰入金です。

○松戸介護福祉課長

2 の、事務費繰入金 4,404 万 8,000 円は、一般事務費に充当するための繰入金でございます。

2 項 1 目介護保険事業財政調整基金繰入金 2,000 円は科目設定でございます。

○鈴木介護支援室長

3 項 1 目、次のページをお開きください。介護サービス事業勘定繰入金 250 万円ですが、これは後ほど介護サービス事業勘定において御説明いたしますが、多賀城市が居宅支援事業所として介護予防ケアプランを作成したことによる収入で、職員人件費に充当するため、介護サービス事業勘定から繰り入れるものでございます。

○松戸介護福祉課長

次の、8 款 1 項 1 目繰越金 1,000 円は科目設定でございます。

次の、9 款 1 項 1 目第 1 号被保険者延滞金から 3 項 2 目返納金までは、いずれも科目設定でございます。

雑入は予算額ゼロでございます。

以上で介護保険事業勘定の説明を終わります。

○鈴木介護支援室長

それでは、続きまして、介護サービス事業勘定について御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、120 ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目一般管理費で 26 万円ですが、その主なものは事務経費等で、記載のとおりでございます。

次のページをお開きください。

2 款 1 項 1 目介護予防支援事業費 13 節委託料で 184 万円ですが、これは介護予防ケアプラン作成の一部を民間の居宅支援事業所に委託するもので、約 500 件を見込んでおります。

次のページをお開きください。

3 款 1 項 1 目一般会計繰出金は科目設定でございます。

2 目保険事業勘定繰出金 250 万円は、先ほど介護保険事業勘定の際にも御説明いたしましたが、多賀城市が居宅介護支援事業所としての収入の一部を介護予防ケアプランを作成する人件費に充当するため、介護保険事業勘定に繰り出すものでございます。

次のページをお開きください。

4款1項1目予備費で39万9,000円でございます。

次に、歳入の御説明をいたしますので、118ページへお戻りください。

1款1項1目介護予防サービス等計画費収入499万7,000円でございますが、多賀城市が居宅介護支援事業所として、要支援1、2の方の介護予防ケアプランを作成した報酬で、約1,230件分の収入を見込んでおります。

次に、2款1項1目一般会計繰入金から3款1項1目雑入までは、科目設定でございます。

以上で介護保険特別会計事業勘定及びサービス勘定の説明を終わらせていただきます。

● 歳入歳出一括質疑

○昌浦委員長

これより歳入歳出一括質疑を行います。

○松村委員

まずお伺いいたしますが、介護給付費の件なのですけれども、1人平均、私、ちょっと計算してみたのでは、140万円というふうに出たのですが、間違いないでしょうか。

○松戸介護福祉課長

その辺の金額で間違いないと思います。

○松村委員

あと、介護サポーターを養成していくというお話で、平成19年度からその事業を立ち上げるというお話がありましたけれども、このサポーターというのは、どのようにして、募集というのでしょうか、働きかけて、どのような方がなるのか、教えていただきたいと思っております。

○鈴木介護支援室長

まず、多賀城市内には47の行政区がございますが、それを13ブロックに分けて、3年計画で13ブロックに介護予防サポーターを育成していきたいというふうに考えております。初年度の平成19年度につきましては、4カ所を計画いたしております。

なお、区長さんや民生委員さんと協議をしながら、転倒予防教室や脳生き生き教室など、ことしも実際に事業を施行してまいりますが、その際に、お手伝いをいただきながら、実務を経験しながら、地域の中で介護予防サポーターとしての資質を高めていって、地域の中で活躍していただきたいというふうに考えております。

また、その募集方法等につきましては、区長さん等と協議をしまして、回覧であるとか、市政だより、その他いろいろな形で募集の方法を考えておりますが、特に団塊の世代の方々につきましては、ぜひ参加していただきたいという、その募集要項の中に組み入れていきたいというふうに考えております。

○松村委員

この方たちはボランティアということになるのですか。

○鈴木介護支援室長

そのとおりでございます。

○松村委員

あと、地域包括支援センターの件でお伺いしたいのですが、こちらの中で、高齢者のDV、ドメスティックバイオレンスですが、の相談も受け付けるようになっていると思いますが、平成18年度の相談件数を教えていただきたいと思います。

○鈴木介護支援室長

平成18年度でよろしいでしょうか。現在、1月末現在で6件の相談がございました。

○松村委員

これは窓口に来た方、直接、どなたかが来たということでしょうか。掌握方法というのですか、どういう形でこういう件数が報告になっているのか教えていただきたいと思います。

○鈴木介護支援室長

掌握方法についての件数の内訳はちょっと把握してというか、今、手元にありませんが、窓口に来た方と通報を受けてと両方ございます。

○松村委員

あと、もう1点ですが、成年後見人制度の実施要綱ですが、できたと伺っていました。その件なのですが、その利用者ですか、あったかないかということと、あと、今、本市において成年後見人制度を活用してらっしゃる方は、どのような人数か教えていただきたいと思います。

○鈴木介護支援室長

成年後見人制度の対象者は、今現在取り扱っている方が1人おります。ただ、これは、これから裁判所の方に申請をしていくという形になりますので、平成18年、19年度にかけてお一人該当者がいらっしゃると思いますか、あります。

○松村委員

これは本人から申し出たのでしょうか。それともどなたか第三者が介入されて、申し込みがあったのか教えてください。

○鈴木介護支援室長

この方はもう重度の痴呆の方で、うちの方で、多賀城市が一応申請をするという考え方で今いるのですけれども、二親等以内の親族の方の介護の放棄ということがございまして、今、そういった親族の方々へすべて確認をとっているところでございます。したがって、本人には申請をする意思がございませんので、多賀城市がかわって申請をするというふうな考えで、今作業を進めているところでございます。

○松村委員

その申し入れをしたのは、どなたがしたのかということ。市なのですから、多賀城市が自主的にその方を見つけてやったのか、結局、本人はできないわけですから、そういうものを市に対して申し入れのお願いをしたのはどなたですかということです。

○鈴木介護支援室長

今現在、施設の方に入所なさっているのですが、施設の方から相談がありまして、今後の本人の権利を擁護するためには、もうそろそろきちんとした形での、いわゆるその法定の後見人を選任しておかないと、将来に問題を残すおそれがあるというふうなことでございます。施設からの協議というふうなことでございます。

○松村委員

その方は施設ということで、今お話ありましたけれども、施設に入ってらっしゃる方などはいいのですけれども、そうじゃない方も結構市内には、そういう対象になる高齢者、また障害がある方が結構いらっしゃると思います。やはりその制度自体の活用の仕方わからない、どうしたらいいかわからないということで、結構いろいろな被害に遭ったりとか、悲惨な状況になることも考えられますので、やはりこうした人たちを吸い上げるというのですか、よくやれるような方向で、やはり何か市としても、民生委員さんでもいいですけども、いろいろな形でよく見ていていただきたいと思っておりますけれども、その辺はどのように考えられているのでしょうか。

○鈴木介護支援室長

今、委員がおっしゃいましたように、私どもだけですべてのそういった悲惨な事故を防ぐというのは、非常に困難な状況であります。

したがって、先ほどの介護サポーターもそうですけれども、地域の方々からお寄せいただいた情報、特に御家族の方や親戚の方、それからお医者さんから情報をお寄せいただいて、そういった事件、事故がないような高齢社会を築いていくということと、私ども、老人クラブの皆さんからも、いろいろそういったお話に来てくださいというふうなお話をされますので、そういったところに出向いたときも、随時そういった認知症に関するような相談業務の中で、制度の普及を進めているところでございます。

○伊藤(功)委員

保険料関係について伺いたいと思います。介護保険が導入された時点でも、保険料の負担や利用料の負担で、なかなかその重い負担に耐えられない状況が想定されるということ等を指摘してきたわけですが、今の状況の中で、年金控除の縮小だとか、老年者控除の廃止が行われておりまして、このもとで、年金はふえていないのだけれども、保険料がふえたという状態が生まれています。こういった影響を受けている人は何人になっているのでしょうか。

今、激変緩和が行われていますけれども、激変緩和が終わった時点で、変わる前の状態と比較して最大で何倍になる予定なのか伺います。

○松戸介護福祉課長

今回の税制改正での影響ということでございますけれども、今回の激変緩和の対象になった方でございますけれども、1,129名ほどおられます。

それで、最終的に平成 20 年度で通常の保険料に戻るわけでございますけれども、最大で、2 段階の方が 5 段階になるということでございますので、月額 1,950 円の方が月額 3,900 円になるという状況でございます。

○伊藤(功)委員

高齢者数が 1 万人ほどいて、その中で大体 1,129 人ということですから、1 割が、年金が減っている中で、ふえるという状況が出ていると思います。

保険料については、2 倍から 2.5 倍程度になるということなのです。これは歳出の状況から見て、その収入をどうするのかという点では、こういう状態だと、必要以上に集めているという状態であると思うのです。これは料金算定の中で、次の保険料の中でいろいろやりくりすると思うのですけれども、この中で、心配していたのは、納められなくて、サービスが受けられなくなるような給付の制限などが出てくるということだと思うのです。この間、市の努力によって、滞納にならないように、直接の訪問もして、趣旨の説明もして、努力されてきたのですけれども、現状としてその給付制限のある方はどのようになっていますか。

○松戸介護福祉課長

委員がおっしゃるように、今まで滞納のある方については、何度も家庭訪問をして、趣旨を説明をしながら、理解を求めながら徴収してきたわけでございます。

それで、累積の滞納のある方についても、分納なりの方法をとっていただいて、給付制限にかからないようにという努力を、我々はしてきたつもりでございますけれども、残念ながら、ことしの 1 月、2 月に給付制限の方が 2 人発生してございます。

○伊藤(功)委員

給付制限されますと、今後どのような状況になるのか伺いたいと思います。

○松戸介護福祉課長

この 2 人の方につきましては、御存じのように、介護保険料は 2 年で時効に達するわけでございます。それで、現年度滞納繰り越しにつきましては、先ほども申し上げましたように、分納等によって支払い方法の変更をしてこなかったわけでございますけれども、この 2 人の方については、残念ながら過去においても時効が成立した保険料がございまして、その時効の期間に応じて、3 割自己負担という形になります。通常 1 割負担が 3 割負担になるということでございます。

○伊藤(功)委員

この間、市の努力でこういった事態が起こらないようにとされてきたのですけれども、やはり当初から指摘をした制度の欠陥が、平成 18 年度の中で出てきたのだということだけ確認したいと思います。

○松戸介護福祉課長

それは委員のお考えだと思うのですけれども、我々はこれは制度の欠陥ではないというふうに考えております。あくまでも介護保険制度ができた趣旨というのは、社会で高齢者を支える制度を、社会保障を充実させるということを出てきた制度でございまして、やはり我々は負担の公平性を確立していかなければならないということから、こういう制度があると考えてございます。



○伊藤(功)委員

社会保障制度というのであれば、やはり一人ひとりが支えられていくということが大事だと思うのです。消費税が導入されたときには、福祉のためにということで、大体18年近くたちますけれども、180兆円くらいですね、集められていて、その一方で、大企業や大金持ちの減税で同じくらい消えていって、穴埋めされている、福祉がよくなるどころか、かえって各分野でいろいろな制度をつくられて、負担をふやされて、給付が減らされているという状況があるわけで、やはりそれぞれの制度ですくい上げるところをきちんとすくい上げていかないと、社会保障が成り立たない。そういう意味では、本当は国でやらなければいけないのですけれども、私たちは不備と思っているのですけれども、そういうものは国に働きかけて、救っていく。あと、市独自でできるところについては努力してやるということが大事だというふうに私たちは考えています。（「今のは意見なのですね」の声あり）はい。

○相澤委員

98ページの、説明の段階で、男の料理教室というような説明があったと思いますが、まず、この受講対象者の方、制限等はあるのでしょうか。

○鈴木介護支援室長

基本的には、虚弱になった方のひとり暮らしの方、または高齢者世帯の方というふうに考えております。

○相澤委員

先生はどのような方を考えていらっしゃいますか。

○鈴木介護支援室長

今のところ、講師の方については未定であります。

○相澤委員

先ほどの質問をしたとき、私、評価を言うのを忘れましたが、これはすばらしい事業だと思います。それを言うておかないと、何か誤解されるようなので。すばらしいと思います。

先ほど、別なところで竹谷委員の意見にもあったのですけれども、横断的に、総合的にそういう事業を進めていく、私もそれは非常に賛成でございます。この対象とはちょっとずれるかもわからないのですけれども、生涯学習センターでも、やはり団塊の世代の方々のいろいろな対象にすることも考えるのではないかと思うのですけれども、そういうところとの連携はいかがでしょう。

○鈴木介護支援室長

先ほどもうちの部長が申しましたけれども、いろいろな関係部署、それは行政内部だけではなくて、地域の方々とも連絡をとり合って、ぜひそういった事業を組んでいきたいというふうに考えております。

○小林委員

今、社会保障のいろいろな話が出たのですが、私は介護保険は社会保障の一面で、社会で介護させるという点では非常に重要だというふうに思います。問題は、その財源をどこにするかということがいろいろあるわけですが、先ほどの地方税と、それから、特に高齢者

の公的年金控除が変わったことで負担があるというのは、1割くらいの方が影響を受けているということですね。

それと、もう一つは、これは決算ではなくて予算ですからあれですが、利用状況で対限度額を見たときに、どのくらい実際利用されるのかと。そうすると、今度の予算では、それはどのくらいの、対限度額でどのくらい利用されるかというふうに見積もっておられるか、その辺の見積もりがもしあれば、紹介していただきたいというふうに思うのですがいかがでしょうか。

○松戸介護福祉課長

それでは、昨年末の実績で御報告申し上げたいと思います。まず、所得階層別の居宅サービスの利用状況でございますけれども、限度額というのは居宅サービスにしか設定されていないわけでございますので、それで御報告申し上げます。

まず、所得段階第1段階の方でございますけれども、被保険者数で179名でございます。認定者数で58名、利用者数で38名、利用状況でございますが、全体の74.7%、18万4,013円という利用状況でございます。

それから、第2段階の方々ですが、被保険者数で1,153名、認定者数で265名、利用者数で131名、利用率57.7%、金額で19万8,243円になってございます。

それから、第3段階の方々でございますけれども、被保険者数で719名、それから認定者数で113名、利用者数で64名、率で60.2%、金額21万2,934円でございます。

それから、第4段階でございますけれども、被保険者で3,953名、それから認定者数で666名、利用者数で381名、利用率で51.7%、金額で21万円になってございます。

それから、第5段階でございますけれども、被保険者数で2,432名、認定者数で217名、利用者数で126名、率で58.7%、金額で20万7,404円でございます。

それから、所得段階第6段階でございますけれども、被保険者数で1,271名、認定者数で106名でございます。利用者数で72名、利用率で48.4%、金額19万4,976円でございます。

それから、第7段階の方でございますけれども、被保険者数で269名、認定者数で31名、利用者数で16名、利用率で53.7%、金額にして23万1,406円でございます。

平均的にこのような状況になってございます。

○小林委員

私はその利用率の方を聞いたのですが、もう一つ、これは突然であれなのですが、総数の中での認定者の数、つまり要介護者が出る、出来る確率というのか、割合というのでしょうか、所得に応じてどういうふうに出るかという、つまり、階層ごとの総数で認定者数を割ってみるとどうなのかという、ちょっとこの数字を見たとき、やはり所得が高い方だと、例えばその第7段階だと269名に対して31名だと、要介護認定者は、それから、第1段階ですと179名のうち58人だと、当然この数字の方が大きい、つまり所得の低い人の方が要介護認定者の割合が高いという、そういう数字ですね。この数字を見ると、両端だけを見たのですが、恐らくそういうふうになるのではないかと。

前に別のところで、ちょっと前のものなのですが、私、ちょっとやってみたのですが、第1段階から第5、6、7と下がるにつれて、出来率が下がってくると。そういう数字をちょっ

とグラフをつくって見ると、グラフに乗せるとこれはよくわかるのですが、どうもそういうところからすると、所得の低い人の方がいろいろな点でハンディが生じやすいのではないのかと。そうすると、そういうところにやはりもっと目を向けていくことが必要なのかということで、これは今後の課題として見ていただければというふうに思います。

それで、もう一つは、そういう課題だけではなくて、別な課題もあります。今のは在宅介護の方ですね。もう一つは施設介護の方です。施設の方はどうしても施設に頼らざるを得ないということで、やはりここで問題になるのは、待機の問題です。補正でもちょっと伺ったような気がするのですが、直近の状況で、待機状態についてはいかように把握されておられますか。

○松戸介護福祉課長

これも、補正予算のときに御報告申し上げたわけでございますけれども、四半期ごとに調査しているわけでございまして、今手持ちの資料としては12月末現在の資料がございまして、これによりまして、特別養護老人ホームの待機者に関しましては、純計多賀城市で132名でございます。

待機の現状でございますけれども、在宅、御自宅で待機されている方が66名、それから老人保健施設で待機されている方が43名、それから、その他、この方々はほとんどが入院等の待機だと思っておりますけれども、23名という状況になってございます。

○小林委員

補正でも聞いたような気がするのですが、これは特に在宅の待機というのは、非常に大変なのです。私もひよんなことで、直接我が身にもかかわっていることなのですが、ですから、これはやはり家族のことを考えると、「保険あって介護なし」ということにならないように、施設が一定ですから、ある程度我慢しなければならないところもあるかもしれませんが、そういう人たちがどういうふうに、どういう状況になっているかということをおぼえず、保険勘定だけではなくて、住民の暮らしという点でフォローアップしていくことが必要ではないのかというふうに思っております。ぜひそういう点をしていただきたいというふうに思うのですがいかがでしょうか。

○松戸介護福祉課長

確かに特別養護老人ホームという施設に関しましては、やはり一回入られたら、なかなかあきが出ないという状況で、在宅で待機されておられる方が何人かおられるという状況でございますけれども、保険制度の中では、19年度第3期事業計画の中で、地域密着型サービス、その中で小規模特養、これは30人未満の特別養護老人ホームでございますけれども、1施設を計画の中に盛り込んで、ただいま応募を募っているところでございます。これも昨年度は応募者がなかったわけでございますけれども、今後、国庫補助等も充てて、事業者が参入できる体制を整えていきたいと思っております。

それから、在宅の方々のケアについては、やはり平成19年度から包括支援センターが、18年度1カ所から、3カ所にふやすということで、その辺の地域でのケア体制、相談業務の充実も図ってまいるといふ所存でございます。

○小林委員

それはそれでいろいろな形で推進していただければというふうに思います。

それから、もう一つ、これは経済的な事情の問題ですが、御承知のとおり、2005年10月から制度の中で少し変わりましたね。つまり食費と居宅費というのですか、施設の場合、それが別立てになると。保険から別立てになると。そのために、特養などの施設の入所料金が非常に上がりましたね。ですから、そういう経済的な事情のために、先ほどの132名の待機が、宮城県全体ではどうも百五十数名ほど退所した方がいたようですが、やはり今となってみると、逆にそういうことがハードルになって、施設に入りたいのだけれど、様子をうかがわざるを得ないということもあり得るわけなので、そういう状況もぜひ、家庭内の事情のこともぜひ調査して、把握しておくことが、担当課としては大事ではないのかというふうに思いますので、ぜひそういう点もチェックしていただきたいと思うのですがいかがでしょうか。

○松戸介護福祉課長

一昨年10月の施設介護サービスの制度改正、いわゆる食費、居住費の自己負担化に関しましては、低所得者に対する救済制度と申しますか、補足給付といたしまして、やはり所得段階によっていろいろ給付制度も出てきております。

ですから、それなりの手当てと申しますか、そういうものは制度として出てきておるものと思っております。

○小林委員

制度としては確かに一定の制度がありますので、問題は、私が言いたいのは、そういうことではなくて、そういう経済的な事情でなかなか困難な状況があるであろうと、そういうことを担当課としてきちんと把握しておくことが、この介護保険事業を進めていく上で非常に大事な点ではないのかと。そういうことをやはり、きちんと、絶えず見ながら進めていっていただきたいということなのです。よろしくお願いします。

○昌浦委員長

ほかに質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○昌浦委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○昌浦委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第32号 平成19年度多賀城市介護保険特別会計予算を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

○昌浦委員長

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで休憩いたします。再開は2時15分にいたします。

午後2時03分 休憩

---

午後2時17分 開議

○昌浦委員長

再開いたします。

少々暑いようですので、上着を脱いでくださって結構でございます。

- 議案第33号 平成19年度多賀城市下水道事業特別会計予算

○昌浦委員長

次に、議案第33号 平成19年度多賀城市下水道事業特別会計予算を議題といたします。

- 歳入歳出一括説明

○昌浦委員長

それでは、歳入歳出一括説明を求めます。

○中村上下水道部次長(兼)管理課長

それでは、資料8の139ページをお開き願います。

歳出から御説明いたします。

1款1項1目一般管理費で9,056万4,000円です。

1及び2、職員人件費については、企業会計清算分も含めて省略いたします。

3、一般管理事務に要する経費1,866万9,000円です。主なものは、13節委託料693万円ですが、これは平成18年度企業会計決算業務委託に伴うものです。19節負担金、補助及び交付金1,072万3,000円ですが、これは下水道部長を上水道部長が兼務すること、水道庁舎で業務することにより発生する共通経費及び日本下水道協会への負担金です。

次に、4、一般管理事務に要する経費、企業会計清算分を含めて672万円については省略いたします。

141ページをお開き願いたいと思います。

1款2項1目雨水管理費で2億7,507万8,000円です。

1及び2、職員人件費については、企業会計清算分も含めて省略いたします。

3、雨水管理事務に要する経費で150万6,000円です。主なものは、13節委託料108万2,000円ですが、これは雨水排水路の台帳整備委託料で、丸山排水区を予定しています。

4、雨水施設維持に要する経費で1億8,910万3,000円です。主なものは、11節の修繕料4,630万6,000円ですが、これは中央ポンプ場電池交換修繕2,204万9,000円、雨水排水路修繕1,799万4,000円ほか2件分です。13節委託料1億1,975万4,000円ですが、これは施設維持管理等業務委託として雨水幹線等清掃及び除草業務委託、雨水ポンプ場電気機械設備点検業務委託、雨水ポンプ場運転管理業務委託ほか7件です。

次、5、雨水施設維持に要する経費〔企業会計清算分〕3,904万3,000円については省略いたします。

6、仙台市雨水排水施設維持管理費負担金2,701万円ですが、これは平成17年4月から稼働している中野雨水ポンプ場の運転に要する費用に対して、多賀城市負担分を仙台市へ支払う負担金です。負担割合は建設負担金割合の58.5%となっております。

次に、143ページをお開き願いたいと思います。

1款3項1目賦課徴収費で7,314万3,000円です。

1及び2、職員人件費については、企業会計清算分を含めて省略します。

3、賦課徴収事務に要する経費5,621万4,000円です。主なものは、13節委託料5,551万1,000円ですが、多賀城給水域は上水道部に、塩釜給水域は塩竈市に、それぞれ下水道使用料の徴収に関する業務を委託するものです。

4、賦課徴収事務に要する経費〔企業会計清算分〕389万6,000円については省略します。

1款3項2目污水管理費で8,936万3,000円です。

1及び2、職員人件費については企業会計清算分も含めて省略いたします。

3、污水管理事務に要する経費2,804万8,000円です。次のページをお開きください。主なものは、13節委託料228万5,000円ですが、これは污水下水道台帳補正業務を委託するものです。27節公課費2,560万円ですが、これは平成18年度下水道事業に係る消費税等予定納付納税額です。

次に、4でございます。污水管理事務に要する経費〔企業会計清算分〕1,501万円については省略いたします。

5、污水施設維持に要する経費2,005万2,000円です。主なものは、11節需用費の修繕料298万2,000円で、小破修理一式を予定しています。13節委託料1,262万1,000円ですが、これは施設維持管理等業務委託、管路調査及び補修業務委託、污水ポンプ場清掃業務委託ほか5件です。16節原材料費300万円ですが、これは道路改良工事等で交換が必要となった場合に支給するマンホール用鉄ぶた污水ふたの購入を行うものです。

6、污水施設維持に要する経費〔企業会計清算分〕134万円については省略いたします。

7、水洗便所普及に要する経費61万円ですが、主なものは、19節負担金、補助及び交付金41万8,000円で、平成15年度から平成19年度までの融資件数81件分を見込み計上しております。

8、相互利用負担に要する経費673万1,000円ですが、これは仙台市、塩竈市、七ヶ浜町との相互流入のうち、多賀城市内に立地している建物であるものの、地形的、物理的理由から、他市町の処理分区に排水しているもので、その水量に仙塩流域下水道維持管理負担金単価を乗じた金額等を当該市町に支払うものです。

1 款 3 項 3 目水質規制費で 1,329 万 7,000 円です。次のページをお開きください。

1 及び 2 でございますが、職員人件費については、企業会計清算分も含めて省略いたします。

3、水質規制に要する経費 445 万 7,000 円ですが、これは流域下水道との接続点 11 カ所を、年 4 回、特定事業所 39 施設を年 1 回から 4 回、それぞれ水質検査を行うための委託です。

次に、1 款 3 項 4 目流域下水道維持費で 2 億 3,280 万 5,000 円です。

1、仙塩流域下水道維持管理費負担金 2 億 3,280 万 5,000 円です。これは多賀城の汚水を市内大代地区にある仙塩浄化センター、県施設でございますが、に流出する際の負担金でございます。

149 ページをお開き願います。

2 款 1 項 1 目公共下水道建設費で 8 億 8,984 万 4,000 円です。これは平成 19 年度の事業計画につきましては、資料 9 の 54 ページをお開き願いたいと思います。

議案第 33 号関係の資料でございます。

国庫補助事業として予定しているのは、雨水工事 2 件です。

①は、丸山ポンプ場へ流入する雨水幹線工事です。

②は、JR 東北本線高平踏切付近の雨水幹線工事です。

起債単独事業は、汚水工事 4 件、雨水工事 4 件、計 8 件です。

③と④は、多賀城駅前区画整理事業に関連した雨水枝線工事です。

⑤は、連続立体交差事業に関連した雨水枝線工事です。

⑥は、宮内一丁目八幡神社付近の雨水枝線工事です。

⑦は、市川字坂下及び城前付近の汚水枝線工事です。

⑧は、多賀城駅前区画整理事業に関連した汚水枝線工事です。

⑨は、宮内一丁目と仙台市の行政界付近の汚水枝線工事です。

⑩は、供用開始区域内で汚水柵を新たに設置する工事です。

単独事業の⑪は、①に関連した既設水路の改良工事でございます。

防衛施設周辺整備事業として、引き続き⑫から⑰までの丸山ポンプ場の工事を実施いたします。ポンプ設備、遠方監視設備、場内整備、場外補償を計画いたしております。

恐れ入りますが、資料 8 の 149 ページにお戻り願います。

1、公共下水道建設事業（補助）で、2 億 6,710 万 4,000 円です。13 節委託料で 2,380 万円ですが、これは雨水流出解析業務委託を行うものです。14 節使用料及び賃借料 200 万円ですが、これは管渠用地借上料です。15 節工事請負費で 2 億 3,850 万円ですが、内容は先ほどの説明のとおりです。22 節補償、補填及び賠償金で 100 万円ですが、これは物件損失補償及び地下埋設物移設料を計上いたしております。

2の、公共下水道建設事業（補助）〔企業会計清算分〕については省略いたします。

3、公共下水道建設事業（起債単独）でございますが、1億776万7,000円です。15節工事請負費で1億500万円ですが、内容は先ほどの説明のとおりです。22節補償、補填及び賠償金で100万円ですが、これは地下埋設物移設料を計上いたしております。

4、公共下水道建設事業（起債単独）〔企業会計清算分〕については省略いたします。

次のページをお開き願いたいと思います。

5、公共下水道建設事業（単独）で976万5,000円です。13節委託料772万3,000円です。これは下水道事業の事業認可変更業務委託料です。15節工事請負費で200万円ですが、内容は先ほどの説明のとおりです。

6、公共下水道建設事業（単独）〔企業会計清算分〕については省略いたします。

7、防衛施設周辺整備事業で3億4,793万2,000円です。14節使用料及び賃借料で230万円です。これは丸山ポンプ場の用地借り上げによるものです。15節工事請負費で3億4,445万円ですが、内容は先ほどの説明のとおりでございます。

2款1項2目流域下水道建設費で1,046万9,000円です。

1、仙塩流域下水道建設事業負担金で1,046万9,000円です。これは仙塩流域下水道建設事業負担金で、平成19年度に予定されている仙塩流域下水道事業費3億4,420万円及び地方債元利償還費に対して、覚書に基づく多賀城市の負担金分です。

次に、153ページをお開きください。

3款1項1目公債費で20億9,625万1,000円です。

1、借入金償還費（元金）でございますが、12億8,573万2,000円の内訳は、雨水事業分で6億97万1,000円、汚水事業分で6億8,476万1,000円です。

2の、借入金償還費（利子）8億1,041万9,000円の内訳は、雨水事業分で3億5,798万6,000円、汚水事業分で4億4,935万3,000円、一時借入金利子308万円です。

3、借入金償還費（利子）〔企業会計清算分〕については省略いたします。

次に、155ページをお開きください。

4款1項1目予備費で592万1,000円を計上いたしております。

次に、歳入を御説明申し上げます。

資料8の133ページにお戻り願いたいと思います。

1款1項1目下水道事業受益者分担金で97万9,000円です。

1節下水道事業受益者分担金97万8,000円です。

2節滞納繰越分で1,000円でございます。

1款2項1目下水道事業受益者負担金で214万4,000円です。

1節下水道事業受益者負担金214万3,000円です。



2 節滞納繰越分で 1,000 円です。

次に、2 款 1 項 1 目下水道使用料で 8 億 7,660 万 1,000 円です。

1 節下水道使用料 8 億 7,660 万円です。有収水量を 621 万 1,129 立方メートルで見込んでございます。

次に、2 節滞納繰越分で 1,000 円です。

2 款 2 項 1 目総務手数料で 40 万 1,000 円です。

1 節総務手数料 40 万円は、排水設備計画確認手数料及び検査手数料で、それぞれ 500 円を 400 件分計上いたしております。

2 節督促手数料 1,000 円は科目設定でございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

3 款 1 項 1 目下水道事業国庫補助金で 4 億 2,069 万 5,000 円です。歳出 2 款 1 項 1 目公共下水道建設で説明した事業のうち、補助対象事業の国庫補助金でございます。補助率は国土交通省所管の公共下水道建設費が 10 分の 5、防衛省所管の防衛施設周辺整備の事業が 10 分の 8 でございます。

次に、4 款 1 項 1 目県事業費委託金で 1 億 3,275 万 5,000 円です。これにつきましては平成 18 年度企業会計清算分であります。

5 款 1 項 1 目財産貸付収入で 220 万 8,000 円です。管理上、支障にならない範囲で雨水管渠の上部を民間に貸し付けを行っており、その占用料でございます。

次は、6 款 1 項 1 目一般会計繰入金で 14 億 5,740 万 5,000 円です。

次、7 款 1 項 1 目繰越金で 1,000 円は科目設定です。

8 款 1 項 1 目延滞金で 1,000 円は科目設定です。

8 款 1 項 2 目加算金で 1,000 円は科目設定です。

8 款 2 項 1 目雑入で 4,034 万 4,000 円です。これは相互利用負担金（流入）関係でございますが、93 万 9,000 円です。これは仙台、塩竈、七ヶ浜町との相互流入のうち、多賀城市以外に立地している建物であるものの、地形的、物理的理由から、多賀城市内の処理区分に流入しているもので、その流入水量に仙塩流域下水道維持管理負担金を乗じた金額を当該市町から多賀城市に対して支払われるものでございます。

次の 137 ページをお開き願いたいと思います。

仙塩流域下水道維持管理負担金返還金及び水洗便所改造資金融資未償還金のそれぞれ 1,000 円は、科目設定でございます。

平成 18 年度下水道企業会計精算金 3,940 万 3,000 円です。これは平成 18 年度において不用額となる一般会計補助金を平成 19 年度歳入予算で受けるものでございます。

次に、9 款 1 項 1 目下水道事業債で 8 億 4,320 万円です。

1 節公共下水道事業債で 2 億 4,550 万円です。これは歳出 2 款 1 項 1 目公共下水道建設費で説明した事業費に対する起債です。

2 節流域下水道事業債で 960 万円ですが、これは歳出 2 款で説明した流域下水道費のうち、償還費を除いた事業費に対して 100%認められるものでございます。

3 節資本費平準化債で 5 億 2,000 万円です。

次に、5 節下水道事業債（特別措置分）でございますが、6,810 万円でございます。

申しわけございませんが、資料 4 の 23 ページをお開き願いたいと思います。

第 2 表につきましては債務負担行為ですが、水洗便所改造資金利子補給以下、全部で四つの事務事業につきましては、記載のと通りの期間、限度額で債務負担行為を設定しているものでございます。

次に、24 ページでございますが、第 3 表、地方債ですが、公共下水道事業、仙塩流域下水道事業、資本費平準化債及び下水道事業債特別措置分で、合計 8 億 4,320 万円を限度額として借り入れるものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

● 歳入歳出一括質疑

○昌浦委員長

これより歳入歳出一括質疑に入ります。

○伊藤(功)委員

資料 9 の 54 ページの中の、⑤伝上山三丁目地内の整備の内容ですけれども、現在、下馬第 1 踏切の国道に向かって左手の方の水路を直しているわけですけれども、これはそれとの関係でどのような工事なのでしょう。

○長田工務課長

⑤の、雨水（中央-3 工区）ですか、これは第 1 下馬踏切ですか、あそこのところちょうど連立絡みで、ちょうどあそこまで影響するということですので、それと関連する工事とあわせて、今現在入っている線路を横断しているボックス、それを断面がちょっと不足しますので、踏切から国道までの間を改良するという工事でございます。

○伊藤(功)委員

ことし行っている上に、さらに追加しての予算だということですか。反対側の水路をつくるとか、そういうものではないのですか。

○長田工務課長

現在、民地側に、民地側と言ったらおかしいですけれども、道路ぎわ、道路端に入っておりますけれども、その車道側にはわせてボックスを入れるということでございます。

○伊藤(功)委員

現在の水路は、国道に向かって左手をボックスに閉渠でやるようにやっていますけれども、その延長線につくるのか、それともその反対側、右側、前に施設屋さんがあったところに新たにつくるものなのか、どちらですか。

○長田工務課長

今現在入っているボックスと並行に合わせてやるということです。かくまるさんの方ではなくて、こちらの入っているのと同じわきにはわせて、国道側まで持っていくということです。

○伊藤(功)委員

それで、周辺関係で伺いたいのですけれども、今のところは下馬第1踏切です。あと、もっと塩竈寄りに行くと下馬第2踏切があります。ちょうど昨年9月議会の最終日ですけれども、集中豪雨がありまして、ちょうど議会に出てくる前、東能ヶ田内での各所で冠水があったわけですが、そういう状況についてはつかんでいますか。

○長田工務課長

伝上山周辺の冠水については、うちの方では把握していませんでした。

○伊藤(功)委員

それで、ここの状況をつかんである写真もあるのですけれども、現状としては、要するに、小野商店前で相当冠水をして、その上流部でタカシヨウ電気のあたりも冠水をしているということなのです。

それで、ここの部分については、随分前に、この水路については、現況としてはコの字に迂回している水路なので、真っすぐ通すべきではないかということで提起していたわけなのですけれども、それに対する答えとしては、将来、高架化がもとのパインボールまで延びることも想定されるので、その水路を真っすぐ抜くことについては、その時点では考えられないということだったのですけれども、現実としては、今、高架は銀行の前ですべて終わってしまうわけで、ここの水路の見通しというか、それは今後どのように考えているか伺います。

○長田工務課長

当時、その連立絡みでということでありましたけれども、今現在それはないということで、もう一度状況を把握しまして、やれるものでしたら、浸水を起こさないような、何らかの対策を講じなければならないというようには考えております。

○伊藤(功)委員

それで、現況としては、その日にすぐ交通防災課で、「雨量強度はどうなっているか」ということで見たのですが、私が見たのでは20ミリ、取り方によっては40ミリにも60ミリにもなるというような話も出ているけれども、交通防災課で見た雨量では20ミリ程度だったわけです。

ですから、こういう状況のもとで、真っすぐに抜く必要は、今、急がれているというふうに思うのですけれども、現在、片や下馬第1踏切のところで大規模な工事が始まっていますけれども、これでどの程度緩和されるものなのか、その点はどうですか。

○長田工務課長

現在、第1踏切の方は改修工事、並びに平成19年度はそこをやりますけれども、かなり断面的には大きいもので、これまでのように滞水するようなことはないかと思いますが、先ほどの9月末の低気圧、時間当たりと申しますか、10分当たり11ミリ降っております。

あの日は、時間換算にしますと 66 ミリぐらいになるのですか。ですから、伝上山周辺だけでなく、市内各地で道路冠水しているのはうちの方でも把握していますし、幹線は整備したものの、幹線に入る枝線というのはなかなかまだ整備されていないので、一時的な冠水はやむを得ないのかというふうに感じております。

○伊藤(功)委員

下馬第 2 踏切については、今後の計画の中で具体的工事に移れるように、よく検討して進めていただきたいというふうに思います。

あと、下馬第 1 踏切のところですけども、これは当日、9 月 27 日の朝、上下水道部長にも状況をお伝えして、改善するようお願いをしていたところですけども、その後、現状を見たら、道路の、佐史建設側の側溝の断面に対して、その JR の工事がそれより小さいのをつなげて、その上に円筒形のホースをつないで終わるような感じがしたので、これは早目に改善されるべきかということで、ちょっと声はかけていたのですが、今後の整備については、全部のみ込める状況になっているのかという点について伺いたいと思いますし、また、この仙石線をまたぐというところでは、600 ミリのヒューム管が 3 本ないし 4 本入っているわけですけども、この間の質疑の中では、3 分の 1 から半分くらい汚泥で埋まっているということも指摘をして、その汚泥の引き揚げも急がれているということを指摘したわけですけども、大体それにかかわる流入する水路が整備されてきているので、最後の仕上げとしての汚泥の拾い上げというか、除去というのは、どういう見通しになりますか。

○長田工務課長

私もまだ現場は確認しておりませんが、そういった暗渠に汚泥が堆積しているのであれば、今年度はちょっと難しいかもわかりませんが、早急にその汚泥しゅんせつなどをして、雨期といいますか、雨の流出に対応したいと考えております。

○伊藤(功)委員

ぜひ工事の仕上げとして、最後の仕事として、汚泥のしゅんせつ、除去を全部やってもらって、きちんと水が流れるようにしていただきたいというふうに思います。

○竹谷委員

説明について、項目説明よりも、前年度は特別会計から企業会計に移管し、今回は企業会計から特別会計に移管するという過渡期の予算であります。

そういう中であって、どういうふうな財政的な貢献があったのか、その点について全然説明もないままこの審議に入っているというのは、私、若干説明不足ではないかと。やはりこういう変わった状況の中であって、こういうメリットが出てくる、こういうデメリットが出てくるということが明らかになっていると思うのですけれども、多分メリットづくめだと思いますけれども、そういうことを明らかにしておくべきではないかと思うのですけれどもいかがでしょうか。

○鈴木上下水道部長

説明につきましては、既に企業会計から特別会計に戻すという段階で、説明をしたものという解釈をしておりまして、強いてこの場ではそこまでちょっと考えませんでした。先般の条例改正、それ以前の説明会と、こういうものを踏まえてきたという前提で実は考えておりまして、それに従って平成 19 年度の予算の作成をしたということでございました。

○竹谷委員

説明は、あのときは条例改正のための説明ですね。今回、あなたたち当局の方では、昨年度は改正によって人件費が13名になりますという説明をしている。今回は14名にすると、1名ふえている。これは特別会計になったことによって発生してきたものだと思うのです。そして、一般会計からの繰出金、資本費平準化債の活用、企業会計ではこうであって、特別会計になったのでこういうふうになって、こういう予算になっているのだということ、私は説明すべきだと思うのです。そうでないと、私自身も、企業会計と合わせているのですが、どれだけ平準化債が上がったのか、どれだけ一般会計の繰り出しがなくなっているのか、その仕組みを私は説明の中で加えておくべきではないかと。それが予算編成の骨格ではないかというふうにはずうっと見ておったのですけれども、いかがなものでしょうか。

○鈴木上下水道部長

当然、そうあるべきと私も思いますけれども、先ほども申しましたとおり、先般の御質問をいただきまして、平成17年度での特別会計、それを18年度の企業会計にした場合と、それから、それを19年度で特別会計に戻した場合の比較表を出しなさいということで求められましたので、既にあの中で当然歳入、特に平準化債を活用することによって、一般会計の繰り出し分がこれぐらい減るということと、それから、歳出については、各款項目ごとに比較表をつくって、既に出しているということで、あれに基づいて、実はこの今回の19年度予算も作成しているということなので、先ほども申し上げましたとおり、あれで大筋の歳入歳出の増減については終わっていると、こういう解釈を実はさせていただいたとこのこととでございます。

それに従って今回の予算も、当然その詳細な内容をつくっているということで、実はそのように解釈させていただいて、既に終わっているものというようなことで、そういう認識で今回、説明会に及んでいるということとでございます。

○竹谷委員

当局はあくまでも説明は終わっているということで、この予算委員会で説明はしなくとも、もうあなたたちは理解しているはずだというふうな解釈であるなら結構です。

これは決算につながっていくと思うのですけれども、平成18年度の予算審議のときに、欠損金が7,000万円出るということで、企業会計で出ていたと思うのですけれども、間違いないでしょうか。

○中村上下水道部次長(兼)管理課長

そのとおりでございます。

○竹谷委員

この金は、どこでどういうぐあいに補てんするようになっているのでしょうか。

○中村上下水道部次長(兼)管理課長

前回のときもお話し申し上げたと思うのですが、下水道事業の特別措置債ということで、借りてそれを補てんするというようなことで御説明申し上げていたと思うのですが。

○竹谷委員

言ったと思うではなく、予算にはどういうぐあいになっているのですか。その辺をきちんとしてください。以前説明しているからいいだろう、何しているからいいだろう、この予算書に反映しているのならしている、していないのならしていないと、はっきり言ってください。していないなら、こうすることで、この間の説明のとおりで、後でちゃんとやるからというのなら、これに反映しているのですか、していないのですか、どちらですか。

○中村上下水道部次長(兼)管理課長

平成 18 年度の第 3 条予算の中で措置いたしております。

○竹谷委員

ですから、今回の予算には関係ないということでしょう。それを聞いているのです。

○中村上下水道部次長(兼)管理課長

新年度の予算の中には反映されておられません。

○竹谷委員

それを聞いているのです。何ということはないのです。なぜそう敬遠するの。この予算にどういう反映をしているかと聞いているのですから、反映していなかったら、反映していないと。それは第 3 条予算で、決算できちんと処理するようにしていますという答弁していただければいいのではないのですか。それでいいのではないのですか、どうですか。

○中村上下水道部次長(兼)管理課長

そのとおりでございます。

○竹谷委員

先ほど部長の方から、既に説明しているからということでしたが、私、ちょっと資料を置いてきましたので、済みませんが、資本費平準化債、企業会計のときは幾らで、特別会計のときは幾らという数字があると思いますので、それをまずお願いします。

それから、一般会計からの負担金、これがどのくらいになっているのか。

○中村上下水道部次長(兼)管理課長

では、平成 19 年度が企業会計でいた場合と、特別会計でいた場合は、（「19 年度ではなく 18 年度ですよ」の声あり）18 年度につきましては、公営企業会計の場合ですと、汚水・雨水で起債発行できるのが 2 億 3,300 万円でございます。公営企業会計の場合ですと 2 億 3,300 万円、これが特別会計であった場合には、4 億 9,340 万円ということで、差し引き 2 億 6,000 万円ぐらい特別会計の場合ですと余計借りられるというようなことでございます。

もし特別会計バージョンでいった場合には、その部分が一般会計から繰り出しする額が減るということでございます。

○竹谷委員

いや、確認の意味で聞いているのです。企業会計に移行したということは、少なくとも平成 18 年度で 2 億 6,000 万円、一般会計に負担をかけた、あるいは企業努力をしたのかは知らないですけれども、この数字だけ見れば、そういうふうにとらえられるのですけれども、再確認しておきたいと思いますが、そういうとらえ方でよろしいですか。

○中村上下水道部次長(兼)管理課長

一般会計に負担をかけたかどうかは別にして、一応公営企業化するということで進めていった結果といえば、大変失礼な言い方かもしれませんが、そういうふうなことで進んだものですから、結果的にはその部分が一般財源から余計持ち出しするというような形にはなるかと思えます。

○竹谷委員

どこから持ってくるのですか。はっきり言ってください。これは一般会計からですよ。ことしは企業会計から特別会計にしたことによって、これだけの金額が、一般会計に対して財政的な運用を図ることができたのだと、特別会計にしたから、そういうふうに予算上は見てもよろしいですかと私は聞いているのです。そういう見方でよろしいのですか。それを再確認したいのです。いいですか。

○鈴木総務部次長(財政担当)(兼)財政課長

まず、平成 18 年度でございますけれども、今、上下水道部の次長がお答え申し上げましたように、資本費平準化債の発行額の差が 2 億 6,040 万円です。その分が一般会計から、いわゆる下水道側に繰り出す金額としては減額になったということがございます。

ただ、一方で、これも繰り返し御説明申し上げますけれども、結果的にその分の半分は普通交付税が減額されますので、実質的にはその半分、1 億 3,020 万円、その分が一般会計側としては軽減できたということでございます。

一方、平成 19 年度新年度につきましては、特別会計の場合は、先ほど言いましたけれども、5 億 2,000 万円、企業会計のままだったとしたら、2 億 8,300 万円になります。その差額が 2 億 3,700 万円ですから、同様に交付税措置の差額を差し引きますと、1 億 1,850 万円、そのぐらいが実質的に一般会計側としては軽減できたということが言えます。

○竹谷委員

いや、再確認で聞いているのです。結果的に平準化債を使っていれば、くどいようですけども、このまま推移していたら、約 1 億 1,000 万円ぐらいのお金が、資金運用はできなかったと。ですから、企業会計に平成 18 年度やったのは、私が主張したように、やはり明らかに時期尚早だったということが実証されたというぐあいに、今のことで私はそう感じているのです。そのためにお聞きしたのですけれども、私はそういうふうなとらえ方をしていますけれども、そういうとらえ方でよろしいですか。

○鈴木総務部次長(財政担当)(兼)財政課長

これは説明会でも、条例の本会議でも同様の御質問をいろいろちょうだいしているところでございますけれども、これは平成 18 年度に企業会計に移行するときには、資本費平準化債の活用枠が減って、その分、一般会計に負荷がかかるというのは、これは承知の上で、ただ、いずれその資本費平準化債を活用するというのは、下水道の起債の償還の仕方を変えるということになりますから、その時点では、何とか後世に負担を残さないように、今の世代で何とか頑張って払おうという気持ちと意気込みで、企業会計に踏み切ろうということに入ったわけです。

ただ、その後に、いろいろな状況の変化がございました。それも説明会でもお話し申し上げましたけれども、三位一体の改革で 8 億 3,000 万円、本当はそのぐらいのお金があれば、平準化債を使わずに、後世に負担を残さないように、そこで支払うということも選択肢と

してあったと思いますけれども、そういうことをやる余力もなくなってしまったので、万やむを得ず、平準化債の活用枠を広げざるを得なかったということの状況でございます。

そういうことを踏まえて、平成19年度から特別会計に戻させていただきたいということで、御説明申し上げているところでございます。

#### ○竹谷委員

それは聞いているのです。ですから、私は、市全体の多賀城市の長期財政の見方に誤りがあったのではないのかと。ですから、次、また企業会計に移行しなければいけない時期が来るかもしれません。そういうときは、やはり多賀城市の10年なり15年先の、いろいろな障害はあるにしても、見通しの中で、踏み切るべきか、それともこのままの制度でいくべきかという判断をするべきであり、また、しなければいけないことが、今回の中で実証されたというぐあいを感じているのですけれども、その辺はどうでしょう。そのように受けとめているのでしょうか。

#### ○鈴木総務部次長（財政担当）(兼)財政課長

まさにおっしゃるとおり、このいわゆる施策を決めるときには、やはり長期的な見通しは当然必要になってくると思います。これも以前に資料としてお示しをいたしておりますけれども、今の現行制度のままでいったときにも、今の現行制度のまま推移したとしても、もう平成24年、あるいは25年ぐらいには企業会計と特別会計で平準化債の活用枠が逆転してまいります。ですから、今の制度のままでしたとしても、そのぐらいの年次になると、果たしてどちらの会計をとった方がいいのか、よく吟味しなければならないという時期が参ります。

あと、それともう一つは、先ほども言いましたけれども、一番大きな背景というのは、いわゆる依存財源の減収です、それらがどうなのか、それも見きわめなければならないですけれども、これはなかなか、必死になって我々もその見きわめをしようとするけれども、この間も委員会で、平成19年度の地方交付税の算定はどうするのかという御質問をたくさんちょうだいしましたけれども、19年度、これから入る目先のことですら、なかなか具体的な数字がつかめないということもございますので、非常に難しい面がございます。

あと、一方で、今回特別会計に戻すに当たって、やはりその行政の一貫性、継続性ということも尊重しなければならないということがございまして、企業会計のままで何とかその平準化債の活用枠を広げることができないかどうか、そういった中で、いわゆる料金に頼らない、雨水部分の減価償却については、いわゆるみなし償却というか、減価償却しないような形をとれば、企業会計のままで平準化債の活用枠が広がられますから、そんな努力もさまざまさせていただきました。ただ、それもやはりその制度的な壁があって、結果的に思うようにいかなかったということがございます。

これは非公式な話でございますけれども、そういった国全体の制度の中でも、そういったことが起き得るのだなということのちょっと想定までなかったと、その辺が制度として、これは多賀城だけでなく、全体の制度のあり方として、その辺も今後検討する余地があるなというのは、非公式なことでございますけれども、そういうような話も聞いております。

ですから、そういったいわゆる減価償却のあり方の制度上の問題、それから依存財源の動向、それから、今の制度のままの平準化債の活用枠の逆転する時期、そういったものを見定めて、やはり、これも繰り返し申し上げておりますけれども、行革に対する姿勢は、一貫していささかも揺るぎないところでございますので、そういったものを総合的に見きわ



めて、ある時期にはまたいろいろ御提案を申し上げて、御相談を申し上げる時期が来るかもしれない、そういう感じで考えております。

○竹谷委員

ひとつ今回の問題については、教訓として、肝に銘じて今後のこういう問題について対処していただきたいというふうに思います。

それと、よくこのことで話題になりました、多賀城の地形的な関係で、雨水対策を優先していかなければいけない。雨水対策に対する財政の傾斜的配分をしていかなければいけないという地域事情にあると思うのです。

ですから、こういう地域事情にある都市が連携をし合って、国に対して特別な財政援助というものを求めていくことも、やはり私は大事ではないかと。やはりこれは国策で本来ならやらなければいけない問題ではないかと思うのです。

北海道はこういうところですよ。私も視察に行きました。北海道は北海道開発局でこういうポンプ場などを全部そこでやるという仕組みになっております。そうすると、この我々の多賀城を含めたこういう都市化現象の状況の都市においても、やはり国が責任を持って雨水対策等をやってもらふのだという姿勢をとっていただくことが大事ではないかと思うので、置かれている立場の市町村が、やはり国に向けて声を出す時期ではないかというふうに思っているのです。

それはなぜかという、三位一体改革での地方の財政の削減、補助金の削減、そして交付税の削減というありとあらゆるもので削減が地方に来ていると。そうであれば、新たに安全・安心のまちづくりをするためには、国に対してそういう問題を提起していくことが、私は大事ではないかと思うのですけれどもいかがでしょうか。

○鈴木上下水道部長

今、竹谷委員が言われているとおり、雨水対策事業につきましては、特に多賀城市の状況を勘案すると、これくらいの小さなまちで、これくらいの雨水対策をやらなければならないということになると、果たして単一市町村の事業なのだろうかということ、ちょっとその辺については疑問の余地が大分あると。

したがって、多賀城の置かれた地域性、それから雨という今日的な災害の特異性を踏まえると、事業主体も含めて、その財源も含めて、今後県なり国なりに、いわゆる制度の見直し、事業主体の見直し等については、要望、陳情をしていかなければならない案件であるということでは、当然、今説明した財政課長も、市長も含めて、市長の方からそういう指示を受けて、今、そのような活動をしようというようなことで、今、作業に取りかかっているところでございます。

○竹谷委員

そうすると、具体的に要望事項等々が、もし県なり国に出されたら、そういうものも議員の皆さん方にもお配りをしながら、多賀城が置かれている状況、当局と議会が一緒になって力を合わせる場面でもあろうと思いますから、そういうところは議長を通して議会に対しても説明をして、協力をしていただく、そういう二人三脚で安心・安全なまちづくりのために、お互いに切磋琢磨していくということが、これから地方においては大変重要なことになるのではないかというふうに思っておりますので、これは私の考え方でございますが、一言つけ加えさせていただきます、ぜひともそういう国の財政が、もっともっと補

助金なりで賄えるような体制づくりに努力をしていただきたいということを要望しておきたいと思います。

○吉田委員

151、152 ページについて伺います。仙塩流域下水道の建設事業の関係ですが、今年度分の負担金については明記されているとおりであります。この間、県の事業として仙塩流域下水道のいわゆる処理能力、高度に処理化を図るということで、貞山運河なり仙台港への環境負荷の軽減等を図る動向にあって、この事業が取り組まれている面も一つあります。

よって、それらの事業の概括的な県の事業について、まず最初に御紹介願います。

○中村上下水道部次長(兼)管理課長

平成 19 年度における流域下水道に対する内容でございますが、平成 19 年度におきましては、電気センター 2 号の配電設備の改築工事、1 号ろ過設備工事というような工事がメインでございます。全体的に 19 年度ですと 3 億 4,220 万円の工事になるようでございます。県全体の 19 年度の事業費、そして、それに基づいて各市町村、県負担などということで、多賀城の負担額が決定したというような内容でございます。

○吉田委員

先ほど述べたつもりなのですが、今年度事業にかかわらず、先ほど述べたような処理機能、処理能力の向上を図るための建設事業に取り組まれているわけでありましたが、いわゆる処理施設なりゲートなり含めた、概括的な県のこの仙塩流域下水道の建設事業について御紹介願います。

○鈴木上下水道部長

この流域下水道については、昭和 54 年だったでしょうか、54 年で一部供用開始、それから平成 7 年、平成 14 年という、今言われたとおり施設の環境対策を含めて工事されております。

実は、昨年もこの維持管理負担金が出ておりました。我々はどのような工事なのかというようなことで、実は今、照会をとってしまして、全体計画を示してくれというようなことで照会をしておりましたところ、既に昭和 54 年度の施設稼働に伴って、耐用年数が来ていると。耐用年数が来たものについてのいわゆる更新、補修等を含めて、今、事業費を算定をして、逐次、仙台市を含めて関係市町村に予算の内容を示しているということなのですが、その全体計画があれば示してほしいということで、今照会中ですので、次の委員会にでも示せればと思っております。今現在の状況としてはこういう状況でございます。

○吉田委員

わかりました。概括的には承知していると思えますけれども、改修、補修に合わせて改良事業に取り組まれている、冒頭に触れましたけれども、やはり環境問題、それから水質保全の課題に現代的に対応するための、処理能力高度化を図るための設備投資が、あわせて取り組まれているという状況下にあるのではないかと思います。いずれ、全体計画を把握して、折を見て御紹介願えればと思います。

それから、先ほど来の議論にありましたけれども、この間の議論の中で、市長の方からも、いわゆる資金の確保ということで、依存財源にかかわることでもありますけれども、交付税の特別交付税の措置について求めるということで、先ほど来、財政担当次長並びに上下水道部長からの所見も表明されておられますが、それらの課題に市全体の体制を挙げて、国

に対してそれら国会議員等を通じながらも、特別交付税の措置についてさらに上積み、上乘せを図る取り組みをされるという状況下にあるものと認識しております。そのような見解であることについて、市長の考え方を改めて御披瀝願います。

○菊地市長

今、吉田委員がおっしゃったとおりでございます、これは特別交付税になるかどうかわかりませんが、できればうちの方と似ている塩竈、あるいは名取、市長さん方にはもうお話ししてありますけれども、そういうところと一体となって、どういう国の措置がされるかわかりませんが、国会議員等を通じながら、ぜひ多賀城市が有利になるように頑張ってもらいたいというふうに思っていますので、よろしくお願いいたします。

○昌浦委員長

先ほどの伊藤功一郎委員の質問に対して、工務課長より発言がありますので、これを許可します。

○長田工務課長

先ほど、伊藤功一郎委員からありました佐史建設のわきの汚泥ですか、あと、JR用地内の汚泥に関しまして、JRに申し入れをしております、JRの方では了解して、やるという結論を得ていますので、ここで追加回答したいと思います。

○昌浦委員長

質疑のある方は何人ほどいらっしゃいますか。1人だけですか。（「簡単に終わらないかもしれないです」の声あり）

では、ここで休憩いたします。再開は3時半にします。

午後3時18分 休憩

---

午後3時30分 開議

○昌浦委員長

再開いたします。

○藤原委員

資料8の130ページですが、平成19年度の繰入金は14億5,740万5,000円で、去年の繰入金が16億9,723万5,000円、予算段階ではそういう数字でした。したがって、2億3,983万円の繰入金を減額したと、一般会計の負担を軽くしたということがはっきりしているわけですし、英断には改めて敬意を表したいというふうに思います。

私を取り上げたいのは、補正の質疑のときに、ある方から、平準化債を使ったら、下水道料金を上げなければいけないのではないかと問題提起がありまして、上下水道部長は、「そのとおりです」というふうに答えていました。

しかし、もう下水道料金を上げる余地はないのではないかとというのが、私の感想、意見なのです。

それで、まず初めに、138ページ、下水道事業債の特別措置分というこの起債の説明をまずお願いします。どういう性格のものなのか、何に対する起債なのかもお願いします。

○中村上下水道部次長(兼)管理課長

特別措置債につきましては、目的が、下水道繰出金に係る地方財政措置の変更に伴い、平成 17 年度までに発行した下水道事業債に係る元利償還金に対する財政措置について、影響が及ぶために、新しい財政制度との間に生じる差額を起債対象としたものでございます。これは平成 18 年度創設されたものでございます。

○藤原委員

非常に教科書的な答弁だったのですけれども、要するに、一般会計からの繰り出しの軽減のための起債なのだと。その元利償還になっているものなのだとということで理解してよろしいですか。

○中村上下水道部次長(兼)管理課長

そのとおりでございます。

○藤原委員

当然、この 6,810 万円は雨水分と汚水分と分かれていると思うのですが、それぞれ幾らになっていますか。

○鈴木総務部次長 (財政担当)(兼)財政課長

その特別措置分については、必ずしも一般会計からの繰入金の軽減を図るという目的とは言えない性格のものであります。これは、ちょっと今資料がないので、記憶の範囲でちょっとお答えいたしますけれども、従来は、同じ公共下水道事業の中の汚水と雨水の比率、これが従来は 50 対 50 の扱いであったのではなかったかと思っております。それが実態として 70 が汚水、30 が雨水という実態に即して、公債費に対する交付税措置額、その比率が変わったということがあります。当然、汚水については、いわゆる料金体系で賄うという前提がございますから、本来は汚水に係る起債の償還については、料金体系で賄う、雨水についてはもちろん税負担で賄うということになりますけれども、その負担が変わったことによって、本来はその交付税措置される額との差額が出てまいりました。その差額が出てきたものを、いわゆる地方財政として穴があくものですから、それを補てんするために特別措置債という形で臨時的に措置されたということがあります。

そういうようなことで、公共下水道全体としての汚水と雨水の割合が、従来の 50 対 50 から 70 対 30 だったと記憶しておりますけれども、そういうように配分が変わったということでございます。必ずしもその汚水分が幾ら、雨水分が幾らということではなくて、公共下水道として雨水、汚水一本というとらえ方をされていて、その比率が変わったことによる措置債ということでございます。

○藤原委員

これは今後も続くのだと見ていいのですか。

○鈴木総務部次長 (財政担当)(兼)財政課長

特に時限的な通知は来ておりませんので、当分の間続くのだろうというふうにとらえております。

○藤原委員

その性格としては、必ずしも雨水が幾ら、汚水が幾らというふうに分かれているわけではないというのですけれども、この平成19年度の予算の中では、これを実際に使用するときには振り分けているのではないですか。私は逆算したのです。下水道使用料の使用の仕方を見て逆算したのです。そうしたら、その特別措置分は2,939万8,000円汚水分に使っているのではないかというのが、私の逆算の結果です。使うに当たっては、実際は支出のときに、そういうふうに分けているのではないかというふうに思うのですけれども、そんなことはありませんか。

○中村上下水道部次長(兼)管理課長

済みません。今ちょっと詳しくわかりかねます。

○藤原委員

では、財政担当次長に伺います。154ページなのですから、毎年のように公債費の汚水と雨水を分けて書いてくれというふうに言い続けまして、元金も利子も分けてくれるようになりました。

汚水事業分が6億8,476万1,000円、それから利子の汚水分が4億4,935万3,000円、合わせますと11億3,411万4,000円になります。このうち、交付税に措置されている分があると思いますけれども、その金額は幾らになりますか。特に汚水の分について。

○鈴木総務部次長(財政担当)(兼)財政課長

これは、交付税措置については、区分としては汚水、雨水と分けた区分は算定はされておりません。公共下水道事業として一本の事業として算定されておりまして、具体的に細かな数字を言いますと、同じ起債でもいろいろな財源対策債的な起債、それから一般の公共事業債的な起債、いろいろな起債が重なり合っていております。ですから、一概に、厳密に計算すると細かな数字が出てまいりますけれども、大まかに言って、その起債償還額の50%ぐらいが交付税措置されているというようなとらえ方をいたしております。

○藤原委員

元利償還の50%ぐらいという話ですね。もっと詳しく言うと、資本費平準化債を使った分は除外されて交付税措置されますね。それから、先ほどの起債を使った分も、交付税の需要額算定のときにはそれも除外されるのではないですか。ですから、元利償還のうち、今、下水道使用料だけを問題にするので、下水道の方だけ考えてほしいのですが、下水道の元利償還が11億3,400万円ほどあると。そのうち平準化債が2億7,000万円、これは平準化債の方ははっきりしていますね。汚水分が2億7,000万円ということで。それで、特別措置分については、幾らだかはっきりしないという話なのですから、それらを差し引いた残りの半分が交付税措置されていると。

そうすると、大体4億円ぐらいは、4億円強は交付税措置されているということでしたね。そうすると、その残りの分が下水道使用料で返す元利償還だということになるでしょう。仕組みとしては、そうですね。だれもうんと言いません。どうですか。

○鈴木総務部次長(財政担当)(兼)財政課長

藤原委員の御質問の趣旨は、多分、料金に反映させるべき起債償還額はどのぐらいか、ということのお話を多分されるのではないかと思いますけれども、先ほども申しましたように、厳密には、いわゆる経理の仕方として分ければ、雨水、汚水分けることは可能ですけれども、ただ、制度としては公共下水道事業として一本の起債措置、あるいは一本の交付

税措置ということになっていますので、厳密に、この分が汚水に充てる、この分が雨水に充てるということを、厳密に言えるものではないというのがございます。

そういった中で、過去の起債も、一部はその汚水のことでもありますでしょうし、雨水もございませうし、ただ、今のような差し引き計算の中で、その分はいわゆる下水道側の自己財源として、自己財源は下水道の使用料だから、そこから充てるものだというふうな、余り単純に結びつけて、今ここでお話しするというわけにもいかないだろうというふうなとらえ方をしています。

○藤原委員

数字では、全然詰まっていけないので、もっと端的にお聞きします。149ページを見ていただきたいのですが、これは公共下水道建設費です。建設費ですよ。建設費に使用料、手数料を2,452万1,000円使っているのです。これは、これまで皆さん方の説明からすると、あり得ないことなのです。なぜか。下水道の使用料というのは汚水にしか使えないのです。そして、維持管理費にはまず100%使うのです。ですから、維持管理費というのは多賀城市内部の維持管理費もある。それから流域下水道に払う使用料もあると。それから、この今の料金設定をやったときには、元利償還の36%は使用料に入れさせてくださいというように決めたのです。

ですから、本当はいまだに元利償還返済分の枠は突破していないはずなのですけれども、なぜか建設費に2,452万円使っているのです、使用料を。これは料金設定の考え方からするとあり得ない話なのです。なぜこういうふうになったのか、その仕組みを教えてください。

逆を言うと、なぜ2,452万1,000円が建設費に使われているのかという仕組みを明らかにするために、私、先ほどいろいろ聞いていたのですけれども、結局、ああでもない、こうでもないということではっきりしない。端的にお聞きします。なぜ使用料が建設費に使われているのか。

○昌浦委員長

ここで暫時休憩いたします。再開は3時55分にします。

午後3時44分 休憩

---

午後3時54分 開議

○昌浦委員長

再開いたします。

当局の申し出により、櫻井管理課長補佐、丸山管理課副主幹の出席を求められておりますので、許可いたします。

○鈴木上下水道部長

ただいまの御質問に対して、実は藤原委員から、いわゆる建設事業費に使用料を充当するのは、趣旨としておかしいということの御質問をいただきました。

まさしく私もそのとおりで、現年度平成19年度については、それには充当していないと。実は、これは18年度から19年度については、企業会計から特別会計に3月31日で企業

会計を仮決算をして、19年度に、一般会計であれば5月31日分までの支払いの分を未払い未収金として引き継いだと。その際の収入・支出との関係でこのようになっているということで、基本的には、藤原委員から御指摘があったとおり、使用料については建設事業には充当していないと。

その辺のからくりについては、実は急遽、企業会計から特別会計に徹夜で組み替えをしたというようなこともありまして、大変申しわけないのですが、私もちょっと、趣旨については、その趣旨には変わりはありませんけれども、組み替えの関係で、詳細については、今、担当者を入れましたので、担当者の方から説明をさせたいと思います。よろしく御了承をお願いしたいと思います。

#### ○丸山管理課副主幹

先ほど藤原委員の方から御質問のあった件でございますけれども、平成19年度の建設事業に関しましては、今、部長が申し上げましたように、使用料は充当しておりません。

ここに書かれている使用料というのは、企業会計未清算分で入ってくる使用料でございます。なぜこのような形になるかといいますと、未払い分の補助事業とか起債単独事業に関しましては、当然起債と国庫補助金の財源が充当されるわけでございますが、既に平成18年度の起債を借り入れる時点で、国庫補助金と起債の分は18年度の方の歳入に入っている状態になります。ですから、企業会計未清算分の方での財源としての歳入に補助金と起債がないものですから、その分、使用料の多く入ってくる部分を充当しているという状態になります。

ですから、最終的にこの企業債の未清算分と、企業会計の平成18年度分の決算をして充当すると、企業債未清算分の使用料というのはありません。ゼロになります。ただ、この打ち切りをするというバランスが崩れた関係上、このような形で充当が出ているという状態でございます。

#### ○藤原委員

事情はわかりました。

実は、私が言いたいのはどういうことかという、そういう事情があったにしても、元利償還に対する使用料の補てん分というか、使用料を充てている分が圧倒的に少なかったら、元利償還に回しても、使用料が圧倒的に少なかったら、さまざまな事情があったとしても、建築費の方に使用料を回すということはある話でしょう。その点、まずどうですか。

#### ○丸山管理課副主幹

今回の財源が県の受託負担金と使用料と未精算金、この3種類の財源しかないものですから、どうしても歳出に対して財源を充てていくと、使用料がそこにぶつからざるを得ないという、そういう逆転現象になった形での今回の充当になっております。

#### ○藤原委員

ですから、結局こういうことなのです。元利償還を雨水と污水に分けますね。分けた中から2億7,000万円の平準化債を差し引く、それから、先ほどの特別措置債、皆さん方は、「いや、内訳ははっきりしていないのだ」と言いながら、ある程度元利償還に回したので。そして、その交付税措置の分、大体交付税措置の分と使用料でその負担する分が同じだとして、交付税措置分の残りを下水道使用料をどんどん充てていったわけです。それでもあふれただけの話なのです、これは結局。そうでしょう。あふれたのです。

そこで、私、上下水道部長にお聞きしたいのですけれども、ある方が、「下水道平準化債を使うと、下水道料金を上げなければならないのではないかと」言ったことについて、「全くそうでございます」と、全くと言ったかどうか、「そうでございます」と言ったのです。今の説明でしたら、下水道使用料はもう枠いっぱい元利償還にも充てているのですから、下水道料金を上げる余地は全然ないのではないかとと思うのですけれどもどうですか。

○鈴木上下水道部長

先ほど説明したとおり、結果的にはいわゆる平成 18 年度から 19 年度に持ち越しといえますか、未収金、未払い金の清算の段階で、支出額が、いわゆる未払いの支出が決まっていると。それで、収入については、既に入っているものについては確定している、何といえますか、資料 9 の 56 ページをごらんになっていただくとわかりますけれども、これはちょっと違いますか、いわゆる、一つは、現年度については、先ほども説明したとおり、現年度については当然充てていないと。ただし、18 年度から 19 年度にいわゆる未収、未払い金があると。歳出の方については当然未払いが確定しています。歳入については未収金が確定しているということで、既に入っているものがあるので、その差が 31 日で区切った場合、既に国庫補助とか起債が入っていると。それで、その歳出の不足分については、当然歳入も同額にしないと繰り越すことができないという前提に立った場合、どうしても不足分については使用料ということで充てないと、これから使用料が、当然、特別会計であれば、5 月 31 日まで前年度分の収入として入ってくるという前提で、ここで歳入歳出を合わせたということにすぎないと。ですから、18 年度の打ち切り決算額と 19 年度のいわゆる未収、未払い合わせた場合については、そういうことはないのですよということなのです。

あと、もう一つは、平準化債についても、平準化債の制度の中では、平準化債を借りたものについては、当然使用料に転嫁して回収しなさいという制度になっているということ踏まえれば、それは当然であるということで、私はたしか回答したのかと思っております。

○藤原委員

では、もっと形を変えて聞きますけれども、汚水の元利償還から平準化債や特別措置分を差し引いて、残りの半分が交付税措置されているわけです。残りの半分以上をその使用料で納めるとして、そのうち平成 19 年度予算では、下水道使用料の補てん割合というのは、充足割合というのは何%ですか。

○鈴木上下水道部長

多分行く着き先のことを議論した方がいいのかと思うのですけれども、（「いやいや、ちゃんと答えて」の声あり）いわゆる資本費算入率ということでよろしいですか。今、この資料の中では 44.59%ということになっています。

○藤原委員

それは分母は幾らで分子は幾らなのですか。先ほど、皆さんは、一々起債は分けられないのだとか何とか言っているけれども、きちんと計算しているでしょう。その基礎データがなかったら計算できないのですよ。分子幾らで分母幾らなのか。

○鈴木上下水道部長

使用料が 4 億 4,014 万 2,000 円、それから、いわゆる元金と利子ということですか、9 億 8,694 万 2,000 円。

○藤原委員



9億 8,694万 2,000円というのはどうやって出てくるのですか。

それから、4億 4,014万 2,000円ではなくて、4億 1,735万 8,000円なのではないですか。予算に出ているのは。

○中村上下水道部次長(兼)管理課長

私の方から御回答申し上げたいと思います。

資本費算入率につきまして、先ほど 44.59%というふうな話を申し上げたのですが、36.8%の誤りでございました。

というのは、使用料分に該当するのが4億 1,735万 8,000円分の11億 3,411万 4,000円でございますので、11億 3,400万円というのは元金の部分でございます。汚水の元金と利息分を足した分が11億 3,411万 4,000円でございます。それで、使用料の部分については4億 1,735万 8,000円で、割り返しますと36.8%でございました。

○藤原委員

実際には平準化債は使っているわけです。平準化債というのは山になっているので、山を、その全世代が平均に負担するように山をカットしましょうということなのです。ですから、実際には11億 3,411万 4,000円から2億 7,000万円を引いて、残りの半分は交付税で措置されると。残りの半分が下水道使用料の対象になるでしょう。ですから、平準化債を差し引いて考えなければおかしいのです。実際に平準化債を元利償還に充てているのですから。何のために平準化債を使ったかわけがわからないことになるでしょう。

ですから、本来、11億 3,411万 4,000円から平準化債を差し引いて、残りの半分は交付税で措置される、残りの分について下水道使用料に幾ら充てているわけですか。ほとんど満額になっているでしょう。

ほとんど満額になっているのです。ですから、先ほどの36.8%というのは単なる計算にすぎないです。単なる計算です。山ですから、平準化債を使っているのですから。そしてそのうちの半分は交付税措置されているのですから。交付税措置されているものは、水道であれ下水道であれ、それは一般会計に請求できるのです。交付税措置されているのですから。いろいろな本にそういうふうに書いています。ですから、残った分を下水道使用料で補てんするのです。そうしたら、もう満額措置されているのですよ、下水道使用料で。ですからあふれて、建設費にあなた方は使ってしまったのです。いろいろな事情があるけれども。

ですから、私が聞きたいのは、「平準化債を使ったら下水道料金を上げなければならない」と答えたいけれども、多賀城の事情からすれば、そういうことはあり得ないでしょうと私は聞いているのです。今の多賀城の下水道会計の事情からしたら。どうなのですか。

○鈴木上下水道部長

当然、料金改定ときは、使用料で汚水の維持管理分を差し引いて、残ったものについてはいわゆる元利償還に充てると。あと、その他の収入については、当然交付税措置があるということも私はわかっておりました。実は、現時点で、たしか藤原委員は、平成20年度から下水道料金を上げるという前提での、たしか「上げるのか」という質問に対して、「見直しをする」ということに対しての御質問かと思えますけれども、当然、私もその辺の使用料それから資本費算入率等については、ごらんのとおり数字が残ってきているということで、それから、交付税措置については、どうなっているのかということで、実は平成19

年度中にはその交付税措置分相当額については調べてほしいというようなことを話しております。それをもって、いわゆる使用料として転嫁しなければならない、いわゆる料金を値上げしなければならないことになっている料金なのかどうかということについては、19年度中に皆で検討会をして、その辺の数字を算出してやろうというような前提にしております。

ただ、先ほどの平準化債についてうんぬんくんぬんというのは、平準化債の要綱の中には、当然、平準化債についても使用料に転嫁して回収しなさいという制度にはなっていますという、制度について説明していることです。

○藤原委員

今の部長の答弁は、要するに、平準化債の制度説明の中ではああいうことが書いてあるということをお答えのだと。後段の説明は。

最初の方は、多賀城の下水道会計がどうなっているかというのは、それとまた別問題だから、それはそれとして考えなければいけないということですね。非常によくわかりました。

それで、政府の下水道平準化債の説明をしている文章をどのように解釈すべきかというのは、私は整理しておいた方がいいと思うのです。確かに平準化債の説明の3の、留意事項の中に、「その平準化債の申請に当たっては、普及率の向上等により、処理原価を抑制するとともに、経営の安定化、事業の円滑な推進等の観点から、速やかに使用料受益者負担の適正化を行い、資本費平準化債の元利償還金相当額を含む処理原価を確実に回収すること等に特に留意し、経営安定化計画を策定すること」となっています。

しかし、これは大変な矛盾なのです。平準化債を使うから料金を上げなくて済むようになるのです。平準化債を使わなかったら一般会計の繰り出しが大きくなって、一般会計で維持できないから、使用料を上げるとか何とかという話が出てくるのです。

ですから、これは全くの矛盾した話なのです。ですから、私は、いわば、万葉の歌に、黒にかかる「ぬば玉の」という枕詞とか、あと、東にかかる何とかという枕詞があるでしょう。私はこれは枕言葉のたぐいなのだというふうに、さらっと受け流せばいいと思うのです。

部長の回答は、そういうことが書いてあるということをおの間述べたのだと。ただ、多賀城の下水道の事情については、「なお精査する」というふうに答えていますので、今の答弁を了解しまして、質疑を終わらせていただきます。

○昌浦委員長

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○昌浦委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○昌浦委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第 33 号 平成 19 年度多賀城市下水道事業特別会計予算を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○昌浦委員長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

- 議案第 34 号 平成 19 年度多賀城市水道事業会計予算

○昌浦委員長

次に、議案第 34 号 平成 19 年度多賀城市水道事業会計予算を議題といたします。

- 収入支出一括説明

○昌浦委員長

それでは、収入支出一括説明を求めます。

○中村上下水道部次長(兼)管理課長

それでは、資料 9 の 57 ページをお開き願いたいと思います。

業務の予定表から御説明申し上げます。

これは、平成 19 年度の予算編成に当たり、この 1 年間の業務の基礎となる予定量をあらわしたものでございます。

業務の予定量は、平成 18 年度の実績をベースに算定いたしております。

給水区域内人口 5 万 6,788 人、給水人口 5 万 6,781 人と見込み、平成 18 年度と比較して 546 人の増を見込んでございます。給水戸数 2 万 1,755 戸、454 戸の増、普及率 99.99%でございます。年間総配水量 640 万 974 立方メートルで、5 万 8,369 立方メートルの増で、1 日平均配水量 1 万 7,489 立方メートルで 112 立方メートルの増加を見込んでおります。内訳は、仙台分水 5,000 立方メートル、仙南・仙塩広域水道 1 万 2,100 立方メートル、岡田の自主水源 389 立方メートルであります。1 日最大配水量 2 万 105 立方メートルで昨年度と比べて 198 立方メートルの増、有収水量 597 万 9,790 立方メートルで 6 万 4,042 立方メートルの増を見込んでございます。有収率は 93.4%を見込んでございます。職員数につきましては 27 名、供給単価 302 円で同額でございます。次に、給水原価 313 円 59 銭で 2 円 08 銭の増で、修繕費の増が主な理由でございます。仙南・仙塩広域水道受水費及び仙台分水受水費については記載のとおりでございます。

次の、下の表で、費用構成及び給水原価調べを御説明申し上げます。

人件費 2 億 2,154 万 7,000 円で、前年度より 253 万 7,000 円の減でございます。動力費 1,101 万 2,000 円で 20 万 9,000 円の増、薬品費 178 万 7,000 円で、単価アップのため 4 万 6,000 円の増、受水費 6 億 7,309 万円で 315 万 4,000 円の減、これは仙台分

水料金の確定によるものでございます。負担金 1 億 5,657 万 2,000 円、 897 万 2,000 円の減で、理由は受水費と同様でございます。修繕費 1 億 611 万 8,000 円で、市川配水池の耐震化の工事等のため 4,436 万 3,000 円の増、減価償却費 2 億 5,353 万 8,000 円で 161 万 1,000 円の増、支払利息 2 億 871 万 6,000 円で 1,291 万 9,000 円の減、その他物件費 2 億 4,283 万 1,000 円で、 1,376 万 3,000 円の増でございますが、コンビニ収納取り扱い等に伴う料金システムの導入費用等でございます。費用合計 18 億 7,521 万 1,000 円で、前年度対比 3,241 万円の増でございます。

以上で資料についての御説明を終わります。

欄外米印の、その他でございますが、ただいま御説明申し上げましたが、今年度の重点対策といたしまして、1、安定給水確保のためのマッピングシステムの導入、2、災害対策として市川配水池の耐震化修繕工事、3、コンビニ収納取り扱い開始等住民サービスの拡充を行うものでございます。

次に、58 ページから 64 ページまででございますが、予定損益計算書等の内訳が記載されておりますので、後ほど御参考にしていただければと思います。

次に、資料 4 の 25 ページをお開き願いたいと思います。

平成 19 年度多賀城市水道事業会計予算でございます。

第 1 条は、総則です。

第 2 条は、業務の予定量で、(1)から(3)までは、先ほど御説明したとおりでございます。

(4)の、主要な建設改良事業は、配水管整備事業で 1 億 9,731 万 6,000 円を予定しております。

配水管改良事業は 7,540 万 4,000 円でございます。

第 3 条は、収益的収入及び支出でございます。

収入第 1 款水道事業収益 20 億 1,835 万 9,000 円。

これに対する支出第 1 款水道事業費用 19 億 8,387 万 5,000 円でございます。

次の 26 ページをお開き願います。

第 4 条は、資本的収入及び支出でございます。

中段の、収入、支出から御説明いたします。

第 1 款資本的収入 1 億 667 万 7,000 円。

支出 5 億 2,289 万 3,000 円。

その結果、上段の部分の括弧書きであります。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 4 億 2,239 万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,270 万 3,000 円、当年度分損益勘定留保資金 2 億 5,958 万 5,000 円、建設改良積立金 1 億 5,010 万 2,000 円で補てんをいたします。なお、当年度発生する水資源開発負担金 617 万 4,000 円につきましては、積立処分といたします。

第 5 条は、債務負担行為でございます。パソコン借上料、これはコンビニ収納対応でございますが、 2,647 万 9,000 円で、期間及び限度額を示したものでございます。

27 ページをお開き願いたいと思います。

第 6 条は、企業債でございます。第 2 条で御説明申し上げました主要な建設改良事業を行うための起債で、配水管整備事業 1 億 9,731 万 6,000 円のうち、限度額 9,800 万円を借り入れするものとして、利率を 5%以内と定めるものであります。起債の方法、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

第 7 条は、一時借入金で、借り入れ限度額を 5,000 万円と定めるものです。

第 8 条は、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合の項目を定めたもので、営業費用、営業外費用、特別損失については流用ができるということでございます。

第 9 条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費を定めたもので、職員給与費で 2 億 2,963 万 8,000 円、交際費 20 万円でございます。

第 10 条は、たな卸資産購入限度額を定めたもので、その限度額を 843 万 4,000 円と定めるものであります。

次に、資料 8 の 177 ページをお開き願いたいと思います。

平成 19 年度多賀城市水道事業会計予算実施計画説明書でございます。

収益的収入及び支出で、収入から御説明いたします。

1 款水道事業収益 20 億 1,835 万 9,000 円。1 項営業収益 20 億 650 万 3,000 円、1 目給水収益 18 億 9,619 万 1,000 円です。これは水道料金で有収水量 597 万 9,790 立方メートルに供給単価 302 円と消費税を掛けたものでございます。

2 目加入金 3,801 万 9,000 円で、新設、増設等の加入金で 374 件を見込んでございます。

3 目受託工事収益で 2,050 万 8,000 円は、修繕工事収益 31 件分で 58 万 6,000 円は、給水装置の修理代を見込んでございます。その他受託工事収益 1,992 万 2,000 円は、県道玉川岩切線の道路改良工事や仙台港背後地土地区画整理事業に係る、配水管布設工事に伴う収益でございます。

4 目その他営業収益 5,178 万 5,000 円は、給水工事申し込み等手数料 759 件で 329 万 9,000 円でございます。材料売却収益の 1,000 円は科目設定でございます。下水道負担金は下水道料金の徴収に伴う負担金で、22 万 6,000 円分、4,698 万 5,000 円を見込んでございます。雑収益 150 万円は督促手数料でございます。

2 項営業外収益 1,185 万 3,000 円でございます。

1 目受取利息及び配当金として預金利息 1,000 円は科目設定でございます。

2 目土地物件収益 151 万 2,000 円は、土地使用料として駐車場の土地貸し付けに伴う収益でございます。

3 目雑収益 2,000 円は科目設定でございます。

4 目他会計負担金につきましては、下水道会計から人件費や庁舎使用料等 1,033 万 8,000 円の下水道会計負担金収入でございます。

3 項特別利益の 3,000 円につきましては科目設定でございます。

○長田工務課長

それでは、支出について御説明申し上げます。

178 ページをごらんください。

1 款水道事業費用 19 億 8,387 万 5,000 円、1 項営業費用 17 億 4,619 万 7,000 円、1 目原水及び浄水費で 10 億 512 万 3,000 円の予定額でございます。

給料から法定福利費につきましては、職員 3 名分の人件費となります。

旅費から通信運搬費までは経常経費のため省略いたします。

次の 179 ページをお願いします。

委託料 8,008 万 5,000 円は、施設の維持管理として末の松山浄水場の運転管理委託に 5,690 万 4,000 円、法令上の水質検査等で 1,163 万 4,000 円、その他機械保守点検等に係る委託 11 件分に係る費用となっております。

次の、手数料から賃借料までは経常経費のため省略いたします。

修繕費 1,256 万 2,000 円は、機械修理として末の松山浄水場における次亜塩素注入設備修繕に 140 万円、岡田集水場の水位計交換修繕に 159 万 6,000 円、その他修繕等といたしまして新田浄水場 1、2 号井戸のかさ上げに 476 万 5,000 円、これは井戸周辺の開発が進みまして、低地になったことからかさ上げを行うものでございます。

動力費 1,145 万 4,000 円は、各水源井での取水及び導水並びに末の松山浄水場での浄水、これは水をつくる浄水でございまして、それに天の山配水池への送水に要する電力料金でございます。

薬品費 57 万 5,000 円は、浄水場での水処理に要する薬品代でございます。

負担金 1 億 6,440 万 2,000 円は、仙台分水に係る釜房ダム設備負担金でございます。

受水費 7 億 674 万 5,000 円は、仙台分水からの年間受水量 183 万立方メートルに係る料金 7,671 万 7,000 円、それに広域水道からの受水量 442 万 8,600 立方メートルに係る料金 6 億 2,950 万円を合わせて計上してございます。

食糧費、保険料は省略いたします。

2 目配水費で 1 億 8,783 万 6,000 円の予定額でございます。

給料から、次の 180 ページの法定福利費までは、職員 8 名分の人件費となります。

旅費から通信運搬費までは省略いたします。

委託料 2,687 万 8,000 円の主なものといたしましては、各配水池の機械及び電気工作物等の保守点検に 354 万 8,000 円、給配水管管理図補修正業務 410 万円は、前年度行った配水管整備工事費及び給水設備工事などの竣工図を管理台帳へ補修正するものでございます。施設現況調査の 693 万円は、配水ブロックへ向けて現在設置されております仕切り弁等の開閉状況を調査するもので、森郷、市川、天の山の各水系ごとのブロック化を行うことによって、水量、水圧、水質の管理及び各ブロック間の相互融通を図り、災害、事故等の対応が容易になることから、基本計画に基づいてブロック化を推進するものであります。

漏水調査業務委託 468 万 8,000 円は市川、天の山水系の漏水調査をするもので、調査戸数 9,800 戸、管路延長 100 キロメートルを予定してございます。

手数料、使用料につきましては省略いたします。

次に、181 ページをお願いします。

賃借料 204 万 4,000 円の主なものは、工事積算システムの機械借上料 125 万 8,000 円となっております。

修繕費 8,076 万円は、配水管修繕に 1,181 万 1,000 円、これは公道内における給配水管の漏水 35 件分、また、漏水調査業務委託で発見されました漏水箇所の修繕もあわせて計上してございます。施設修理といたしまして、市川配水池の耐震補強工事に 6,825 万円を計上してございますが、詳細設計の結果、配水池内の耐震補強のほか、新たにバイパス化配管の設置、また外壁からの漏水に対する配水池の内外の塗装などが追加になったことから、経費がふえております。

路面復旧費 588 万円は、公道内に係る舗装復旧費でございます。

動力費は省略いたします。

薬品費 130 万 2,000 円は、森郷配水池における薬品代でございます。

負担金から保険料までは省略いたします。

3 目給水費で 1,718 万 9,000 円の予定額でございます。

旅費から印刷製本費までは省略いたします。

委託料 1,363 万 9,000 円は検満となります量水器の交換業務で、口径 13 ミリから 100 ミリまで合わせまして 2,964 個分と、夜間修繕業務委託料を計上してございます。

賃借料、修繕費は省略いたします。材料費 293 万 8,000 円は有効期限切れとなります量水器及び不進行・凍結となりました量水器 1,313 個の修理代となっております。

4 目受託工事費で 2,051 万円の予定額でございます。

備消耗品費から、次の 182 ページの修繕費までは省略いたします。

工事費 2,019 万 5,000 円は、県施行であります玉川岩切線道路改良に係る配水管移設工事ほか 1 件分の工事費を計上してございます。

保険料は省略いたします。

○中村上下水道部次長(兼)管理課長

次に、5 目業務費 1 億 4,696 万 8,000 円は、水道料金調定、徴収及び検針等に要する経費でございます。

給料から法定福利費までは、職員 7 名分の職員給与費でございます。

旅費、被服費、備消耗品費までは経常経費のため省略いたします。

印刷製本費 227 万 6,000 円は、水道料金納入通知書、検針のお知らせ票等の印刷代でございます。

通信運搬費 448 万 6,000 円は、納入通知書、督促状等 8 万 120 件の郵送代を見てございます。

委託料 5,684 万 9,000 円は転出・転入に伴う 6,160 件の開閉栓業務委託と検針システム保守点検、料金システムサーバーシステム構築、マッピングシステム導入等に要する委託料でございます。

次の、183 ページの、手数料 1,814 万 7,000 円は、19 万 5,000 件の口座振替手数料とコンビニからの振替手数料 2 万 6,000 件と 28 万 5,220 件の検針の手数料を見込んでございます。

賃借料 529 万 6,000 円は、自動車 2 台の借り上げ、検針用ハンディターミナル 19 台の借り上げと、料金システムサーバーの借上料でございます。

修繕費、保険料については省略いたします。

6 目総係費 1 億 1,318 万 6,000 円は事業活動の全般に要する経費でございます。

給料から法定福利費までは、職員 8 名分の職員給与費でございます。

旅費から、次のページの、広告料までは、経常経費のため省略いたします。

委託料 332 万 8,000 円は、庁舎清掃、警備、冷暖房等 9 件分の委託料でございます。

手数料、使用料については、経常経費のため省略いたします。

賃借料 328 万 3,000 円は、財務会計システムの借上料が主なものでございます。

修繕費の 1,798 万 7,000 円は、庁舎外壁等修理に要する費用でございます。

次のページの、公債費から食糧費につきましては省略いたします。

負担金 1,110 万 3,000 円は、市の電算使用負担金や市役所で支払う総務管理経費負担金等でございます。

保険料は省略いたします。

次に、7 目減価償却費 2 億 5,353 万 8,000 円は、平成 19 年度分の有形固定資産減価償却費でございます。

8 目資産減耗費 184 万 6,000 円のうち、たな卸資産減耗費 1,000 円は科目設定でございます。

固定資産除却損 184 万 5,000 円は配水管等の除却でございます。

9 目その他営業費用 1,000 円は科目設定でございます。

2 項営業外費用 2 億 3,102 万 7,000 円でございます。

内訳といたしまして、1 目支払利息 2 億 871 万 6,000 円は支払い利息で、企業債利息 2 億 847 万 6,000 円と、平成 19 年度一時借り入れ予定 5,000 万円の借入金利息 24 万円でございます。

2 目消費税及び地方消費税 2,231 万円は、納付予定金額でございます。

3 目雑支出 1,000 円は科目設定でございます。

3 項特別損失 645 万 1,000 円は、1 目固定資産売却損 420 万円 1,000 円は、使用不能メーター13 ミリから 50 ミリまでの 1,341 個の量水器売却に伴う売却損でございます。



2 目過年度損益修正損 20 万円は、水道料金の過年度還付でございます。

3 目その他特別損失 205 万円は、平成 17 年度の 543 件分の不納欠損処分として 204 万 9,000 円と、災害復旧の 1,000 円につきましては科目設定でございます。

4 目予備費 20 万円でございます。

○長田工務課長

次の 186 ページをお願いします。

資本的収入及び支出について御説明申し上げます。

初めに、収入で、1 款資本的収入で 1 億 667 万 7,000 円の予定額でございます。

1 項 1 目配水管整備事業債 9,800 万円は、支出での配水管整備事業費 1 億 9,731 万 6,000 円の 50%を企業債として借り入れするものでございます。

2 項 1 目他会計負担金 243 万 3,000 円は、消火栓新設改良 3 基及び防火水槽給水工事 1 基に係る工事費で、一般会計からの負担金でございます。

3 項 1 目水資源開発負担金 617 万 4,000 円は、宅地分譲、集合住宅などで 140 立方メートル分を見込み計上してございます。

4 項 1 目有形固定資産売却代金 7 万円は、量水器の売却代金でございます。

次の 187 ページをお願いします。

支出について御説明申し上げます。

1 款資本的支出で 5 億 2,289 万 3,000 円、1 項建設改良費 2 億 8,016 万円、1 目配水管整備事業費 1 億 9,731 万 6,000 円の予定額でございます。

給料から法定福利費までは職員 1 名分の人件費となります。

旅費から印刷製本費までは省略させていただきます。

賃借料 144 万 3,000 円と公用車及び工事積算システム等の借り上げ料金でございます。

修繕費、保険料は省略いたします。

工事費で 1 億 8,694 万 8,000 円の予定額となっております。工事内容等につきましては、後ほど改良事業とあわせて御説明申し上げたいと思います。

2 目配水管改良事業費 7,540 万 4,000 円の予定額でございます。

委託料 262 万 5,000 円は、橋梁添架及び踏切を横断している水道管の腐食状況を調査する委託費となっております。

工事費 7,277 万 9,000 円の予定額となっておりますが、これらにつきましても、後ほどまとめて御説明申し上げたいと思います。

次の 188 ページをお願いします。

3 目量水器購入費で 509 万 3,000 円、これは給水装置に係る量水器 13 ミリから 50 ミリまで 1,715 個の材料購入代でございます。

4目その他で234万7,000円は、備品として庁舎倉庫用移動式書架棚1台、色・濁時計1台、その他パソコン等の購入代となっております。

2項1目企業債償還金2億4,253万3,000円は、政府債及び公庫債の元金償還金でございます。

3項1目予備費として20万円を計上してございます。

恐れ入りますが、議案関係資料9の66ページをお開き願います。

平成19年度建設改良事業について御説明申し上げます。

初めに、配水管整備事業で工事件数12件を予定してございます。

工事場所、事業内容につきましては記載のとおりとなっております。

本事業は、基本方針の一つであります安定供給の確保をするために、継続的に漏水や濁りが発生しやすい塩ビ管・鋼管等の小口径老朽管の布設がえ、また、配水管のブロック化を図り、安定給水と水質保全に努めていくもので、今年度は約3.7キロメートルを予定してございます。

次に、配水管改良事業でございますが、管布設では、私道などにふくそうして埋設されております個人給水管を統合し、市の管理の配水管として布設がえをするものでございます。

施設整備で6件を予定してございます。

初めに、電気防食工事は、安定給水の確保の一環として、昨年度行いました管路の腐食調査をもとに、第2下馬踏切の横断管と中峯橋に添架してあります配水管の電食防止を施し、管の延命を図るものであります。

末の松山浄水場門扉改良工事は、危機管理対策として、現在ある手動式門扉を管理室から自動開閉できるように改良し、施設の警備強化に努めるものであります。

末の松山浄水場残塩計更新及び岡田水源1号井量水器交換につきましては、耐用年数を超える老朽化から、設備の更新を行い、施設の強化を図るものであります。

テレメーター二重化は、現在、各施設からのデータをNTT回線で浄水場へ送っておりますが、災害時を想定し、無線との二重化を図り、施設の耐震化に努めるものでございます。

消火栓等は、配水管整備事業とあわせてまして消火栓改良3基、防火水槽への給水装置改良1基分に係る工事費を計上してございます。

以上で説明を終わります。

● 収入支出一括質疑

○昌浦委員長

これより収入支出一括質疑に入ります。

ここで委員長よりあらかじめ委員の皆様、質疑を予定されている方はどれくらいいらっしゃるか、拳手をちょっとお願いしたいと思います。わかりました。ありがとうございます。

ここで皆様方に申し上げます。本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

それでは質疑に入ります。

○竹谷委員

資料4の26ページ、大分あるのですが、8の187ページ、全部関連してくるのですが、まず一つお聞きしたいのは、建設改良費の起債を9,800万円に見込んでいますけれども、認められている起債借り受けするためのパーセントは幾らぐらいでしょうか。これぎりぎりいっぱいでしょうか。

○中村上下水道部次長(兼)管理課長

企業債の9,800万円につきましては、資金的支出の建設改良費の整備事業1億9,731万6,000円の半分を借りるということで、50%を見込んでおります。(「違います。限度額は幾らまで借りられるかと」の声あり)限度額については、全額借りることは可能でございます。

○竹谷委員

なぜ全額借りないのです。なぜそれを上げるかということ、185ページの、減価償却が2億5,000万円やっている。であれば、1億9,000万円お借りしても、減価償却より到達していないというふうに見るのですけれども、なぜ起債枠があるのに活用しないのでしょうか。

○中村上下水道部次長(兼)管理課長

起債を借りれば、その分、元金も5年後から償還が出てくる、利息も大きくなってくる。というのは、今、減価償却と支払利息の差というのが、これを見ていただくとわかりますが、減価償却は2億5,353万8,000円、支払利息は2億871万6,000円でございますけれども、だんだん確かに元利均等償還で借りているものですから、当初は利息が高くて、元金が低いのですが、それがある年度から逆転現象を起こしてまいります。そうすると、お金をいっぱい借りれば、それだけ後年度に対する負担金が、要するに料金として大きく変わってくるということで、50%を見込みますということで、建設事業費の半分だけを起債対象とするということで行っております。

○竹谷委員

それは平成18年度の予算では、5,000万円しか利益がないとたしか記憶していましたが、あなた方が出した資料では、2億6,400万円の利益が上がると。これがあるからこそ取り崩して、第3条予算から第4条予算に移して、償還金とかいろいろ充てているのではないですか。そういう意味でいかがですか。

○中村上下水道部次長(兼)管理課長

今のをもう一度、済みません、ちょっと聞き漏らしたものですから。

○昌浦委員長

竹谷委員、もう一度お願いします。

○竹谷委員

これだけの、当初 5,000 万円ぐらいしか出なかったというものが、2 億 6,000 万円ですね、予定は。これがあるからこそ、今あなたが説明しているような芸当ができるのでしょうか。やりくりができるのでしょうか。こんなに利益が上がらなかつたら、あなたが主張するようなことはできないでしょう。いかがですか。

○中村上下水道部次長(兼)管理課長

今、確かに竹谷委員が言われるように、利益が出なければ、財源がないものですから、起債に頼らざるを得ないというのは事実だと思います。

ただ、当初、5,000 万円から 2 億円にふえたという理由につきましては、前回の補正予算のときにお話し申し上げた内容でふえてきたものですから、見込めないものも多分含んでいるということで御理解を願いたいと思います。

ただし、借りれば借りただけ、それだけ将来に負担を残すということで、なるべく借金をしないで運営をしていきたいということで事業を運営しております。

○竹谷委員

企業というのは財政の運用だと思うのです。そして、特にこれは個人の家庭に響いてくる。今までこれだけの利益が上がっている、前から藤原委員は特に指摘をしておる。私は、これを基金とかそういうものにある程度蓄えをして、長期的に安定した料金を、市民にそういう体制をもっていくと。そういうぐあいに活用する。そして、起債として活用できるものは、企業経営の努力の中でやれる範囲は活用していく、このことは大事ではないかと思うのです。

せっかくある金を全部起債償還に充ててしまう。私はそうではないと思うのです。やはり一部は起債償還に充てても、ある一定はやはりそういうものでとっておく、保留をしておきながら、安定的な料金にしてやるということは大事ではないかと。私は下げろとは言いません。そういうぐあいの運用をするのが企業ではないかというふうに私は思うのですけれどもいかがでしょうか。

○中村上下水道部次長(兼)管理課長

竹谷委員のおっしゃるのはよくわかるのですけれども、要するに、今、上下水道部で約 1 億円ぐらいの剰余金は抱えてございます。これらについても、将来的に、今から県広域水道等いろいろ料金の値上げの話が出てくるというようなことも参酌しながら、そちらの方に回せる分は回す、それで極力経費の節減を図りながら、次世代に負担のかからない方法で剰余金を残すということでやってございます。

ですから、全額例えば借りて、お金があるのに全額借りる必要があるのかというふうに、ちょっと私は感じるところがあるのですが。

○竹谷委員

私は全額やれと言っていないです。できる範囲の中で、50%でなく、60%、80%をお借りして、もっと基金として蓄えておくという方法が必要ではないかと私は思っているのです。100%借りれるのなら借りてもいいと思うのです。減価償却が多いなら別ですけれども、財産の範囲内でいっているわけですから。私はそう思います。

それで、企業というのは、金が借りられるとき、ある程度延ばして、借りられるような、今は少なくとも金利も安いわけです。日銀が今度金利を上げるのです。これからもしそうなったときには、高い金利でまた借りていかなければいけないという状況にある。今、金

利がまだ低いところにある。そういう運用というのも企業努力ではないかと私は思うのですけれどもいかがでしょうか。

○中村上下水道部次長(兼)管理課長

先ほど来お話ししているように、竹谷委員のお話は十分にわかります。

ただ、なぜ50%にしたかということ、やはり将来、その部分、60なり70なり、80借りれば、その部分は料金原価として利息がかかるということで、それらを余り高騰させないということで、5割で半々でキープしていきましようということで借りているものですから、御理解いただきたいと思います。

○竹谷委員

水かけ論ですね。これ以上議論してもしょうがないのですが、いいですか、金利はかかる、かかる、後世に残して、水道は未来永劫つながるわけでしょう。今設備しているものは、後世に財産として残っていくわけですね。私はそう思います。

そういうのであれば、均等の負担論でいったらいいのではないかと。今の人だけそんな金を、水道料金高いなどと言われないように、「いや、これはずっと続けていくから我慢してください」と言えるような体制をつくったらいいのではないかと思うのです。そのために10億円であろうが20億円であろうが基金をためておく。それを取り崩してやっていくのだと。そして金利も今安いから、今の金利であれば、同じ1億円借りても、昔の1億円よりこのぐらいプラスになって、企業努力になるのです。ですから借換債もやるわけでしょう。金利が安いから。そういう方程式からいけば、私は、今金利が安いですから、使えるところは使って、そして蓄えできることは蓄えしておく。そして水道のこのお金はどこにも使えないわけですから、水道会計しか使えないわけですから、それは後世に水道の水という、安定供給と安全というもので使用していくのだという大義名分もあれば、だから、「変ではないか」と言われたいのではないかと私は思うのですけれども、それはやはり水道事業部が今考えていることと、私の考えていることが相違点が明らかにあるというふうになるわけですから、そういう見方ですか。

○中村上下水道部次長(兼)管理課長

私の考えからいくと、竹谷委員の考えと私の考えは180度違うと思います。

というのは、あくまでも利益が確かに出れば、その部分はキープしておけばいいというのはわかります。ただし、今は確かに金利は安いですが、お金があるのにわざわざ借りるといことは、それだけ負担をわざわざ増すだけなのです。ですから、それをトータル的に見ていって、どうだろうということで、財政計画というものを計画していくと、やはり50%ぐらいがいいですよ。ただし経済の状況によっては、それは今、50%と言っていますが、お金がなくなれば、やはり借りざるを得ない時期は来るとは思いますが、今の考えとしては、50%は、なるべく将来孫子の代まで、何回もくどいようですが、負担を軽くしてやってやりたいということで、前回の料金改定の時も50%にしたいきさつというのは、そういうところから来ております。

○竹谷委員

いや、それは十分わかっての話なのです。私が言っているのは、これはあなたが資料を出してくれましたね。できればこの線が一線になった方が、企業経営としてはやりやすいのではないかと思っているのです。でこぼこなく。例えば、2億円なら2億円にだーっと毎年支払いがあるという、起債償還があるという計数にした方が、企業としてはやりやすいの

ではないかというものを含めて、今の金利の安い時代にいかに起債を活用していくかということも、企業経営としては考えるべきではないかという私は視点なのです。私の視点について、あなたと私は正反対のようですから、ひとつ経営する責任者であるそれなりの方々、私の意見も聞いて、私の意見も参考にして、平成 19 年度以降の水道事業経営について、検討してみる価値があると思うのですけれどもいかがでしょうか。

#### ○鈴木上下水道部長

当然、水道事業については、料金収入と、それから施設の更新に伴う企業債の元金償還、それからそれに伴う支払利子、いわゆるそういう歳入歳出の中で、どう料金に転嫁をして、どう料金を設定するかということでの、起債をどの程度借りるかということが決定されることだと思えます。

当然、本来であれば、全く借りないで事業をすれば、利子も、ごらんのとおり償還金の元金のこういうグラフも出てきません。先ほどから次長が言っているとおり、いわゆるある程度は収入の中から支出するということと、その半分については料金の中で需要者に負担していただくと。折半、折半でいこうと、それが今後とも減価償却費との比と、それから元金償還、利子のバランスをとっていこうというような内容の中から、50%というようなことにしております。

したがって、竹谷委員のお話しされるとおり、歳入歳出のバランスを見て、どれくらい借りるか決定すべきだろうということは、まさしくそのとおりだと思えます。

今後とも水の給水の動向を見ながら、その辺は判断していかなければならないと、こういうことだと思えます。

#### ○竹谷委員

いや、それは幾ら言っても水かけ論で、お互いの意見の疎通はしないと思うので、これ以上は申し上げませんが、はっきり言っておきますが、皆さん方はこの水道料金を上げるとき、こんなに水道料の利益が出るという計算ではなかった。これは藤原委員が指摘しているそのままであります。

ですから、私はこれを借金返済、借りられるものについては借りて、そして残すところは残して、後世に安定した料金でやっていくという指針をするのが、あのときの説明の趣旨ではないのかというぐあいに私は感じているので、そういうことを御提案しているわけですので、御理解をいただきたいと。

それから、平成 19 年度の、今度は第 3 条予算では大体 2,100 万円しか利潤が出ないというふうに出ておりますけれども、この資料を見ても、18 年度とかわりばえがない営業費用ではないかというふうに私は見ているのですけれども、あなた方はどのように見て、この我々に資料として出した計算はどのように見ているのでしょうか。

#### ○中村上下水道部次長(兼)管理課長

確かに税抜き表示で純利益が 2,167 万 3,000 円ということで見てございます。これらについても、今、計画した内容でお金が入ってきた場合、来るという想定、これに基づいて、これぐらいのボリュームで事業を遂行していくというような前提条件のもとで出ております。

ただ、この中において、収入においても、加入金などが急にふえる場合もあります。水道料金が使われる量が多くて、上がっていく場合もあります。あと、費用については、逆に

かからない部分、例えば人件費についてもマイナス傾向でだんだんいっている、そういうようなことがあるものですから、そういうものも含めれば、確かに、今、竹谷委員が言うように、2,100万円で本当におさまるのかといえ、私もそれは「おさまる」とは言い切れないところはあります。

ただ、そういうものも参酌しながら、この事業を計画すれば、一応今、約2,200万円ぐらいの利益が出るだろうということで想定している中でございます。

○竹谷委員

私はもっと出るのではないかと見ているのです。あなたと違うのです。なぜかという、営業収益、予算書とこの数字が違う。それから、営業費用、こちらの数字より予算書の数字が大きい。去年と同じものなのに、なぜそういうような変化が出てくるのか。昨年度と違ったようなものは何があるのか、こういうものが出たから、こう出ているのだというものがなければ、今あなたが言ったことは理解できないと思うのですけれどもいかがでしょうか。

○中村上下水道部次長(兼)管理課長

平成18年度と19年度の比較でちょっとお話ししてみたいと思います。19年度におきましては、給水収益で18年度と比べて1,577万円ぐらい、(「それはわかっているのです」の声あり) そうすると、あと、そのほか、なぜ減るかということ、加入金の見込みも、これは(「ちょっと、委員長、答弁中、申しわけない。私が聞いているのは18年度と19年度ではないのです。あなた方の19年度の資料と予算書の資料の整合性を求めているのです。わかりますか、意味が」の声あり) 済みません。

○昌浦委員長

それでは、上下水道部次長、竹谷委員の質疑にお答えいただきたい。

○中村上下水道部次長(兼)管理課長

済みません。ちょっとその数字が違うというのが、ちょっと今判断つかないものですから、申しわけございません。

○昌浦委員長

ここで休憩いたします。再開は5時25分にいたします。

午後5時15分 休憩

---

午後5時25分 開議

○昌浦委員長

再開いたします。

当局の申し出により、櫻井管理課長補佐の出席を求められたので、これを許可します。

では、再開いたします。

○中村上下水道部次長(兼)管理課長

竹谷委員にちょっと確認いたしたいのですが、予算書の数字の違う部分について、資料4番と、あと何番との違いなのか、申しわけございませんがちょっと。

○竹谷委員

休憩時間に言ってくればいいのではないですか。失礼ですよ、何のために休憩をとったのですか。それから、あなた方に聞きたいです。何のために休憩をとったのですか。そういう姿勢から聞きたいですよ。と私は思います。感想があったら言ってください。

○鈴木上下水道部長

大変失礼しました。まさにそのとおりです。

○竹谷委員

長話をしてもしょうがないからあれですけども、何のために休憩をとったのか、きちんと考えてやってもらわなければ困る。出席の皆さんにも申しわけない。もう5時過ぎているにもかかわらず。

私が言っているのは、これはあなたの方で出した資料です。わかりませんか。これはどこで出した資料ですか。水道事業会計における損益計算書のC、平成17年度、18年度、19年度、多分補正予算のとき出したものだと思います。これは2億6,400万円の利益が生じるということを証明するプリントでございます。

その中に、平成19年度、この資料でいくと、営業収益19億1,118万6,000円、大まかに言います。第3条支出総計19億129万7,000円となっております。そうしますと、第3条予算の中で、あなた方がやりました水道事業費用19億8,300万円と約19億100万円、この数字の整合性。収入の第3条予算で、あなた方が出してきたのが、これでいいと思います約20億1,800万円、こちらでは19億2,200万円という数字になってくるわけです。これは消費税の絡みもあるのかどうかわかりませんが、これを、このときに大体2,100万円の利潤が生まれますという資料です。これと合わせたら、少なくとも5,000万円から6,000万円の利潤が私は読み込めるのですけれども、それで私は整合性を求めているのです。これはあなた方が出した資料でしょう。きちんとしてください。

○中村上下水道部次長(兼)管理課長

どうも大変失礼いたしました。ちょっと私も竹谷委員の方から言われたときに、ちょっと混乱してしましまして、消費税の関係かというふうな感じは持っていたのですが、申しわけございませんでした。

こちらの数字と、平成17年度から19年度にかけてつくったものと、19年度の関係について、消費税の関係で差異が出てきたということでございます。

○竹谷委員

そうであると、これから出す資料はきちんとそれを明記してください。消費税抜きだとか、消費税込みだとか。ですから、そういう資料の出し方をしてください。

それで、私は、昨年もこういう見方をして、本当に5,000万円から1億円ぐらい利潤が出るのではないですかと言いましたら、「いや、出ません」と言い切ったのです。「どうなるかわかりません。5,000万円ぐらいとれるかとれないかわかりません」という答弁をしておったので、もう一回確認しておきたいと。これは最低の利潤であって、最後の締め



なれば、平成 18 年度のように二、三倍に、企業努力で膨れ上がるようになるであろうというぐあいに私は予測するのですけれどもどうでしょう。

○中村上下水道部次長(兼)管理課長

今、確かに見込みで上げております。先ほど来から言っているように、加入金とかそういうものはわからない部分があるものですから、2 倍になるのか、3 倍になるのかと言われても、ある程度はこれよりは上がるだろうというふうな数字は持っておりますが、見込めないものについては、今ここで、こうですと言えないものですから、御了解をいただきたいと思えます。

○竹谷委員

わかりました。赤字にはならないということだけは確認できると思えますので。

それから、最後をお願いを、あなた方の意見に相違があったのですが、先ほど来とてもひっかかっていたのです。後世に借金を残さないという経営手腕でやっていくのだということ、しきりに、剰余金が出ているのでそういう発言になっているのでしょうけれども、その裏返しで、財政の運用ということと、その裏返しで、今回、資本費平準化債を苦肉の策で、企業会計にしたのをひっくり返して、財政の効率化を図るために運用しましたね。これも資金の活用の一環だというふうに私は踏んで、提言をしてきましたけれども、そういう意味合いからいけば、水道事業所ももう一步踏み込んで、現在の低利息の中での資金活用ということをやはり考えてほしいというぐあいに思うのですけれども、多分かみ合わないと思えますから要望しておきたいと思えます。

○藤原委員

ただいま竹谷委員から指摘がありました、平成 19 年度はどれだけの黒字が出るのかということなのですが、私は、これまでの傾向からすれば 2 億円は出るだろうと。これは補正予算でも審議しましたが、決算をしますと、非常に数字は正直に出てきていまして、支出では 17 億円、収入では 20 億円というのが、ここ数年ずっと続いています。19 年度に臨時的な支出がいろいろある。例えば市川配水池の修理、マッピングシステムの導入、それから外壁を修理するそうです。それらを足しても 1 億円ちょっとぐらいですから、ですから、3 億円の収入の中から 1 億円の支出を差し引いても、2 億円は黒字が出るだろうと。ここで議論しても平行線だろうと思うので、藤原は、予算委員会のときに 2 億円黒字が出るだろうと言ったということ、よく覚えておいていただきたいというふうに思えます。

それから、資料 8 の 177 ページなのですが、一般会計の歳出のところ議論したのですが、駐車場を下水道が貸している件ですけれども、料金収入が 151 万 2,000 円計上されています。これは 42 台分だというふうに理解をしてよろしいのですか。

○中村上下水道部次長(兼)管理課長

区画全体では……。台数ですか。32 台分貸し付けております。

○藤原委員

済みません。内訳をちょっと教えてもらえませんか。

○中村上下水道部次長(兼)管理課長

区画全体で 48 台、公用車が 12 台、そして来客・身障者用ということで 4 台、そのほか可能台数ということで 32 台、実際には今貸し付けているのは 30 台でございます。

○藤原委員

そうすると、この30台分について、一般会計の側と協議するということになるのですね。この間の助役の答弁からすると。

○中村上下水道部次長(兼)管理課長

その前段の、今の後段の方のお話、ちょっと私わからなかったものですから。（「部長はわかりませんか」の声あり）

○鈴木上下水道部長

先般の一般会計の中での助役の答弁ということなのですが、あのときは、必ずしも水道の前の駐車場について、うんぬんくんぬんと私は理解しませんでした。その他の駐車場がまだ、駐車場ではないですけども、いわゆるその他の敷地がまだあるという前提で、その辺について検討すると、私はそういう解釈をしました。

○藤原委員

幾ら水道のラインで助役が決裁権がないからといっても、助役の答弁を無視するのですか。私は念押ししたのですよ。生涯学習支援センターがある、水道がある、埋蔵文化財調査センターの体験館がある、その文化センターがある、そういう中に水道が何十台かわかりませんが、あそこに持っている。駐車場は満杯だと。全体としてどう解決するのかと、そのときに、最初の答弁では、助役が下の方の話をしたので、私は、そういうことを言っているのではないのだと。そうしたら、私が言っていることも含めて、当然それは解決のために協議しますと助役が答えたのです。幾ら決裁権がないからと、助役の答弁を無視していいのですか。

○鈴木上下水道部長

無視ということではないのです。先ほども言いましたとおり、その他の、いわゆるまだ利用されていない敷地もあるので、その辺も含めて検討するということですから、当然、その利用されていない方が、私どもとしては先に検討の余地があることであって、その後全体計画の中で発生してくる問題だろうということですから、その前段の、あきのものを、何も検討しないで……。

○藤原委員

では上司から聞きますから。市長ですよ。助役が決裁権から外れているのは知っていますから。

○後藤助役

部長が言ったのは後段の部分で、前の方はよく理解していなかったようですけれども、あのとき言ったのは、水道事業所で持っている土地に、公用車なり来客者用以外に、余裕のある分については、水道部としてもそれを貸すことになった要因についてということで、私もいろいろなことを話しましたがけれども、余っている土地を有効活用しますと、そういう感じがしたので、ちょっと水道部長が言っているのは、その辺をちょっと理解されていなかったようですけれども、そのように私はお話ししたと思います。

○藤原委員

ちょっと、私、今の答弁はわけがわからなかったのですけれども、私が言っているのはわかっているのでしょうか。周りに市民が利用する施設がいっぱいあるわけです。その中に水道が持っている土地があって、30台貸し付けているわけです。今、満車状態なのです。市民に開放することを優先させる必要があるのではないかと。それに対して助役は、「協議する」と言ったと思うのです。

ところが、部長は何も最初から結論が出ているわけではないのですから、まず協議すると言っているのですから、私は市長とよく協議してほしいのです。その駐車場の取り扱いについて協議をする。最初から結論はまず押しつけないので、そういう事情があるので、とにかく協議すると。どうですか。

#### ○鈴木上下水道部長

何も私は協議を、その中で検討することについて拒否しているわけではないのです。どういうあれかと言われたので、そういう解釈をしていますということを使ったのです。その他の敷地がありますから。

ですから、今、それはそれとして、水道事業所の用地についても協議してはということであれば、それはそれなりに真摯に受けとめて、協議したいと思います。

#### ○藤原委員

市長、ちょっとまだのみ込めていないところもあるので、慎重で、何も言っていないのですけれども、とにかく、きのうも言ったのですけれども、押しつける方も押しつける方ですし、買う方も買う方なのです。水道事業に要らない土地まで買わせられたのですから。買わせられたので、有効利用というので貸しているだけの話です。

ですから、やはりあれは本来水道に押しつけるべき土地ではなかったのです。ですから、私は、周りの利用状況をよく考えて、その駐車場問題についてはきちんと協議をしていたきたい。部長に要望しておきます。

それから、二つ目、182ページに、業務費の手当の中に特殊勤務手当があるのです。26万1,000円。この間の条例で、一般会計の方では大体その特殊勤務手当を廃止したというふうに記憶していますが、人事交流もありますね。水道と一般会計のところ。それで、一般会計でああいうふうに市長部局で特殊勤務手当等を廃止をしたと。それとの関係で整合性はこれとれるのかどうかという点なのですけれども、いかがでしょうか。

#### ○中村上下水道部次長(兼)管理課長

水道部の特殊勤務手当については、一般と違って、水道職員については現行のまま特殊勤務手当は支給しております。

というのは、徴収、停水がメインであるということがまず一つ、あと、今現在、料金算定期間の中にその部分も含めて計算をしているということで、将来的には、それらが、料金計算期間の中から外せば、不支給というようなことで考えてみたいということで考えております。

#### ○藤原委員

料金算定期間などとつくに過ぎたのではないですか。平成13年度から16年度でしょう。なぜそれが手当見直しできない理由になるのですか。下げられるものは下げないで、料金を下げると言っても応じないのですけれども、こういうのは料金算定期間も持ち出すのですか。

○中村上下水道部次長(兼)管理課長

というのは、今現在、現行の料金を引っ張ってきていますからという意味でございます。

○藤原委員

ちょっとそれは説得力がないですね。それはないでしょう。皆さん、部長と次長もそういう答弁をすると、上司に、今、助役がないから、すぐ市長のところに行ってしまうのですよ。

私は、人事交流があるということも考えて、料金が同じだから延ばしているのだというのは、ちょっと説得力がないと思います。特殊な事情だとだれにでもわかるのであれば、それはしょうがないとなると思うのです。ただ、一般会計でやったのは、保育士さんなのに保育手当がついていたり、それから、徴税の仕事なのに徴収手当がついていたり、そういうのは仕事の範囲内だろうということで、特殊勤務手当をやめたわけですね。

水道で停栓や開栓に行ったり、そういうのに行くのも、一般的に考えると水道の事業の範囲内ではないかというふうに、私はなるような気がするのですけれども、料金を引っ張っているからというのは、ちょっと理由にならないのではないかと思います。

○鈴木上下水道部長

実は、この水道の特殊勤務手当についても、行革の中で出ました。水道部としては、先ほども次長が言ったとおり、いわゆる料金の徴収、それから給水停止等々については、相当のやはり負担があるということで、他の水道業務の中でも特殊であるということで、手当を出そうということで、実は行革の中でも議論はされましたけれども、私としては、そのような形で引き続き特殊勤務手当を支給したいということです。

水道も、御存じのとおり、基本的には24時間動いていると。その中で、多賀城は特にその期間における料金の収入などについては、相当利用者からの暴言、暴力というのですか、実はあります。それらを踏まえて、やはりここにかかわる職員については、引き続き出そうということで、行革の会議の中でも納得していただいたということです。

○藤原委員

私は、絶対やめなさいとかそういうことを言っているのではないのです。説明がつけばいいのだと言っているのです。

それで、市長、どうですか。同じ意見ですか。水道の特殊勤務手当については。

○菊地市長

私も、これは初めてわかったもので、ちょっと精査しなければいけないというふうに思っております。

○藤原委員

わかりました。今の件はいいです。

それから、水道の検針員というのですか、ハンディターミナルで置いていきますね。口径100ミリまではずうっと料金が書いてあるのです。それ以下については、「市長が特別に定めた料金」とか何とかと書いてあるのです。この間、議会で雑談で話をしていたら、自衛隊の給水口の口径は150ミリだというのがわかったのです。議会の休憩室でいろいろ雑

談していましたら。それで、市長が定めると言っているのですけれども、100ミリ以降についてはどういうふうに基本料金を定めているのですか。

○中村上下水道部次長(兼)管理課長

自衛隊の分の150ミリの部分について、今現在、100ミリで使っている料金で取ってございます。というのは、もともとあの施設というのは、防衛施設局で持っていた施設を、多賀城市で無償譲渡、経緯は財務局を通して譲渡されたというようなことですが、その中で、100ミリと同じように扱うというようなことで、私はちょっと聞いていたものですから、今現在は100ミリの料金体系のもので算定しているということでございます。

○藤原委員

100ミリより大きいものについて、基準はきちんと決めているのだけれども、特別に、150ミリなのだけれども100ミリにまけているという意味なのですか。それとも、100ミリ以降については決めていないという意味なのですか、どちらですか。

○中村上下水道部次長(兼)管理課長

今現在、100ミリ以上の基本料金などについては定めておりません。

○藤原委員

100ミリから150ミリの間に、自衛隊以外にどのような企業なり何なりがありますか。

○中村上下水道部次長(兼)管理課長

自衛隊以外には、100ミリ以上の大口径については、自衛隊以外にございません。

○藤原委員

そういうことですか。私は、海軍工場のできて、海軍工場から米軍に行って、そして米軍から防衛庁になって、そして多賀城が無償で譲り受けたと、そういう経過はわかります。ですけれども、海軍工場のできてから60年以上たっているのです。終戦からでも60年以上たっています。世の中には普通、時効というものもあるのです。

ですから、その150ミリの口径で100ミリでサービスしているという理由が、もう既に成り立たなくなっているのではないかと。特別にまけてやっていることになりはしないかというふうに思うのですけれどもいかがですか。

○中村上下水道部次長(兼)管理課長

特別にまけたというふうなことではないのですが、当時として、昭和54年かその辺だったと思うのですが、そのときにいろいろなお話で決定したものであるというふうに、ちょっと今解釈しているのですが、ただ、まけたというふうな感じではなくて、うまく表現できないのですけれども、その中で、今まで自衛隊、防衛庁で持っていたものを、こちらの方に無償譲渡したということで、100ミリで取っているということだけしか、今のところ私、わかりません。

○藤原委員

その口径ごとに料金を決めているというのは、それはそれなりに理由があるわけですね。ですから、それから言うと、私はやはり100ミリと150ミリは1.5倍ですから、やはりそれは同じということはないのではないかと思います。

それで、防衛庁から譲り受けられたというその事情もわかりますが、しかし、私はやはり時効というのものもある。大体防衛庁自身が海軍工廠を経て譲り受けたのが大変だったわけですから、そういう点では、やはり理屈的に言うと、150ミリなのに100ミリでやっているという説明はつかないのではないかと。もし何か覚書等があるのであれば、それは公表していただきたいのですけれども、そういうのはあるのですか。

#### ○昌浦委員長

藤原委員、収入役がその経緯を御存じだということなので、発言を求められておりますので、許可したいと思います。

#### ○菊池収入役

自衛隊の関係でございますが、当時、私が担当しておったものですから、はっきりどこからどこまでというのはちょっと記憶が定かでない部分がありますが、ただ、覚えている分を御紹介したいと思います。当時、自衛隊から移管を受ける際には、先ほど次長が一生懸命話をしている内容なのです。財務局、仙台市、あるいは防衛庁、あるいは自衛隊、これらとの協議が非常に困難を来しまして、それであの当時、自衛隊から13名の職員を引き継いでやった事案だったのです。

それで、この水道料金の口径別にする際も、自衛隊というのはああいう施設なものですから、営内隊員がいますね。それと日常の活動の需要というものもあります。ですから、それらも含めながら、口径は150ミリなのだが、幾らにするかというのは、自衛隊そのものの施設は、何か有事の際も考えて、もともと自衛隊そのものが150ミリで布設しておったものですから、日常的に使うとするならば、どの程度なのだろうかということで、何かお互いに計算した経過はちょっと覚えているのです。それで、日常あるいは夜間使っても、大体一般的な使用量からすると、100ミリまでは使わなかったような気がするのです。それで100ミリにしようかというようにいきさつで、決定したのではなかったかというふうに覚えているのですが、ただ、それを文書にするとか何とかというふうになりますと、人の問題やら何やらいろいろあったものですから、そこまではなかなか、向こうも、自衛隊も国なものですから、なかなか文書化できないという部分もあったもので、現在にそのまま至っているのではないかと。

ただ、その後、営内隊舎も大分ふえてきているのです。ですから、それを見れば、今どうすべきかというのはまた別な問題だと思えますが、当時はそのような形で決定をした経過はあったやに、薄ら覚えですが、覚えていたものですから、御紹介したいと思います。

#### ○藤原委員

まず、これは問題提起を受けたということで、市民が納得する方向で解決をしていただきたいと。100ミリは恐らくほかにもいっぱいあるのだと思うのです。その100ミリ払っている人たちは、実際に100ミリだと思うのです。ですから、やはりそういう人たちが納得できるような対処をしていただきたいというふうに思います。

それから、最後に、料金引き下げできない理由について、皆さん方はいろいろ言っています。大体三つ言っています。一つは、受水費がアップするのだと。二つ目、元金が減価償却を超えて大きくなるのだと。三つ目、設備投資をいろいろやらなければならないのだと、災害対策や何やらやらなければならないのだと。三つ上げています。

3番目の設備投資については、では計画はあるのかと聞きましたら、現在は無いのだと。平成19年度中に考えるのだということですから、これは理屈にならない理屈です。

それから、その元金の問題です。黒字が大きいから下げろと言うと、いや、元金が減価償却を超える時期が来るのだということで、この資料を出していただきました。

私が言ったのは、利子下がるだろうと、その分、元利均等償還なのだから。元金はふえるけれども、では利子は下がるだろうと。利子下がるということは、第3条の黒字はもっと大きくなるということです。ところが、いや、元金のふえ方に対して、利子はそんなに減らないのだというような話をされていました。ですけども、この資料を見ると、まさに元金がふえた分ぐらい利子は減っています。それは元利均等なので当たり前のことなのです。その分利子が、第3条の黒字がふえるに決まっています。

ですから、私は、元金が将来ふえるので、料金が下げられないというのは、料金の引き下げできない理由からは削除すべきだと。そんなことは理由にならないのだと。それを皆さん方がこの資料で示してくれたというふうに私は理解しているのですが、いかがですか。

○鈴木上下水道部長

逆に、私はこれで、いわゆる料金が下げられないという資料ではないだろうか。

○藤原委員

わかりました。では質問を変えます。元金がふえるに従って利子が減少してきます。そうしますと、第3条予算の黒字が大きくなっていくと。その事実は認めますか。

○鈴木上下水道部長

それは当然認めます。そういう意図で今まで起債借り受けを50%にしたいと。再三お話ししているとおり、多賀城市の水道料金については、受水費で約50%弱、減価償却費と利子で、合わせると約75%、残りの25%でいわゆる水をつくる動力とか維持管理を行っているということで、基本的には料金を下げたいという意図のもとで、起債の借り受けについては下げたいと。どうしても受水費については外部的要因で下げるわけにいかないと。下げることができるのは何かとなると、当然利子下げたいと。利子下げることによって料金も下げると。

あと、あわせて、いわゆる人件費、維持管理費等々についても、できる限り効率的に、アウトソーシングできるものはして、効率的にやれるものはしてやっていこうと。それらをもって料金を下げていこうということで進めてきたということだと思います。

○藤原委員

ですから、要するに、今はこの平成19年度を見てください。元金と利子がほぼ2億円台ですね。元金はふえていくと、利子は下がっていくと。ですから、元金がふえていく分、利子が減っていくから、その第3条の黒字はふえていくのです。ですから、今と比べてさらに黒字がふえるのですから、ですから、私は元金がふえるから料金は下げられないというのは全く理屈にならないと思う。

それから、もう一つ、議会の図書室に本がいろいろあるのです。「地方公営企業」、「地方自治講座9」だとか、「地方公営企業制度」だとかいろいろあります。そして、料金の基準はどうあらねばならないのかと。

どういうふうに言っているかということ、水道事業というのは、独占企業だから、売り手側が料金を決める企業だから、売り手側が料金を決めるのだから、公正妥当でなければだめなのだとことを言っています。それは当たり前です。全然競争が働いていないのですから、それは公正妥当な料金でなければだめだと。

二つ目は、原価主義なのだと。その費用についてはもちろん全部賄えるようにしなければいけないのだと。原価主義。

三つ目は、健全でなければだめだと。そこで資産維持費を認めるということです。そして、三つ目の資産維持費については、皆さんが料金を上げるときに、5,000万円ぐらいはくださいというので、私どもはそこまで要らないと言ったのですけれども、皆で、議会としては認めて、5,000万円の黒字は認めたのです。

それで、では原価とは何かということです。原価とは何か。これは第一法規の「地方公営企業」という本の中なのですが、「料金の原価はいわゆる発生主義のもとにおける費用、すなわち営業費、支払利息等経営に要するものであるが、」、ここからが大事なのです。「いわゆる資金収支上の不足額（減価償却費と企業債償還元金との差額等）は原価に含まれない。（地方公営企業制度調査会の答申では、資金収支上の不足額については、必要に応じ借換債の発行等を検討すべきであるとしている）」。これは下水道の資本費平準化債の考え方からしても当たり前ののです。ただ、ちょっと本が古い。昭和48年10月25日発行です。

次、「現代地方財政講座5-公営企業」、これはぎょうせいの昭和61年3月25日発行です。これには何と書いているか。「なお、損益計算上の費用のすべてが料金に算入され、回収されても、企業債の償還元金、建設改良費等を考慮した総体的な資金収支面では、資金不足を生ずる場合があるが、このような資金需要はここに言う原価には含まれないものであり、別途事業報酬の観点から考慮されるべき問題だ」と。

ですから、その減価償却に対して元金を超える場合、それは原価に含まれないのだと。借換債等に対応しなければいけないのだというのが、一般的に認められている立場です。

それから、3冊目、「地方公営企業制度・現代地方自治全集16」、これは昭和53年4月1日発行です。「原価とは、発生主義のもとにおける損益計算上の費用、すなわち営業費のほか支払利息等経営に要する費用を言うものであるが、減価償却費と企業債償還元金との差額などのいわゆる資金収支上の不足額を含まず、また、後述する資本報酬ないし事業報酬もここで言う原価には含まれないものと解する」。

4冊目、これも「地方公営企業の経営」という本ですが、「現代地方自治全集17巻」、ぎょうせい、昭和52年2月10日発行です。「このような問題があるにもかかわらず、」、このような問題というのは、減価償却費と元金償還との差額が発生する場合もあるのだと、「このような問題があるにもかかわらず、公営企業の料金決定方式として原価主義をとっているのは、過去・現在・将来において、公営企業のサービスを利用する者の負担の公平を図るためである」と書いているのです。

まさに減価償却を超える元金の額というのは、下水道で言う平準化債の概念なのです。なぜそういうのを料金で賄わなければいけないのだという理屈が出てくるのかということです。皆さん方が言っているのは。私は議会事務局の図書室にある本、四、五冊しか紹介していませんでしたが、こういういわゆる政府が一般的に認めている理論的な立場とは全然違うことを言っているのです。私は、企業債の償還元金が多くなるから、料金を下げられませんかなどということは、恥ずかしくて言えないのではないかと。取り下げるべきではないかというふうに思うのですけれどもどうですか。

○鈴木上下水道部長

原価につきましては、当然すべての費用について算入すると。それで、先ほど言われました元金償還不足額についても、当然それは、いわゆる当然発生すると。制度的に発生する



と。これは再三申しているとおり、減価償却期間と元金の償還期間が差があると。これは構造的に当然発生するというのは、これは当然資本費ということで、資本費の中の資産維持費という中で組み込んで、不足額についてはそれらをもって充当することということで、我々は料金算定、日本水道協会が発行する料金算定の中で示されているので、それに従ってやっているということで、不足額については、ではどこから持ってくるのかとなりますと、当然それは施設を維持する、施設を整備したということになりますと、当然原価に介して徴収するというのは、これは当たり前だろうと私は思っております。

○藤原委員

皆さん方は、資産維持費を認めてくださいと言いましたよ、料金を上げるときに。年間 5,000 万円だったでしょう。年間 5,000 万円の資産維持費を認めてくださいと。私どもはどうもおかしいと思って反対しました。ですが議会全体が認めて、5,000 万円の資産維持費を認めたのです。なぜ 5,000 万円の資産維持費が 3 億円の黒字になるのですか。あのとき、3 億円もうけさせてくださいと言ったら、議会は認めなかったと思いますよ。それで、5,000 万円と言っていたのが、3 億円の黒字になったのですから、下げろと言うと、今度は、減価償却費を元金を超える時が来るから下げられないと言う。ですが、そんなのは原価には含まれないのだというのが、公の理論的な立場です。

ですから、私は、確かに資産維持費でそれは見るものだというのですけれども、資産維持費自体 5,000 万円と言っていたのが 3 億円の黒字になっているのですから、私、これ、市長にコピーを上げますから、それから水道には多分これはもう既にあると思うので、なかったら上げますが、コピーを上げますので、ぜひその減価償却費と元金の額をどのように考えるべきなのか、それはぜひ再検討していただきたいと思います。

6 時を過ぎましたので、以上で終わります。

○昌浦委員長

ほかに質疑はございませんね。

(「質疑なし」の声あり)

○昌浦委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○昌浦委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第 34 号 平成 19 年度多賀城市水道事業会計予算を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

○昌浦委員長

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○昌浦委員長

以上で本予算特別委員会に付託をされました議案第 29 号から議案第 34 号までの、平成 19 年度多賀城市各会計予算の審査はすべて終了いたしました。

各議案ともそれぞれ原案のとおり可決すべきものと決しましたので、この結果については、議長あて報告いたします。

なお、委員会報告の作成については私に一任願いたいと思います。

これをもって予算特別委員会を閉会いたします。

長期間にわたり御協力いただきましてありがとうございました。

午後 6 時 09 分 閉会

---

予算特別委員会

委員長 昌浦 泰己